

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

社会・援護局 福祉基盤課

目 次

○重点事項

1	福祉・介護人材確保対策について	
(1)	福祉・介護人材確保の現状と課題	1
(2)	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行について	1
(3)	福祉・介護人材確保対策の促進	5
(4)	福祉人材センターにおける人材確保対策	6
(5)	福利厚生センターによる福利厚生事業	8
(6)	日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成	8
(7)	社会福祉事業従事者に対する研修等	9
(8)	「介護の日」について	10
2	経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	
(1)	現状	11
(2)	平成24年度の受入れ	11
(3)	候補者に対する学習支援策（平成24年度予算案）	12
(4)	平成20年度インドネシア人候補者に対する滞在期間の延長の取扱い	12
(5)	ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて	13
(6)	職員等の配置基準の取扱いについて	13
(7)	各地方公共団体への情報提供等	13
3	独立行政法人福祉医療機構について	
(1)	社会福祉振興助成事業について	15
(2)	福祉貸付事業について	16
(3)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	17
4	社会福祉法人の指導監査について	
(1)	法人指導監査の実施について	19
(2)	法人指導監査に係る連絡事項について	20
(3)	社会福祉法人の認可・指導監督権限の各都道府県から一般市への委譲について	21
(4)	個人が法人に寄附を行った場合における税額控除制度の周知について	22
5	社会福祉施設の耐震化、防災対策について	
(1)	社会福祉施設等の耐震化について	23
(2)	社会福祉施設等の防災対策について	24
6	福祉サービスの質の向上のための取組みについて	
(1)	福祉サービス第三者評価推進事業	26
(2)	苦情解決事業	28
7	社会福祉施設の運営等について	
(1)	施設の役割と適正な運営管理の推進	29
(2)	社会福祉法人新会計基準について	29
(3)	感染症の予防対策等	30
(4)	社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	32
(5)	社会福祉施設等の木材利用の推進について	33

○参考資料

1	介護の担い手と介護職員の見通し	35
2	今後の介護人材養成の在り方について	36
3	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の 実施について	43
4	都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領（案）	44
5	福祉介護人材確保対策の継続	46
6	介護福祉士等修学資金貸付制度について	58
7	被災3県の求人・求職動向	64
8	都道府県福祉人材センター・バンク一覧	66
9	都道府県福祉人材センター事業実施状況	68
10	都道府県福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況	76
11	都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況	77
12	福利厚生センター関係資料	78
13	平成24年度社会福祉研修実施計画（案）	82
14	国立保健医療科学院において実施する研修（平成24年度案）	84
15	社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等	85
16	社会福祉士会・介護福祉士会会員数都道府県別一覧	87
17	都道府県別社会福祉士会等職能団体名簿	88
18	経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の 受入れ（概要）	91
19	EPA候補者の介護福祉士国家試験の受験について	93
20	外国人介護福祉士候補者に対する学習支援策の概要等	95
21	EPA介護福祉士候補者に係る職員等の配置の基準の取扱いに ついて（案）	96
22	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	97
23	法人指導監査後の流れ	99
24	都道府県・指定都市・中核市別社会福祉法人数	100
25	社会福祉施設等の耐震化状況	102
26	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況について	105
27	第三者評価事業（都道府県別の受審数）	106
28	社会福祉法人の新会計基準について	107

重 点 事 項

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口は減少する見通しであり、平成20年の労働力人口は約6,600万人であったが、平成37年には約5,800～6,300万人になるものと推計される。

介護分野については、平成23年度の介護職員は約140万人であり、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約213～244万人の介護職員が必要となる見込み（年平均約5～7万人。介護職員の増は約6万人（20年度→21年度））である。（参考資料1参照）

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成21年は約45.5万人（介護職員に占める介護福祉士の割合は33.9%）であり、ここ数年は、年5万人程度増加している。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

（平成18年度：1.74倍→平成20年度：2.20倍→平成22年度1.38倍→平成23年12月1.92倍）

このため、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要である。

また、現下の引き続き厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野と位置づけられ、今後の雇用の受皿として期待されているところである。

(2) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行について

平成23年4月、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正を含む「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出、同年6月に可決成立し、公布したところである。

各都道府県におかれては、本改正法の内容をご了知の上、円滑な施行に向けて配慮をお願いしたい。（参考資料2参照）

ア 介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期と実務者研修等の導入について

介護福祉士養成の在り方やキャリアパスの在り方等について検討を行ってきた「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」の報告書が、平成23年1月20日に取りまとめられ、介護人材の安定的確保と資質向上を図る観点から、今般の法改正を行ったところである。

これにより、実務経験者に対する実務者研修の受講義務付けを含めた資格取得方法の見直しについては、3年間施行を延期し、平成27年4月施行とされた。

平成23年10月には、実務者研修事業者の要件等について規定する省令を公布するとともに、設置運営指針等の関係通知を発出したところである。

また、イにあるとおり、介護福祉士の業務として喀痰吸引（たんの吸引）等の医療的ケアが導入されることに伴い、介護福祉士の養成課程においても、喀痰吸引等の医療的ケアに関する教育内容を盛り込んだところであり、関係省令及び関係通知を平成23年10月に発出したところである。

各都道府県におかれては、管内の介護職員基礎研修や、訪問介護員研修の実施事業者等、実務者研修の実施を検討している事業者等に積極的に広報・啓発を行う等、研修実施主体の参入について特段の配慮をお願いしたい。

また、実務者研修の履修については、既存の介護職員基礎研修や訪問介護員研修、認知症介護実践者研修等の修了者については、一定程度の読替えも可能である。

また地域において社会福祉協議会や各法人等において実施されている研修についても、研修内容に応じて、実務者研修の読替えが可能である。読替え可能な研修メニューを地域の関係機関、関係団体等に広く提供することにより、地域の介護職員の研修機会の拡大、資質の向上につながると考えられるため、関係者に広く周知の上、地方厚生（支）局、管内関係機関、関係団体とも十分連携の上、対応願いたい。

イ 喀痰吸引等の制度の施行について

今般の法改正により、これまで実質的違法性阻却として通知により実施されてきた介護職員等による喀痰吸引等の業務について、法制度として位置付けたところ。社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護福祉士の業務として喀痰吸引等の行為が加わるのは平成27年度の国家試験合格者からとなるが、すでに介護福祉士の資格を有する者、あるいは改正法の施行前に資格を取得した者についても、「認定特定行為業務従事者」として都道府県知事の認定を受ければ喀痰吸引等の業務を行うことは可能である。（平成24年4月施行）

また、すでに通知により喀痰吸引等の行為を行っている者については、一定の経過措置を設けることとしており、平成23年11月に経過措置の取扱いを含めた施行通知を发出したところである。

なお、可能となる行為は、平成23年10月に公布した省令において、経口内、経鼻内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の5つの類型に限定しているところである。

介護職員等が喀痰吸引等の業務を実施するにあたっては、都道府県の登録を受けた登録研修機関において50時間の講義と行為ごとの演習からなる基本研修を修了した後、実地研修を修了する必要がある。

また、喀痰吸引等を行う事業者は、都道府県知事の登録を受ける必要があり、登録を受けるにあたっては、医療との連携体制の確保等を要件とするなど、事業所として安全、適正に業務を行うことができることを要件としている。

平成24年年4月の施行に向け、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録手続、経過措置対象者への証明証の交付等の準備についても、遺漏のないようよろしくお願いしたい。

ウ 平成24年度喀痰吸引等研修事業について

(ア) 都道府県喀痰吸引等研修事業

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等の業務を行う介護職員等を養成する「都道府県喀痰吸引等研修事業」については、平成23年度までは老健局及び障害保健福祉部においてそれぞれ必要な予算を確保して実施してきたところであるが、平成24年度からは、社会・援護局の所管する「セーフティネット支援対策等事業費補助金」の事業として実施することとしているので、ご了解願いたい。(参考資料3参照)

なお、現時点で以下の事業内容を予定しているので、各都道府県におかれては、平成23年度事業との整理(※)についても留意の上、積極的に本事業に取り組まれない。(現段階の案については、参考資料4参照)

※ 24年2月23日(木) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料
第9(2)より抜粋

「なお、平成23年度の都道府県研修が年度内未修了者については、都道府県において平成23年度内に修了した研修内容の証明を行うことにより、引き続き、未修了分について上記セーフティネット支援対策等事業費補助金の研修受講対象者となり得る予定であるので、ご留意願いたい。」

(イ) 喀痰吸引等指導者講習事業

都道府県レベルで喀痰吸引等の研修指導を行う指導者に対して講習を行う「喀痰吸引等指導者講習事業」についても、平成23年度まで老健局及び障害保健福祉部においてそれぞれ必要な予算を確保して実施してきたところであるが、平成24年度からは社会・援護局において予算を一括して計上することとしたところである。

おって、平成24年度における指導者講習事業の実施時期、実施内容等について、お知らせすることとしているので、ご了解願いたい。

エ 施行準備における留意点について

実質的違法性阻却の通知を含め、介護職員等によるたんの吸引等の取扱いについては、平成24年4月1日から施行となる改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づき実施されることとなるが、登録事業者としての基準を満たさない場合には、事業者は都道府県知事の登録を受けることは出来ないこととなるため、各都道府県におかれては、各施設に対し、必要な体制整備等についてあらためて御指導いただくとともに、管内各関係団体、関係施設に対し、関係通知等について改めて周知いただきたい。

オ 都道府県における吸引等の制度の施行事務調査の実施について

各都道府県におかれては、本年4月の制度施行に向けて、経過措置対象者への証明書の交付など、必要な準備作業をすすめていただいているものと承知している。

国においても、全国の実施状況を把握する必要があるため、近日中を目途に、以下のような項目で実施状況を調査することとしているので、ご協力願いたい。

- ・ 事業所種別ごとの登録特定行為事業者数
- ・ 登録研修機関の名称、研修機関ごとの研修区分別の受講予定人数
- ・ 認定特定行為業務従事者認定証の発行件数（研修種別、経過措置対象者の種別ごと）
- ・ 平成24年度研修事業の実施予定、研修対象予定者数（研修の種別ごと）
- ・ 指導者講習の推薦希望者数

(3) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保対策の継続

平成20年度2次補正予算（平成21年度1次補正において積増し）、平成21年度当初予算から実施している福祉・介護人材確保対策は、平成23年度までの事業として各都道府県において実施してきたところである。

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、前述の（1）のとおり、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要があることから、平成23年度第4次補正予算において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を平成24年度まで1年間延長することとしている。

併せて、これまでの事業の実施状況等を踏まえ、都道府県の介護サービス量や施設・事業所の状況等に応じて柔軟に事業が実施できるよう、事業内容を以下のとおり見直しすることとしているので、各都道府県におかれては、福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取り組みをお願いしたい。（参考資料5参照）

【見直し後の事業】 ※福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

1. 福祉・介護人材参入促進事業
2. 潜在的有資格者等再就業促進事業
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業
4. 福祉・介護人材キャリアパス支援事業
5. 福祉・介護人材確保対策連携強化事業
6. 各都道府県の実情に応じた独自事業

イ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成23年度3次補正予算において、被災学生に対する貸付に必要な原資の確保を行うとともに、平成24年度予算案においては、貸付対象に実務者研修の受講者を新たに加え、質の高い介護福祉士の安定的な確保を図ることとしている。

これを受け、「介護福祉士等修学資金貸付制度要綱」等の改正を予定しており、各都道府県におかれては、条例等の貸付制度関係規定の改正準備を行うとともに、貸付希望者に必要な資金を交付されたい。（現段階の改正案については、参考資料6参照）

(4) 福祉人材センターにおける人材確保対策

ア 被災3県における福祉・介護人材の確保

昨年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県においては、6月以降新規求人数が大幅に増加しているが、新規求職者数は回復していない状況である。
(参考資料7参照)

今後、被災した介護施設等の再開、移転が本格的に進むことから、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災3県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。

また、中央福祉人材センターにおいては、都道府県福祉人材センターと運用しているホームページ「福祉のお仕事」において、被災者の方々に対して居住等に一定の配慮のある求人を「被災者用求人」として、紹介しているところである。

さらに、被災3県の施設の再開情報や求人情報、I・Uターンフェア等の情報を提供するため、ホームページの改修を被災3県の福祉人材センターと検討している。

各都道府県におかれても、都道府県福祉人材センターと連携のうえ、管内の避難者並びに求職者に対して、これらの情報の積極的な提供と周知をお願いしたい。

イ 中央福祉人材センターにおける取組

中央福祉人材センターにおいては、平成24年度から、人材確保対策がより円滑に行えるよう、各都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクを直接訪問し、指導援助を行うこととしているので、ご了解いただくとともに、各都道府県福祉人材センターの機能強化が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

ウ 都道府県福祉人材センターにおける取組

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、社会福祉法に基づく社会福祉事業従事者の確保対策や「福祉・介護人材マッチング支援事業(基金事業)」等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業については事業内容を見直し、期間を延長することとしているが、福祉・介護人材マッチング支援事業については、これまでの事業に加え、職場定着のための就業後のフォローアップまでを一体的に行えるよう、「福祉・介護人材マッチング機能強化事業」として継続することとしている。(参考資料9参照)

各都道府県におかれては、当該事業をはじめ、見直し後の基金事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

また、見直し後の基金事業では、福祉・介護分野への就職者数等を事業成果として把握することとしているが、効率的な把握のためには「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」において福祉人材センターが運用している「福祉人材情報システム」の積極的な活用が重要であるため、現在、中央福祉人材センターが中心となり、事業成果の把握・分析等に関するシステムの改修を予定している。

なお、当該改修に要する経費については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の対象経費とすることが可能であるため、各都道府県においては、都道府県福祉人材センターと調整いただき、システムの改修について協力をお願いしたい。

エ 無料職業紹介事業の取り扱いについて

都道府県福祉人材センターにおいては、社会福祉法第94条第6号に規定する社会福祉事業従事者への就業援助の一つとして、無料職業紹介事業を実施しているところである。

労働局への申請にあたっては、無料職業紹介事業は「都道府県福祉人材センターが運営する事業の一部」であり、セーフティネット支援対策等事業費補助金等は「職業紹介の対価ではない」ことを説明する必要があるが、委託契約の内容から補助金等が職業紹介の対価であり有料職業紹介事業と判断される事例の報告があったため、各都道府県におかれては、都道府県人材センターと調整いただき、契約内容の点検等の対応をお願いしたい。

オ ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。(参考資料10参照)

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

なお、見直し後の基金事業である「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」では、都道府県福祉人材センターが中核的役割を担い、各基金事業の連携強化を図ることが可能であるので、労働関係部局等の参加についても調整をお願いしたい。

(5) 福利厚生センターによる福利厚生事業

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の指定を受け、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進するため、多種多様なサービスを提供している。

これらのサービスは、小規模な社会福祉事業者が単独では実施することが難しい福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものである。各都道府県におかれては、社会福祉事業従事者の福利厚生の充実が図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層の協力をお願いしたい。(参考資料12参照)

(6) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）、社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）
社会福祉士養成課程（1年7月）
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）
精神保健福祉士短期養成課程（10月）

ア 福祉専門職大学院

専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国唯一の福祉の専門職大学院である。

専門職大学院では、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県の専門職の養成にも力を入れており、これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（3名）、東京都（2名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣も増えており、現職復帰後の活躍が期待されているところである。

各都道府県におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（１年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※ 現職者には、働きながら学べる２年間コースの長期履修制度がある。

※ 専門職修士の学位を取得。また、社会福祉士国家試験受験資格も取得可。

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催 ※（ ）内は23年度実績

日本社会事業大学では、都心の文京区茗荷谷にある文京キャンパスにおいて、

○福祉・介護分野の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」（16講座）

○福祉事務所等における処遇困難事例の対応策を学ぶ「福祉マイスター道場」

（3講座）

○福祉経営に携わる職員向けの「福祉経営塾」（1講座（13日間））

を実施しているので、各都道府県におかれては、職員の派遣について検討するとともに、管内の市町村及び関係団体等への周知をお願いしたい。（詳細については、大学ホームページ「専門職大学院リカレント講座」を参照願いたい。）

（７）社会福祉事業従事者に対する研修等

平成２４年度において、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、管内の市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。（参考資料13参照）

なお、中央福祉学院においては、福祉・介護サービス従事者のキャリアパスに対応した生涯研修について取り組んできたところであるが、現在、新たな生涯研修の実施に向けた検討を行っている。

平成２４年度中には、具体的な実施内容を示すとともに、指導者養成研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会や研修機関からの参加について配慮をお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行う予定であるため、各都道府県におかれては、職員の受講について検討するとともに、管内の市町村への周知をお願いしたい。(参考資料14参照)

(8)「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、11月11日を「介護の日」と定めているところである。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「介護の日」前後二週間(11月4日から11月17日まで)を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

厚生労働省においては、本年度、宮城県庁の協力をいただいて、仙台市の東北福祉大学において「震災の介護現場から見えてきたもの」をテーマに「介護の日フォーラム」を開催したところである。また、各地方公共団体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。

このように、「介護の日」の普及・啓発に向けて、各地方公共団体等の御尽力をいただいたことに関して、厚く御礼を申し上げる。なお、本年度の各地方公共団体等の取り組みについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管下の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、協力願いたい。

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（E P A）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。（参考資料18を参照）

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度 77名の候補者を受入れ
- ・ 平成23年度 58名の候補者を受入れ

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

- ・ 平成21年度
 - 【就労コース】 190名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 27名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度
 - 【就労コース】 72名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 10名の候補者を受入れ
- ・ 平成23年度
 - 【就労コース】 61名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 募集なし。

(2) 平成24年度の受入れ

平成24年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入施設と候補者とのマッチング及び母国での日本語研修を経て、平成24年5月頃、入国手続を行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成24年度予算案）

平成24年1月に、平成20年度に入国したインドネシア人候補者が初めて国家試験を受験したところである。（参考資料19参照）

また、平成24年度には、平成21年度に入国した候補者が国家試験を受験するが、フィリピン人候補者については初めての国家試験となる。

当局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、本年度から介護専門知識習得のための支援を行っているところである。

平成24年度予算案においては、これまでの学習支援を継続するとともに、新たに、平成20年度受入候補者のうち、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した者の再チャレンジを支援するための経費を新たに盛り込んだところである。（参考資料20参照）

なお、受入施設において実施する候補者に対する日本語学習や介護分野の専門学習に係る経費を補助する「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」については、介護技術講習会の受講費用も補助対象とすることが可能である。

介護技術講習会を修了した者は、国家試験（実技試験）が免除となるため、各都道府県におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は地方公共団体に財政負担を求めるものではない。

(4) 平成20年度インドネシア人候補者に対する滞在期間の延長の取扱い

「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成23年3月11日閣議決定）に基づき、外交上の配慮の観点から平成20年度に入国したインドネシア人候補者のうち、平成23年度の介護福祉士国家試験に合格しなかった候補者について、

- ・ 候補者本人から国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること
- ・ 受入機関により、国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、適切な研修を実施するとの意思が表明されていること
- ・ 介護福祉士国家試験の得点が一定の水準以上の者であること

等の条件に該当する候補者について、追加的に滞在期間の延長（1年間）を認めることとしている。合格発表（3/28）後、できるだけ速やかに滞在期間延長の基準を候補者・受入施設に通知できるよう、関係省庁とも協議し、検討することとしている。詳細については、別途お知らせするので御了知いただきたい。

(5) ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

日越EPAの規定に基づき交渉を行ってきた結果、昨年10月にベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れることについて大筋で合意に達したところである。

候補者の受入れに関しては、次のような基本的枠組みについて両国間で一致している。

- ・ 候補者となるためには、基本的に現地でしかるべく日本語研修を受けることを前提とした上で、一定の日本語能力を有することを条件のひとつとする。
- ・ 訪日後は、資格取得のため、これまでの我が国が締結したEPAと同様の期間及び滞在資格において滞在を認めるなどの扱いを行う。

今後、受入れの時期等について、ベトナムとの交渉を経て固めていくことになるため、詳細が決定した後、別途お知らせするので、御了知いただきたい。

(6) 職員等の配置基準の取扱いについて

現在、候補者については、受入指針告示により、受入施設の要件の1つとして「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされており、職員等の配置の基準の算定対象とされていない。

今後、経済連携協定に基づく候補者の受入れの円滑化を図るため、パブリックコメントの結果を踏まえ、

- ・ 受入施設での就労経験が1年に達した者
- ・ 日本語能力試験N2以上を保有している者

である候補者について

- ・ 夜勤に係る加算の対象とできること
- ・ 昼間のユニット単位での配置基準等に算入できること

を認める旨の受入指針告示の改正を行う予定である（平成24年4月施行を予定）。

（参考資料21参照）

(7) 各地方公共団体への情報提供等

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を定期的に行っているところである。これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、概算要求の内容、集合研修の概要、受入施設の担当者に対する日本語教育方法に関する説明会の案内等をさせていただいた。

今後とも、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

なお、地方公共団体の中には、候補者や受入施設に対する独自の支援策を講じていただいているところもある。今後とも、候補者の円滑な就労・研修に向けた各般の御協力をお願いしたい。

3 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

（1）社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業は現下の政策課題を踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的としている。

① 助成に際しては多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働（共同）して創意工夫ある活動を行う事業を重視することとし、平成23年度から助成対象事業を

- 先駆的・独創的な創意工夫ある活動に対して助成を行う「福祉活動支援事業」及び「社会参加促進活動支援事業」
- 複数の団体が連携、ネットワーク化を図り、協働（共同）した創意工夫ある活動に対して助成を行う「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び「地域連携活動支援事業」

に見直しており、平成24年度の事業分については機構のホームページ等に掲載し、2月1日から2月27日まで募集を行ったところである。

今後応募内容を審査し、4月中旬を目途に選定結果を各団体に通知する予定であるのでご了解願いたい。

② 平成24年度についてはこれらの取組に加え新規の事業として、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る事業について助成を行うことを検討している。

新規の事業についても詳細が決まり次第、機構のホームページ等を通じてお知らせすることとしているので、NPO法人をはじめ各種団体等への周知方について格段のご協力をお願いしたい。

(2) 福祉貸付事業について

① 平成24年度福祉貸付事業について

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中、東日本大震災の復旧・復興に必要な整備に対応した融資等政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いしたい。

また、機構主催で、平成24年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」（平成24年3月23日）が開催される予定であるため、積極的な参加をお願いしたい。

ア 貸付規模

資金交付額 3,912億円（うち福祉貸付 2,118億円）

イ 貸付条件の見直しについて

別表のとおり

ウ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、協調融資の利用促進について引き続き社会福祉法人に対して、その活用について助言をお願いしたい。（参考資料22参照）

② 東日本大震災の復旧・復興に向けた対応について

先般の東日本大震災は社会福祉施設等においても全壊・水没等甚大な被害が出ており、復旧・復興に向けた対応が迅速に求められているところである。

そのため、機構の融資は、被災地における融資相談会の開催、専用ダイヤルの設置による電話相談等を通じて、

- 災害復旧整備のための融資について融資率100%、無利子等の優遇
 - いわゆる二重ローン状態になる法人に対する貸付条件の変更
- 等の対応を図り、被災した法人の再建を支援しているところである。

平成24年度においては、被災地の融資相談会における相談体制の強化、また、融資相談会に出席できない法人への訪問相談の充実などを検討しており、引き続き被災地の復旧・復興を支援していくので、積極的に活用していただくよう各社会福祉法人等への周知方について格段のご協力をお願いしたい。

また、2月22日に設立した株式会社東日本大震災事業者再生支援機構において、震災の被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者について、債権買取等の支援を行う予定である。

機構の融資についても東日本大震災事業者再生支援機構の支援対象になっているため、必要に応じて機構に相談いただくよう各社会福祉法人等へ周知、ご案内をお願いしたい。

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

- | | |
|----------------|---------|
| ① 平成24年度予算額(案) | 213億円 |
| (ア) 給付予定人員 | 62,713人 |
| (イ) 給付総額 | 789億円 |

② 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れが見られ、それに起因した退職手当金の支給遅延も過去に発生している。近年、遅延の改善は見られるものの、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見されるところである。

退職手当共済制度の円滑な実施のためには国や都道府県の協力が不可欠であり、社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づく都道府県負担分の補助金については、年度当初に機構から都道府県に通知(※)しているが、本通知の趣旨に鑑み、平成24年度においても早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

※「社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の交付申請について」

(各都道府県民政主管部(局)長あて独立行政法人福祉医療機構共済部長通知)

平成24年度福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大	貸付けの相手方を法人とする。
	2) 障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大	居宅介護事業、重度訪問介護事業、共同生活介護事業、児童発達支援センター等の貸付けの相手方を法人とする。
	3) 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金(つなぎ資金)の貸付け	貸付利率:財投金利(5年)+0.8% 償還期間等:5年以内(うち据置1年以内) 貸付限度額:障害児通所給付費等相当額又は担保評価額に100分の80を乗じて得た額のいずれか低い額
	4) 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付について	養護老人ホームの老朽化等に伴う建替について、無利子貸付とする。 ただし、自治体の補助を受けていることを要件とする。
	5) 国有地等を活用した社会福祉施設等の高度化事業に係る貸付け	償還期間等:30年以内(うち据置3年以内) 貸付限度額:所要資金の100分の90又は担保評価額に100分の90を乗じて得た額のいずれか低い方
継続	6) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。
	7) 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成29年度末まで延長する。
	8) 障害者の就労支援事業の推進に係る優遇措置の延長	融資率を80%とした上で、優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	9) 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。
	10) 社会福祉事業施設耐震化に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。
	11) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。

4 社会福祉法人の指導監査について

(1) 法人指導監査の実施について

ア 対象法人の重点化について

法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の審査結果（（ウ）参照）等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で特別監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な、指導について法令等の根拠に基づいた監査の実施をお願いしたい。

また、効率的な監査実施、法人の負担軽減のため、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第4878号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の規定に基づき、施設・事業の監査と並行して行われるよう努められたい。

イ 問題発生時の対応及び再発防止について

法人運営に大きな問題がある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整する等組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施する等、徹底した改善をお願いしたい。

各都道府県等においては、このような問題が発生した法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令（同条第2項）、業務停止命令、理事の解職勧告（同条第3項）、法人の解散命令（同条第4項）等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。（参考資料23参照）

また、このような事案の再発防止のため、理事会・評議員会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いすると共に、各所轄庁においては、行政手続法等を踏まえた適切な指導監査を行うように努められたい。

ウ 現況報告書の審査及び活用について

社会福祉法第59条に基づく「現況報告書」については、厳正に審査を行っていただくほか、添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたい。

また、過去数年間の現況報告書の内容を観察、分析することなどにより法人の経営状況の変化を確認し、経営状態の悪化の恐れなどが認められた場合は、早い段階で個別に法人担当者から事情を確認して対応策を講ずるなど、現況報告書を活用した適切な指導をお願いしたい。

(2) 法人指導監査に係る連絡事項について

ア 法人の資産管理（運用）について

資産の管理運用については、平成19年度の通知改正により、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、運用可能な金融商品の範囲を一定程度拡大し、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めることとしたところである。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられるところであり、過去には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられた。

こうした事例の特徴として、元本保証のないリスクの高い金融商品を購入するに当たり、そのリスクの理解が不十分であった場合や、リスク管理に必要な資産運用規程の未整備、理事長等一人の運用責任者による独断での運用など、法人のリスク管理やチェック体制が明らかに不適切であることがあげられる。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、以下の点について留意するよう、指導されたい。

- ① 役員、評議員、運用担当者の当該金融商品のリスク等についての理解
- ② 定款の変更＜定款準則第15条第3項（「前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる」）相当部分が設けられているか＞
- ③ ガバナンスの徹底＜当該金融商品で資産の管理（運用）を行うことについて、理事会・評議員会の議決を経る、資産運用規程等を作成する等＞

イ 東日本大震災への対応等について

東日本大震災の発生に伴い、被災地の社会福祉法人においては、未だ災害復旧に対応している状況等を鑑み、被災地における社会福祉法人の指導監査については、実態を踏まえ、弾力的に対応していただくよう配慮されたい。

また、被災した社会福祉法人の再建を支援するため、法人が施設を再開する場合、都市部等以外の地域でも、民間等から土地の貸与を受けること可能とする要件緩和を行っているので、了知されたい。

《参照通知》

- ・「東日本大震災により被災した社会福祉施設を運営する社会福祉法人が、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受ける場合の要件緩和について」（平成23年11月17日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）

ウ 社会福祉法人に係る調査について

「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生労働省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長老人保健福祉局長、・児童家庭局長通知）に基づき、ご報告いただいた各都道府県等が所管する社会福祉法人数等について、とりまとめたので添付する。（参考資料24参照）

なお、来年度についても、期日までに報告されたい。

（3）社会福祉法人の認可・指導監督権限の各都道府県から一般市への移譲について

昨年8月、社会福祉法が改正され、所轄庁について主たる事務所が市の区域にある法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該市の区域を越えない法人に限って、平成25年4月から全ての市が所轄庁となる。

このため、各都道府県は、一般市に所轄庁の権限が移譲となる対象法人を把握するとともに、一般市に対し事務処理内容や個別法人の説明等の権限移譲が円滑に進むよう、対応をお願いしたい。

《参照通知》

- ・「地域の自主性を及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について」（平成23年8月30日 社会・援護局長通知）

(4) 個人が法人に寄附を行った場合における税額控除制度の周知について

昨年6月、租税特別措置法が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用を可とし、平成23年分から適用することとされた。

しかしながら、未だ利用状況が低く、周知が不十分なままではないかと推察されるため、都道府県等におかれては、所管法人に対して積極的に周知いただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報を併せてお願いしたい。

- ・ 厚生労働省所管の証明書発行数：24法人(23年12月末時点)
- ・ 自治体所管法人の証明書発行数：73法人(23年11月末時点) ※申請中48法人

《参照通知》

- ・ 「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」
(平成23年8月2日社会・援護局福祉基盤課長通知)

5 社会福祉施設の耐震化、防災対策について

(1) 社会福祉施設等の耐震化について

耐震化整備については、平成21年度補正予算により各都道府県に造成された「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」等により計画的に整備が進められているところであるが、

- 平成23年度第3次補正予算において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の積み増しを行うとともに、事業実施期限を1年延長（平成24年度中に着手した事業についても交付の対象とする）する改正（「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」の一部改正について（平成23年11月30日）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を行ったこと、
- 会計検査院より平成22年度決算検査報告において、国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行率が全般的に低い（28.5%）との指摘がなされたこと、
- 平成22年9月に実施した、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加状況調査」の調査結果によると全国の耐震化率が81%（参考資料25参照）となっているが、各都道府県・指定都市・中核市別に見ると耐震化率にばらつきが見受けられること
- 平成23年10月末時点における社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行率24.3%（参考資料26参照）であり、依然として執行が進んでいないことから、社会福祉施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であるため、全ての社会福祉施設等において耐震化が図られることが望ましいが、特に耐震化率の低い都道府県・指定都市・中核市にあつては、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等を積極的に活用していただき、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉施設等に対してご指導をお願いするとともに当該基金の早期執行をお願いしたい。

なお、耐震診断を行う場合は国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3）が活用できるので、関係部局と連携を図って交付の手続きを行われたい。詳細については国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（国土交通省代表：03-5253-8111）まで照会いただくようお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の準備ができないため整備が進まない社会福祉法人等にあつては、独立行政法人福祉医療機構において、耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成24年度も引き続き実施することとしていることから、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

スプリンクラー整備については、消防法施行令の改正に伴い、平成24年3月末までに設置することが義務付けられていることから、設置義務のある施設の設置状況を確認していただき、防災安全上の観点から、未設置の施設にあつては早急に整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知するとともに適正な指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたつては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)

- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

(1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料27参照)

都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

また、受審率向上のため、受審済施設の名簿・受審施設の感想等を記載したパンフレットの作成や関係施設・事業者団体を通じた働きかけも効果的であると考えられるので、下記URLも参考の上、これらの取り組み等により、事業者への受審勧奨に努められるようお願いしたい。

(参考) 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)

http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

なお、現在、全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会において

①第三者評価の進め方の検討

②高齢者施設版評価基準の検討

③社会的養護施設版評価基準の検討

を行っている。このうち、①第三者評価の進め方の検討経過については以下のとおりであり、後日、各都道府県からご意見を伺った上で報告書として取りまとめ、年度内には通知の改正等によりお示しする予定であるため、都道府県推進組織と連携の上、対応をお願いしたい。

当面の福祉サービス第三者評価事業の推進について

福祉サービス第三者評価事業の推進をどのように図るかについて、全国推進組織である社会福祉法人全国社会福祉協議会（「福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会」）は「今後の第三者評価の進め方ワーキングチーム」を設置し、現時点での対応案について下記により検討しているところ。

<検討の背景>

○福祉サービスの第三者評価事業は、福祉サービスの質の向上に寄与する仕組みの一環として、各都道府県レベルに推進組織を設置し普及が図られている。国レベルでは「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の発出以降、受審促進を図っているが、都道府県により差が生じている。

○福祉サービスの質の向上を図る上で、施設・事業所におけるサービス評価・改善活動に取り組むことはますます重要である。そこで、施設・事業所の受審が進まない理由として指摘されている、（１）評価機関・評価調査者の質、（２）評価基準の内容、（３）受審インセンティブ等について検討することとした。

<対応策>

（１）評価機関、評価調査者の質

- ①評価件数が3年間に1件もない評価機関については、次期更新を認めないことを原則としてはどうか。
- ②全社協が開催する「評価事業普及協議会」を機能強化し、都道府県推進組織間ならびに評価機関相互の情報共有体制を構築してはどうか。
- ③全社協・福祉サービスの第三者評価事業に関する評価基準等委員会に「研修企画・運営委員会」を設置し、研修の内容充実をはかることが必要なのではないか。
- ④評価機関によっては、得意とする種別サービスや不得意とする種別サービスがあることを補うため、他県の評価機関の利用を促進してはどうか。
- ⑤各都道府県推進組織の運営を支援するため、評価調査者養成研修、継続研修について、中央での開催、あるいは複数県（たとえばブロック単位）での共催を促進してはどうか。

(2) 評価基準の内容

第三者評価基準について、共通評価項目（53項目）の構造、内容を見直すとともに、各サービス種別の内容評価基準は3年に1回見直すこととし、定期更新ができる仕組みを構築する必要があるのではないか。その際、各県の独自基準を吸収するよう努める。

(3) 受審インセンティブ、PR等

中央レベルで受審済マークを作成し、施設・事業所のホームページやパンフレット、名刺に掲示する等、関係者への周知等に活用してはどうか（各都道府県の発行する受審済証について、中央レベルの受審済マークを採用するかどうかは都道府県推進組織の判断）。

(2) 苦情解決事業

ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については利用者保護の観点から仕組みを構築しているところである。

については管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

7 社会福祉施設の運営等について

(1) 施設の役割と適正な運営管理の推進

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っていたが、平成23年7月に「社会福祉法人会計基準」を通知したところである。（参考資料28参照）

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度（予算）から移行し、平成27年度（予算）には全ての法人において移行することとしている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、今年度より「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1／2）しており、平成24年度においても引き続き実施する予定である。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定しているため、積極的な参加をお願いしたい。

（3）感染症の予防対策等

ア インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成23年11月18日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

（参考）

○厚生労働省ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza1/index.html>

○インフルエンザQ&A（平成23年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成23年12月13日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「ノロウイルスに関するQ & Aについて」

(平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

(平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設における衛生管理について」

(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」

(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、平成22年11月の第2回フォローアップ調査結果に基づき、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設について、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」(平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としており、積極的な活用を図り、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ)を平成24年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

(5) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

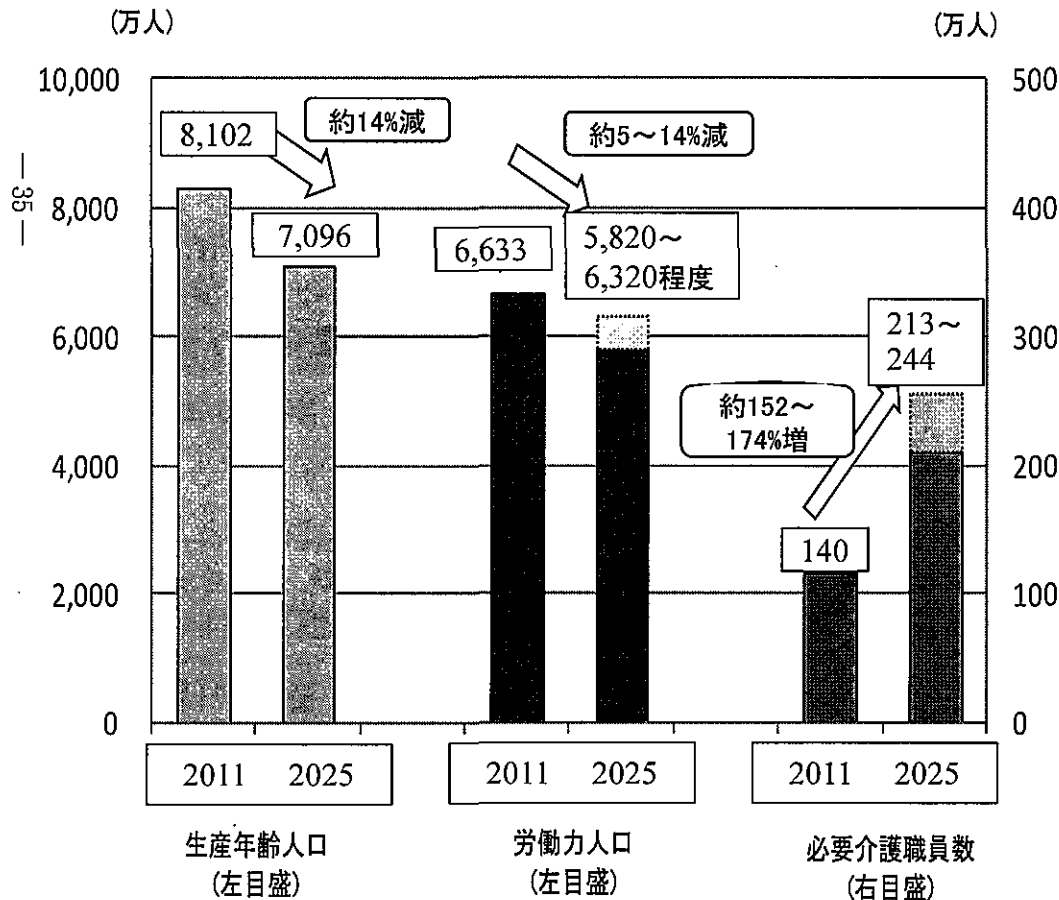
また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、木材利用の促進に係る取り組みを支援するため、機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、平成24年度も引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

参 考 資 料

介護の担い手と介護職員の見通し

- 2011年から2025年にかけて、生産年齢(15～64歳)人口は約14%減少し、労働力人口も約5～14%程度減少すると見込まれる。一方、必要となる介護職員数は約152～174%増と推計される。
- この結果、現行のサービス水準を維持・改善しようとする場合、労働力人口に占める介護職員数の割合は、2011年から2025年にかけて、1.8倍以上になる必要があると見込まれる。

生産年齢人口、労働力人口、必要介護職員数の見通し(試算)



労働力人口に占める介護職員の割合

	2011年	2025年
介護職員数	140万人	213～244万人
労働力人口	6,633万人	5,820～6,320万人
割合	2.1%	3.7～3.9%

(資料出所)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18(2006)年12月推計)」

雇用政策研究会「労働力人口の見通し(平成19年12月)」

社会保障集中検討会議(H23.6.2)「医療・介護に係る長期推計」

総務省「労働力調査」

注) 2011年の労働力人口は、2006年の労働力人口が、2012年まで平均的に減少すると仮定して計算した場合の2011年の数値。

2025年の生産年齢人口は出生中位(死亡中位)推計の値。

労働力人口は2017年から2030年の「労働市場への参加が進んだケース」と「進まないケース」が平均的に減少すると仮定して試算したもの。

2025年の介護職員数は長期推計の現状シナリオ及び改革シナリオの値。

今後の介護人材養成の在り方について

(平成23年1月 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書概要)

1. 検討の背景

- 高齢化の進展や世帯構造の変化の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質向上が不可欠。介護福祉士については、資質向上を図る観点から、平成19年に法律改正し、資格取得方法を見直し。
- 一方で、地域によっては人材が不足している等の課題があり、介護人材の安定的な確保に向けた配慮が必要。

2. 報告書のポイント

- 1 介護人材の養成体系を整理し「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」をキャリアパスの基本とする。**
⇒現在のホームヘルパー2級を「初任者研修」と位置付け。在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修とする。介護職員基礎研修は、実務者研修に一本化。
- 2 実務者研修は、以下のように見直し。** (注)19年法改正により、国家試験を受験する実務経験者に義務付けられた研修
 - ア 研修時間は450時間**
⇒ 実務者研修の目標は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得。
研修に負担感を持つ者も多い現状を踏まえ、現場職員の意欲を減退させない配慮も必要であること等から、研修目標は維持しつつ、時間数を見直し。(19年法改正時は600時間を想定)
 - イ 働きながらも研修を受講しやすい環境を整備**
⇒ 通信教育の活用、身近な地域で研修を受講できるための環境整備、過去に受講した研修(ホームヘルパー2級等)を読み替える仕組み、受講費用の支援 等
 - ウ 施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 3 介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 4 介護福祉士資格取得者がステップアップできるよう、認定介護福祉士(仮称)の仕組みづくりを進める。**

今後の介護人材キャリアパス

【現在のキャリアパス】

資格取得後のキャリアパスに十分な仕組みがない！

介護福祉士

介護職員基礎研修
修了者

ホームヘルパー
1級修了者

ホームヘルパー
2級修了者

養成体系が複雑！

見直し

(養成施設ルート)

認定介護福祉士
(仮称)

介護福祉士

<実務者研修>

初任者研修修了者
(ホームヘルパー2級研修相当)

- 多様な生活障害をもつ利用者に質の高い介護を実践
- 介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善

- 利用者の状態像に応じた介護や他職種との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を修得し、的確な介護を実践

- 在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を修得し、指示を受けながら、介護業務を実践

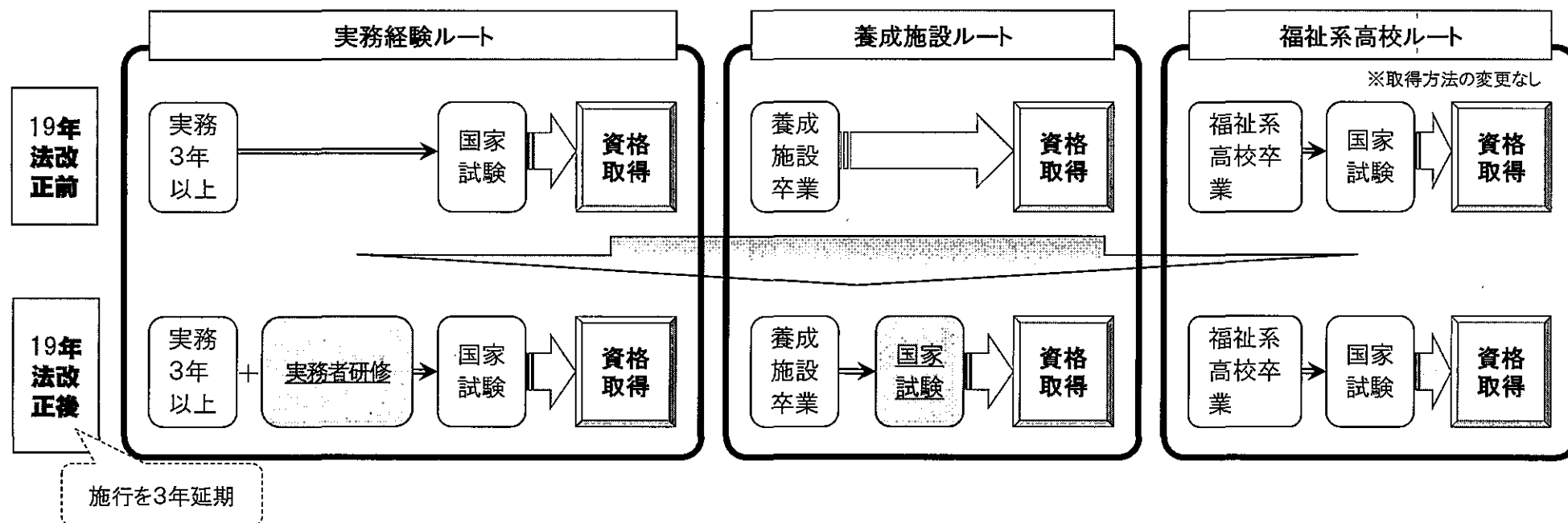
介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期について

【平成19年の法律改正】

- 介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育過程を経た後に国家試験を受験する形に資格取得方法を一元化（平成24年度から施行予定であった）
- ① 実務経験者 … 3年以上の実務経験に加えて、実務者研修（6ヶ月研修）を義務付け
- ② 養成施設卒業者 … 国家試験受験を義務付け

【今後の対応】

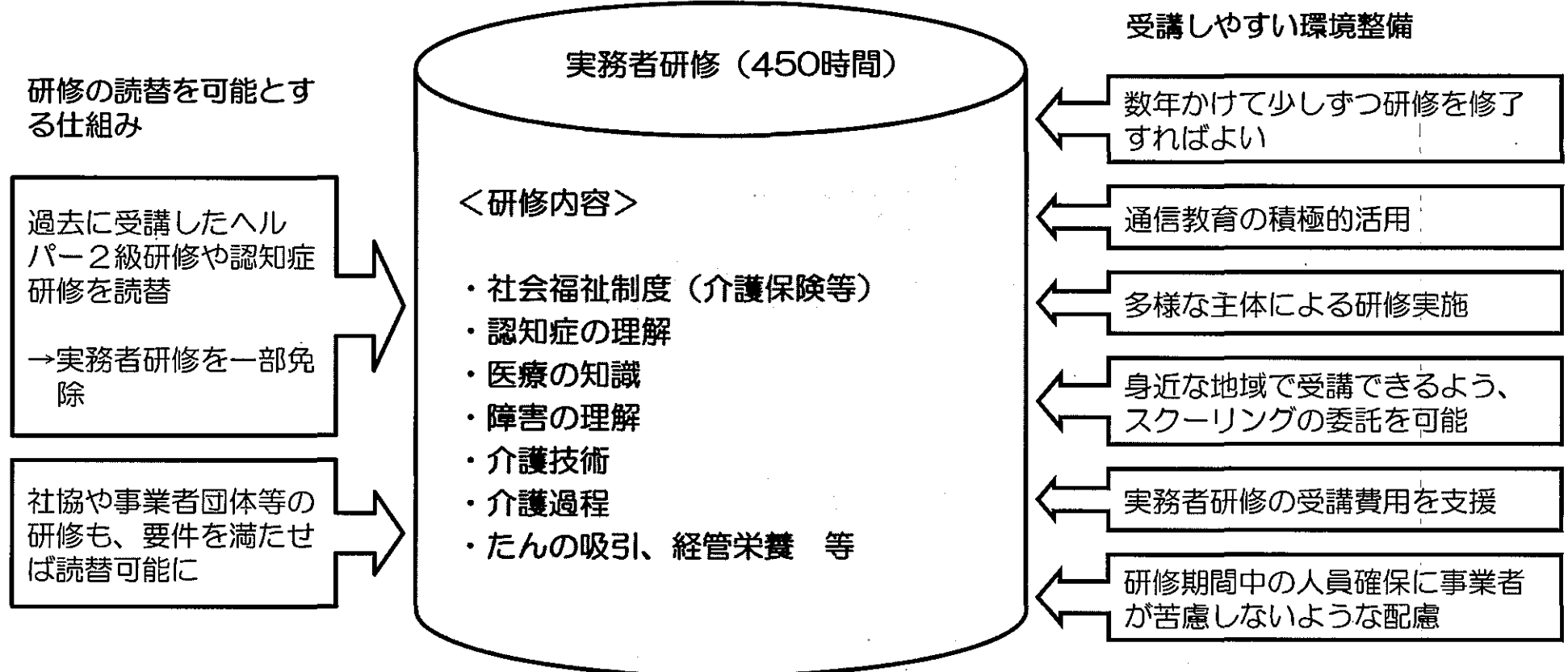
- 介護分野の人材不足等の中で、現場職員にとって実務者研修を受講しやすいものに再構成する。
働きながらも研修を受講できるよう、受講支援策の具体化や現場職員への十分な広報をしていくため、また、介護福祉士によるたんの吸引等の円滑な施行に向けて、一定の準備期間が必要。
- そのため、介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行を3年間延期（24→27年度）。



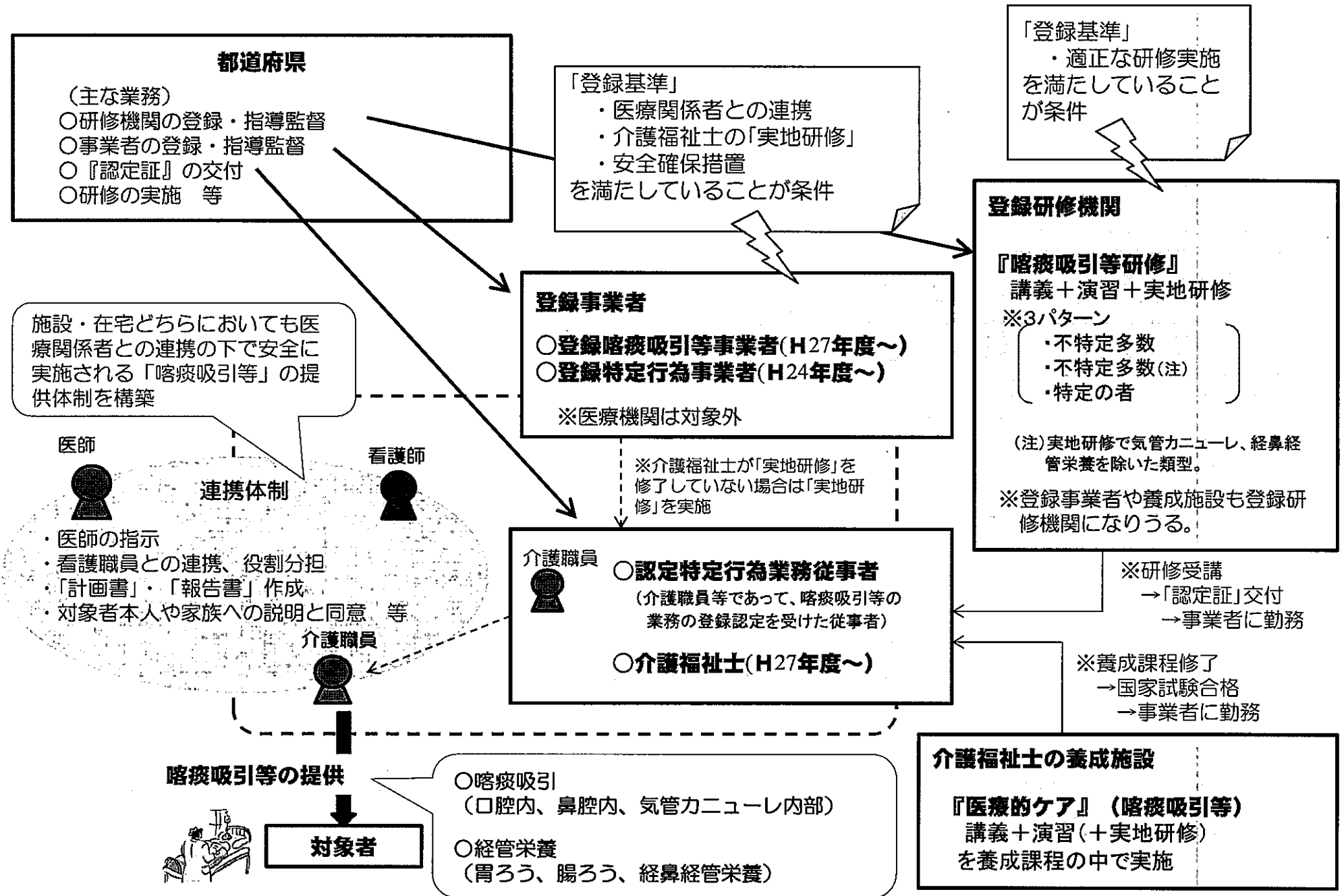
実務者研修のイメージ

【到達目標】

- 幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得
 - ※ 介護福祉士養成施設（２年以上の養成課程）における到達目標と同等の水準
- 今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得を期待



喀痰吸引等の制度（全体像）



介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

- ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
- ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
- ☆具体的な要件については省令で定める
- ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

- ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
- ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
- ☆具体的な要件については省令で定める
- ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

＜対象となる施設・事業所等の例＞

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)

○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(概要)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施を可能とすることに伴い、①喀痰吸引等の内容のほか、②喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う者について、都道府県の登録基準等を定める。

1. 喀痰吸引等の内容

- 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

2. 喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

(1) 医療関係者との連携に関する基準

- 医師の文書による指示、対象者の心身の状況に関する情報共有
- 喀痰吸引等の実施内容に関する計画書・報告書の作成 等

(2) 安全適正に関する基準

- 実地研修を修了していない介護福祉士に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修の実施
- 安全確保ための体制の確保(安全委員会等)、感染症予防措置、秘密保持 等

3. 研修機関の登録基準

- 医師・看護師等が講師として研修(※)を行うこと
→ 研修の各段階において受講者の修得程度を適切に審査、修了者に対しては修了証の交付
- 十分な講師数、研修に必要な器具等の確保
- 研修修了者の氏名等を記載した帳簿の作成・保管、都道府県知事への定期的な報告 等

(※)研修課程については、

- ・ 第1号研修(1の喀痰吸引等の内容全てについて実地研修を行う)
- ・ 第2号研修(1の喀痰吸引等の内容のうち、口腔内・鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養について実地研修を行う)
- ・ 第3号研修(1の喀痰吸引等の内容のうち、特定の者に対する必要な行為について実地研修を行う)

の3類型を規定。

施行日:平成24年4月1日

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について

○ 介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するための研修を実施する。

○ 平成24年度予算額(案)

【都道府県研修】 たんの吸引等を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルにおいて研修を行う。

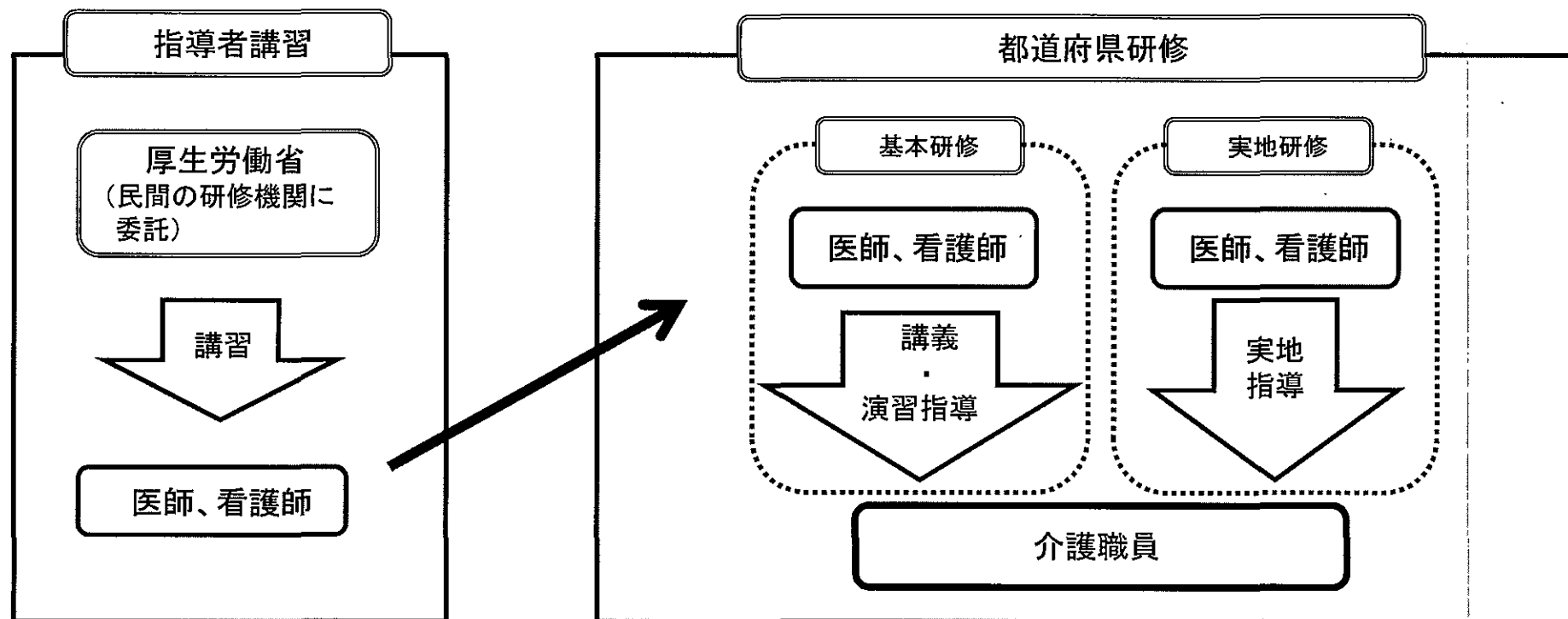
・予算額(案) セーフティネット支援対策等事業費補助金 237億円の内数

・実施主体 都道府県(民間団体に委託可) ・補助率 国1/2、都道府県1/2

【指導者講習】 都道府県レベルで、たんの吸引等に関する研修指導を行う医師・看護師に対し、必要な講習を実施。

・予算額(案) 19,705千円

・実施主体 国(民間の研修機関に委託して実施)



都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領（案）

1 目的

介護職員等による喀痰吸引等がより安全に提供されるため、適切に喀痰吸引等の行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業等を実施する。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。ただし、喀痰吸引等の研修事業については、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できるものとする。

3 対象者

(1) 第一号、第二号研修

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）を対象とする。

(2) 第三号研修

障害者（児）サービス事業所及び障害者（児）施設等（医療機関を除く。）で福祉サービスに従事している介護職員等（介護福祉士を含む。）や、特別支援学校の教員、保育士等、特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者を対象とする。

4 事業内容

(1) 介護職員に対する喀痰吸引等の研修事業

a 第一号、第二号研修事業

特別養護老人ホーム等施設及び居宅において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。

研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）の別表第一、第二に規定する基本研修（講義、演習）及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事、又は、都道府県から研修の委託を受けた研修実施機関より交付する。

b 第三号研修事業

障害者支援施設等において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。

研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）の別表第三に規定する基本研修（講義、演習）及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事、又は、都道府県から研修の委託を受けた研修実施機関より交付する。

(2) その他の事業

a 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

喀痰吸引等の研修事業を効果的に実施するために、各都道府県において研修実施委員会を設置、運営する。委員会では研修機関の確保も含めた平成 24 年度の研修実施計画を策定する他、研修指導者の選定や研修で用いる教材の選定等を行う。

b 指導者育成事業

介護職員に対する喀痰吸引等の研修において指導にあたる者に対して、第一号、第二号研修については、国の指導者講習を受講した者による事前の講習会（伝達講習）を実施する。また、第三号研修については、国から提供する教材等を用いた都道府県による指導者講習、又は、自己学習を実施する。

c その他

都道府県喀痰吸引等研修の円滑な実施に必要と考えられる事業。

5 その他

(1) 別途定める研修実施要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 11 月 11 日社援発 111 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく喀痰吸引等研修実施要綱とする。

(2) 経理については、「4 事業内容」に掲げる区分（a、b 等の最小事業単位）ごとに管理するものとする。

(3) 本事業終了後は、交付に係る報告書の他、別途定める様式に従って研修修了者数等について報告を行うこと。

福祉・介護人材確保対策の継続(平成23年度第4次補正予算対応)

背景

- 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

平成20年度2次補正、平成21年度予算、平成21年度1次補正において人材確保対策を実施

- ・ 予算額: (1)平成20年度2次補正 205億円(下記①～④) 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業
(2)平成21年度当初予算 セーフティネット事業費補助金の内数(下記⑤、⑥)
(3)平成21年度1次補正 98億円(下記⑦～⑧) 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業
- ・ 事業概要: ①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業
⑤福祉・介護人材定着支援事業
⑥実習受入施設ステップアップ事業
⑦福祉・介護人材マッチング支援事業
⑧キャリア形成訪問指導事業

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、社会保障・税一体改革における検討で使用された介護職員の必要量のシミュレーションでは、介護職員は平成37年には213～244万人が必要とされている。

	平成23年度		平成37年度
介護職員	140万人	→	213～244万人

- 平成23年度4次補正において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を1年間延長
(～平成24年度)
- 福祉・介護人材確保対策については、都道府県の介護サービス量や施設・事業所の状況等に応じて、交付額の範囲内で事業を実施
- 事業内容を、以下のとおり見直し

【見直し後の事業】 ※福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 福祉・介護人材参入促進事業 | 4. 福祉・介護人材キャリアパス支援事業 |
| 2. 潜在的有資格者等再就業促進事業 | 5. 福祉・介護人材確保対策連携強化事業 |
| 3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業 | 6. 各都道府県の実情に応じた独自事業 |

- 事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに活動指標・成果指標を設定

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について (案)

※H23年度4次補正予算(案)による基金の延長・事業の見直し後、
H24年度に実施される予定のメニュー事業の実施方法について、
H24年2月8日時点版の資料。
(本資料は、今後変更があり得るものである。)

(1) 福祉・介護人材参入促進事業

1 事業の目的

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2) 事業内容の例

- 小学生等を対象にした福祉介護体験や老人ホームへの訪問
- 中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談や養成施設等への訪問
- 大学生を対象にしたインターンシップ制度を活用した就業体験や現役職員との意見交換
- 介護を必要としない高齢者や主婦等を対象にしたボランティア体験や福祉・介護セミナー

(3) 補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1) 事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○事業を実施した学校数、事業所数 | ○事業に参加した学生数、人数 |
| ○養成施設等に進学した人数 | ○福祉・介護分野に就職した人数 等 |

(2) 活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

(1) 事業実施にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、市町村や関係団体等に協力要請を行い、効果的な周知と参加者の確保に努めること。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材参入促進事業

目的

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

ターゲット

小学生

中・高校生

大学生

介護を必要としない高齢者
子育てを終えた主婦などの一般の方

保護者・進路指導教員

取組例

多様な人材の参入
促進を安定的に
支える事業の実施

・都道府県直接実施
・委託
・補助

市町村
福祉人材センター
社会福祉協議会
養成施設
社会福祉法人 等

福祉・介護体験

老人ホームへの訪問

進路相談、
養成施設等への訪問

就業相談

インターンシップを
活用した就業体験、
現役職員との意見交換

ボランティア体験

職場訪問、職場体験

福祉・介護セミナー、就職フェア



○福祉・介護の
理解促進
○将来の人材候補

○進路選択の一つに
○養成施設等への進学

○福祉・介護分野
への就職
○若い人材の参入

○これまでの知識・経験を
生かし再就職
○地域を支えるボランティア

活動指標・成果指標の例

○事業を実施した学校数、事業所数
○養成施設等に進学した人数

○事業に参加した学生数、人数
○福祉・介護分野に就職した人数 等

(2) 潜在的有資格者等再就業促進事業

1 事業の目的

資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進することを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。
※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2)事業内容の例

- 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉・介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修
- 他分野からの離職者の福祉・介護分野への再就業を支援するため、福祉・介護の仕事の魅力とやり甲斐を学び、実際の介護現場を知るための職場体験

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

- (1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 研修、職場体験に参加した人数
- 職場復帰、再就業した人数(潜在的有資格者、他分野からの離職者) 等

- (2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

- (1)受講者募集にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、市町村や関係団体等に協力要請を行い、受講者の確保に努めること。

- (2)受講者のニーズに合わせ、研修の時期や内容、期間等を設定すること。

(例)

- ・具体的に再就職を希望している方…長期間、実技中心 等
- ・将来に向け就職準備をしている方…短期間、講義中心 等

- (3)職場体験の受入れ費用は、5,920円以内(体験者1人1日当たり)とする。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

潜在的有資格者等再就業促進事業

目的

資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進することを目的とする。

ターゲット

即戦力

潜在的有資格者
(介護福祉士、社会福祉士、
精神保健福祉士等)

他分野からの離職者等

多様な人材
の参入

取組例

研修



福祉・介護サービスの知識・技術
の再確認

直近の制度・サービスの理解

介護の制度・サービスの理解

福祉・介護の仕事の魅力と
やり甲斐を学ぶ

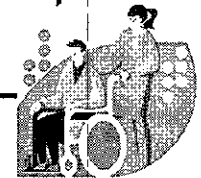
受講者のニーズに合わせ、研修の内容や期間等を設定

・都道府県直接実施
・委託
・補助

市町村
福祉人材センター
社会福祉協議会
職能団体
養成施設 等

職場体験

新しい職場、
介護の現場を知る



新たな職場
に再就業

以前の職場
に復帰

福祉・介護分野
へ再就業

活動指標・成果指標の例

○研修、職場体験に参加した人数

○職場復帰、再就業した人数（潜在的有資格者、他分野からの離職者） 等

(3) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

1 事業の目的

施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を都道府県福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(都道府県福祉人材センターへの委託)

(2)事業内容の例

- 求人施設・事業所が求めている人材像の的確な把握
- 求職者の適性を確認し、就業に適した求人施設・事業所との職場面接、職場体験の調整
- サービス種別や地域ごとに実施する合同面接会の実施
- 求職者や施設・事業所に対する求人求職情報等の発信
- 社会保険労務士や公認会計士等による経営・人事・労務管理等に関する指導、助言、セミナーの実施

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- | | | |
|----------------|---------------|-------------|
| ○求職者の登録人数 | ○求人登録の人数、事業所数 | ○出張相談の回数、件数 |
| ○合同面接会の回数、参加者数 | ○採用人数 | ○就労後の相談件数 等 |

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

(1)専門員は、事業内容や施設・事業所数、地域区分等に応じ、複数名配置する。

(2)専門員は、ハローワーク等における出張相談や施設・事業所への戸別訪問、合同面接会の開催等、都道府県福祉人材センター外の活動を基本とする。

(3)専門員は、他の制度(公共職業訓練や求職者支援訓練等)の積極的な紹介や、関連機関(ハローワークや介護労働安定センター等)との連携を強化し、求職者の円滑な就労と定着を支援する。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材マッチング機能強化事業

目的

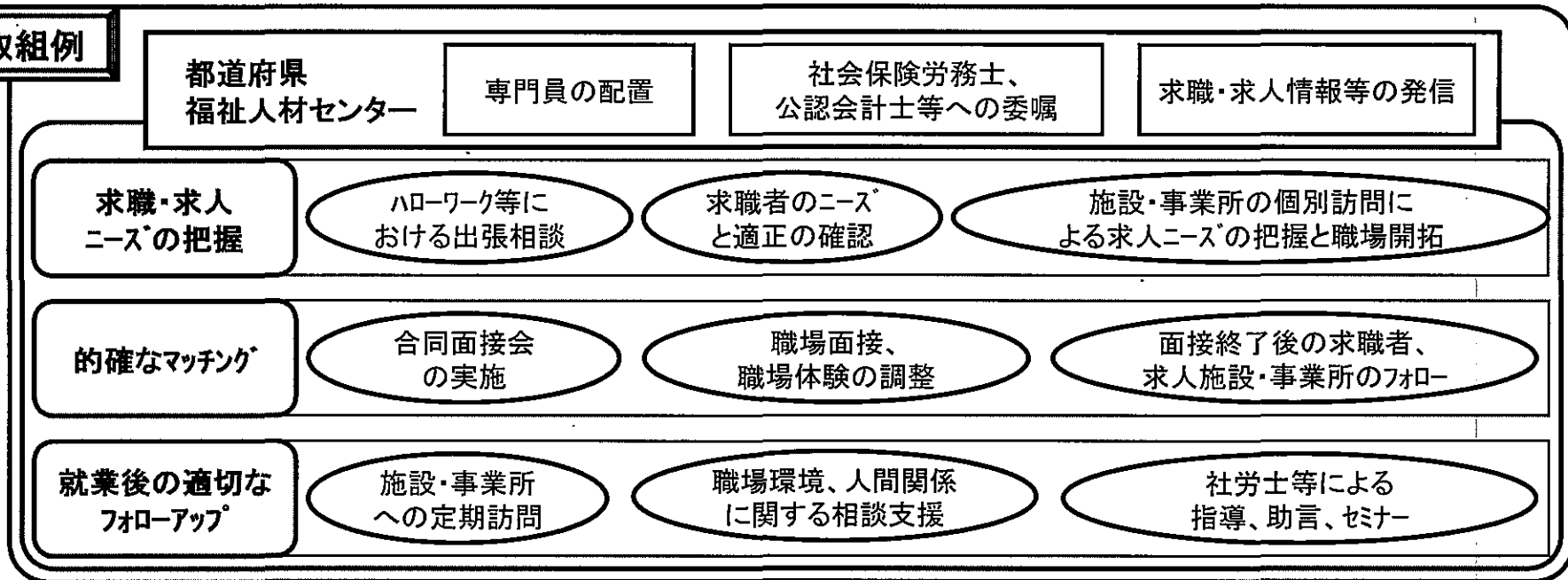
施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を都道府県福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

ターゲット

求職者

求人施設・事業所

取組例



・福祉人材センターへの委託

福祉・介護人材の円滑な参入、確実な定着

活動指標・成果指標の例

○求職者の登録人数

○求人登録の人数、事業所数

○出張相談の回数、件数

○合同面接会の回数、参加者数

○採用人数

○就労後の相談件数 等

(4) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

1 事業の目的

施設・事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2) 事業内容の例

- 施設、事業所の形態やサービス利用者の実態等に応じた職員研修の実施
- 地域の社会福祉協議会や事業者団体等がキャリアパス、スキルアップ等を目的に実施する研修
- 複数の施設・事業所が、地域やサービス種別ごとに連携し、合同で実施する研修



一定の内容・質、時間等が担保されている研修は「実務者研修(※)」の科目単位の履修認定が可能
※平成27年度以降の介護福祉士国家試験において、実務経験者の受験資格に必要となる研修

(3) 補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

- (1) 事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 研修の実施回数、受講者数
 - 就労年数や職務階層別の実施状況
 - 「実務者研修」の履修認定が認められた研修の実施状況
- 等

- (2) 活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

- (1) 事業実施にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、参加人数や開催時期の調整、一体的な広報等に努めること。
- (2) 施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。
- (3) 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者を対象とした研修も、本事業の対象となる。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材キャリアパス支援事業

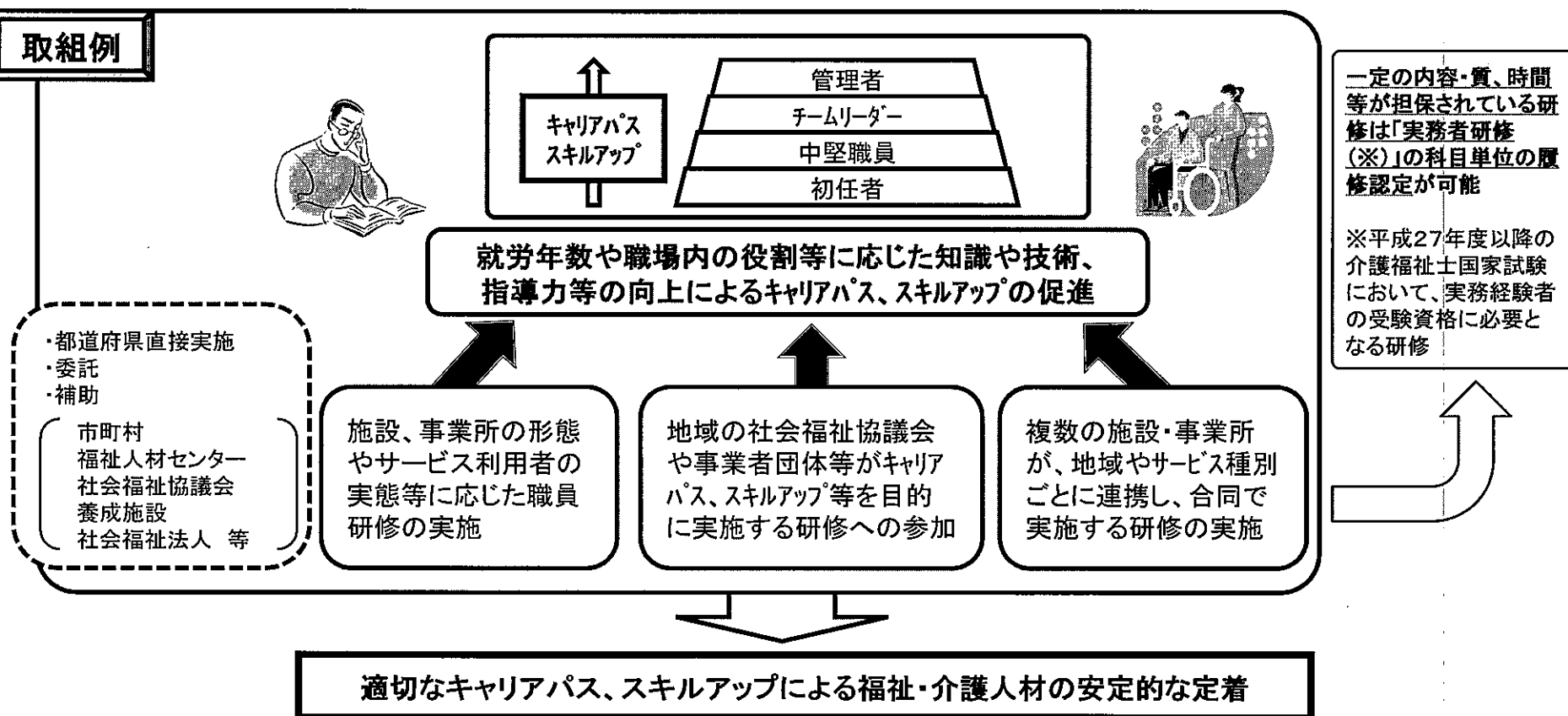
目的

施設、事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

ターゲット

施設、事業所の職員

取組例



活動指標・成果指標の例

- 研修の実施回数、受講者数
- 就労年数や職務階層別の実施状況
- 「実務者研修」の履修認定が認められた研修の実施状況
- 等

(5) 福祉・介護人材確保対策連携強化事業

1 事業の目的

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一体的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施主体 都道府県

※都道府県福祉人材センター等、都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

(2) 事業内容の例

- 都道府県と市町村、事業実施団体や管内関係機関等が参加する協議会の設置
- 福祉・介護人材確保対策事業に関する一体的な広報
- 事業実施団体間の参加人数や開催時期等の調整
- 研修等の参加者への意識調査やその後の就職動向等の把握
- 福祉・介護人材確保対策事業の事業実績(活動指標、成果指標等)の把握

(3) 補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

- (1) 事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

○協議会への参加団体数 ○協議会の開催回数 等

6 その他

- (1) 各事業の活動指標・成果指標のうち、求職者数や求人情件数、福祉・介護分野への就職者数等を把握する場合には、福祉人材センターの「福祉人材情報システム」を活用し、効率的に行うこと。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材確保対策連携強化事業

目的

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一元的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的とする。

ターゲット

市町村

事業実施団体

管内関係機関

取組例

市町村や関係団体等が参加する協議会の設置

人材確保にかかる課題と対応等の協議

地区別や分野別の協議会の設置

参加人数や開催場所、時期等の調整

一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保

各事業の一体的な広報、情報発信

協議会参加団体における周知

事業実施時における他事業の広報

求職者の就業動向等の把握

潜在的有資格者の状況の把握

参加者等の福祉・介護分野への就職状況の確認

福祉人材センターの「福祉人材情報システム」の活用

各事業の実績把握、効果の検証

事業実績（活動指標、成果指標等）の把握

参加者の意識調査

人材確保に関する調査、分析

・都道府県直接実施
・委託（福祉人材センター等）

各事業の連携強化、相乗効果の促進

活動指標・成果指標の例

○協議会への参加団体数 ○協議会の開催回数 等

介護福祉士等修学資金貸付制度について

- 平成23年度第3次補正予算において、被災した学生を対象に貸付要件を緩和し、被災学生全員を貸付対象に出来るよう介護福祉士等修学資金の積み増しを行った。
- また、平成24年度予算案においては、実務者研修受講者を貸付対象に追加する予定。

	従来からの制度	平成23年度第3次補正予算	平成24年度予算(案)
予算額 補助率等	・200億円の内数(平成23年度予算)・1/2 ・320億円(平成20年度第2次補正予算)・10/10 (セーフティネット事業費補助金)	16.6億円・3/4 (セーフティネット事業費補助金)	従来からの制度の予算で対応
貸付対象	・介護福祉士養成施設(1年課程) ・介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者のうち、 <u>優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に必要な性が認められる学生(都道府県が具体的基準等を設定)</u>	被災県等における ・介護福祉士養成施設(1年課程) ・介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者のうち、 <u>今般の震災により被災した学生全員を想定(従前の貸付要件で選定されなかった学生も含む。)</u>	実務者研修受講者を追加
実施主体	都道府県、都道府県が <u>適当と認める団体</u>	都道府県が <u>適当と認める団体</u>	「従来からの制度」と同じ
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	同左	一人当たり20万円
貸付利子	無利子	同左	同左
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	同左	同左
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	同左	<u>左記②について、法人における人事異動等の場合や、東日本大震災の被災3県で従事した場合に、都道府県区域外でも返還免除とするよう緩和</u>

※現段階の改正案であり、今後変更があり得る。

新 旧 対 照 表

介護福祉士等修学資金の貸付けについて（平成5年5月31日厚生省社援発164号各都道府県知事あて厚生事務次官通知）

改正後	改正前
第1～第2 （略） 第3 修学資金貸付けの対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第二号若しくは第三号又は第40条第一号から第三号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者、及び<u>法第40条第2項第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「実務者養成施設等」という。）に在学する者とする。</u> 第4 貸付期間及び貸付額 1 貸付期間は、養成施設等又は実務者養成施設等に在学する期間とする。 2 貸付額は、養成施設等に在学する者にあつては月額50,000円以内、<u>実務者養成施設等に在学する者にあつては、200,000円以内とする。ただし、養成施設等に在学する学生については、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算する</u>	第1～第2 （略） 第3 修学資金貸付けの対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第二号若しくは第三号又は第39条第一号から第三号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者とする。 第4 貸付期間及び貸付額 1 貸付期間は、養成施設等に在学する期間とする。 2 貸付額は、<u>月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することが</u>できるものとする。

ことができるものとする。

第5～第7 (略)

第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 養成施設等又は実務者養成施設等を卒業した日から1年以内に、修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県に限る。以下同じ。）以外の都道府県で貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合も含む。以下同じ。）内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあつては、3年間）引き続き（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には参入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する法人における人事異動等、本人の意思によらず、貸付けを受けた都道府県外で従事した期間については、当該業務従事期間

第5～第7 (略)

第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事等は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 養成施設等を卒業した日から1年以内に修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあつては、3年間）引き続き（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には参入しない。）これらの業務に従事したとき。

<u>に参入して差し支えない。</u> 2 (略) 第9 返還 修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する自由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。 1 修学資金の貸付契約が解除されたとき。 2 <u>養成施設等を卒業した者にあつては、当該養成施設等を卒業した日から1年以内に、実務者養成施設等を卒業した者にあつては、当該実務者養成施設等を卒業した日から1年以内に、介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。</u> 3 貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなかったとき。	2 (略) 第9 返還 修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。 1 修学資金の貸付契約が解除されたとき。 2 <u>当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。</u> 3 貸付けを受けた都道府県の区域内において第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなかったとき。
--	---

第 1 0 返還の債務の履行猶予 1 当然猶予 (1) (略) (2) (略) (3) 当該実務者養成施設等を卒業後、介護福祉士国家試験の受験資格を <u>取得するために就労しているとき。(就労は3年を限度とする。)</u> 第 1 1 ～第 1 4 (略)	第 1 0 返還の債務の履行猶予 1 当然猶予 (1) (略) (2) (略) 第 1 1 ～第 1 4 (略)
--	---

※現段階の改正案であり、今後変更があり得る。

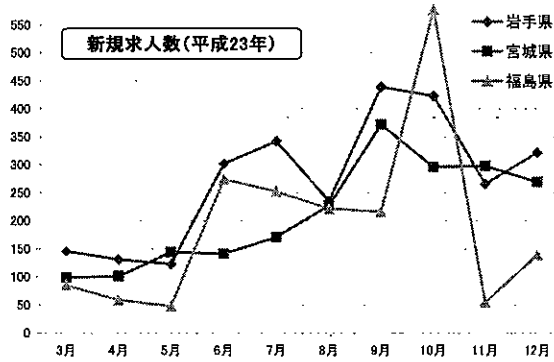
新 旧 対 照 表

介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について（平成5年5月31日社援施第69号各都道府県知事あて厚生省社会・援護局長通知）

改正（案）	改正前
1 貸付事業の実施主体について （略） 2 貸付対象者について （1）貸付対象者は、原則として当該都道府県に住民登録をしている者であって、卒業後当該都道府県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において要綱第8の1に規定する業務に従事しようとする者とする。 ただし、当該都道府県に住民登録はしていないが当該都道府県の区域の養成施設等（要綱第3に規定する養成施設等（<u>実務者養成施設等を含む。</u>）をいう。以下同じ。）に修学する場合等であって、卒業後当該都道府県の区域において要綱の第8の1に規定する業務に従事しようとする者に限り貸付対象者としてもさしつかえないこと。 なお、この取り扱いによって、2以上の都道府県又は都道府県が適当と認める団体（以下「都道府県等」という。）から重複して貸し付けることはできないものであるので、申し添える。 （2） （略） 3～10 （略）	1 貸付事業の実施主体について （略） 2 貸付対象者について （1）貸付対象者は、原則として当該都道府県に住民登録をしている者であって、卒業後当該都道府県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において要綱第8の1に規定する業務に従事しようとする者とする。 ただし、当該都道府県に住民登録はしていないが当該都道府県の区域の養成施設等（要綱第3に規定する養成施設等をいう。以下同じ。）に修学する場合等であって、卒業後当該都道府県の区域において要綱の第8の1に規定する業務に従事しようとする者に限り貸付対象者としてもさしつかえないこと。 なお、この取り扱いによって、2以上の都道府県又は都道府県が適当と認める団体（以下「都道府県等」という。）から重複して貸し付けることはできないものであるので、申し添える。 （2） （略） 3～10 （略）

被災3県の求人・求職動向

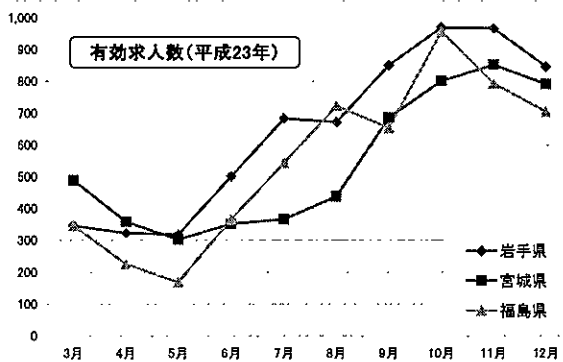
(資料出所)福祉人材センター「福祉人材情報システム」



新規求人数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	146	131	123	302	342	235	439	423	266	322
宮城県	99	101	144	141	171	227	372	296	298	269
福島県	85	59	48	274	252	222	216	577	55	139
全国計(被災3県除く)	11,445	10,505	11,533	13,927	15,212	14,702	16,044	15,412	15,894	13,955

新規求人数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	178	113	83	237	122	110	305	194	195	203
宮城県	165	135	68	88	143	107	138	213	178	106
福島県	60	84	40	89	231	93	128	232	65	130
全国計(被災3県除く)	9,128	7,969	8,088	10,626	12,036	11,450	11,960	12,955	14,346	11,736

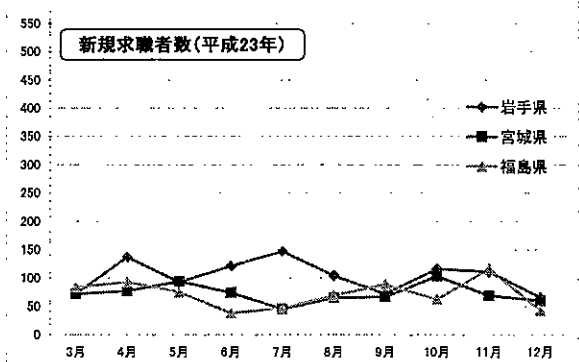
対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	-18.0%	15.9%	48.2%	27.4%	180.3%	113.6%	43.9%	118.0%	36.4%	58.6%
宮城県	-40.0%	-25.2%	111.8%	60.2%	19.6%	112.1%	169.6%	39.0%	67.4%	153.8%
福島県	41.7%	-7.8%	20.0%	207.9%	9.1%	138.7%	68.8%	148.7%	-15.4%	6.9%
全国計(被災3県除く)	25.4%	31.5%	42.6%	31.1%	26.4%	28.4%	34.1%	19.0%	10.8%	18.9%



有効求人数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	346	323	319	501	682	671	851	970	967	846
宮城県	489	359	302	352	366	437	685	801	852	791
福島県	347	226	168	366	543	723	653	957	793	704
全国計(被災3県除く)	36,503	30,946	29,340	33,558	38,000	40,549	42,334	42,310	43,327	41,607

有効求人数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	342	310	294	408	389	398	488	539	585	444
宮城県	385	335	261	239	271	304	335	409	486	471
福島県	261	199	138	179	338	387	407	389	400	338
全国計(被災3県除く)	26,465	22,213	21,375	24,215	28,121	30,990	32,422	33,059	35,966	35,446

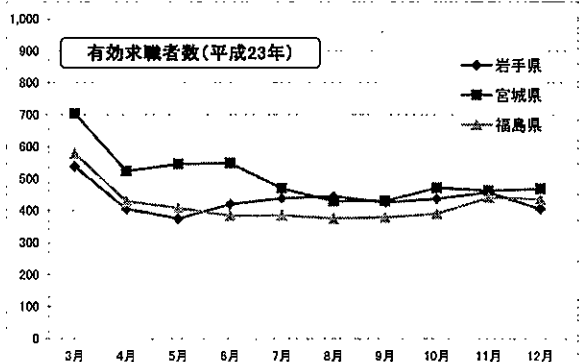
対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	1.2%	4.2%	8.5%	22.8%	75.3%	68.6%	74.0%	80.3%	65.3%	90.5%
宮城県	27.0%	7.2%	15.7%	47.3%	35.1%	43.6%	104.5%	95.8%	75.3%	67.9%
福島県	33.0%	13.6%	21.7%	104.5%	60.7%	86.8%	60.4%	146.0%	98.3%	108.3%
全国計(被災3県除く)	37.9%	39.3%	37.3%	38.6%	35.1%	30.8%	30.6%	28.0%	20.5%	17.4%



新規求職者数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	72	137	93	121	147	104	72	116	111	66
宮城県	72	77	94	74	45	65	67	103	69	60
福島県	84	93	75	38	47	69	89	62	116	43
全国計(被災3県除く)	4,953	5,450	4,621	5,317	5,147	5,824	4,565	4,421	5,033	4,136

新規求職者数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	119	136	75	115	102	102	150	159	89	73
宮城県	125	141	78	85	130	62	89	90	123	78
福島県	120	176	88	146	84	87	95	63	105	60
全国計(被災3県除く)	5,737	6,047	4,936	4,831	5,529	5,411	4,550	4,670	4,667	4,271

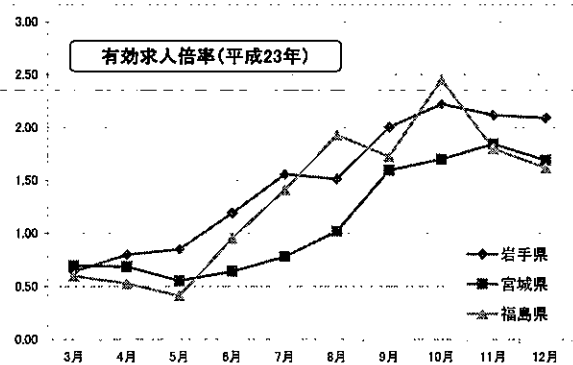
対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	-39.5%	0.7%	24.0%	5.2%	44.1%	2.0%	-52.0%	-27.0%	24.7%	-9.6%
宮城県	-42.4%	-45.4%	20.5%	-12.9%	-65.4%	4.8%	-24.7%	14.4%	-43.9%	-23.1%
福島県	-30.0%	-47.2%	-14.8%	-74.0%	-44.0%	-20.7%	-6.3%	-1.6%	10.5%	-28.3%
全国計(被災3県除く)	-13.7%	-9.9%	-6.4%	10.1%	-6.9%	7.6%	0.3%	-5.3%	7.8%	-3.4%



有効求職者数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	539	405	375	420	438	444	425	437	457	405
宮城県	704	524	546	549	489	429	430	471	482	468
福島県	579	429	408	384	385	375	379	390	441	435
全国計(被災3県除く)	31,299	28,394	26,430	26,582	25,384	26,638	26,870	28,855	27,458	27,528

有効求職者数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	522	452	504	403	406	424	469	549	527	578
宮城県	778	623	600	618	644	603	587	572	617	616
福島県	602	550	561	656	664	680	634	594	626	606
全国計(被災3県除く)	31,219	28,970	27,541	27,529	27,955	29,294	30,023	30,340	30,975	31,041

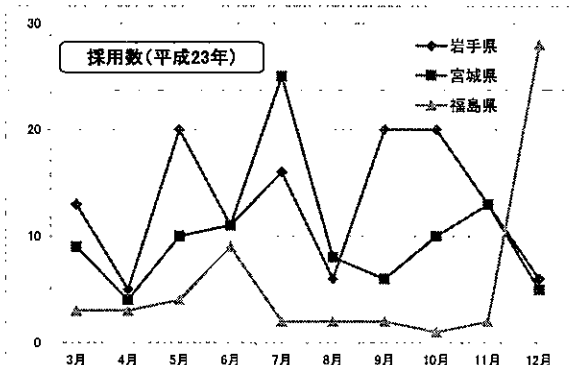
対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	3.3%	-10.4%	-25.6%	4.2%	7.9%	4.7%	-9.4%	-20.4%	-13.3%	-29.9%
宮城県	-9.5%	-15.9%	-9.0%	-11.2%	-27.2%	-28.9%	-26.7%	-17.7%	-25.1%	-24.0%
福島県	-3.8%	-22.0%	-27.3%	-41.5%	-42.0%	-43.2%	-40.2%	-34.3%	-29.6%	-28.2%
全国計(被災3県除く)	0.3%	-2.0%	-4.0%	-3.4%	-9.2%	-9.1%	-10.5%	-11.5%	-11.4%	-11.4%



有効求人倍率(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	0.64	0.80	0.85	1.19	1.56	1.51	2.00	2.22	2.12	2.09
宮城県	0.69	0.69	0.55	0.64	0.78	1.02	1.59	1.70	1.84	1.69
福島県	0.60	0.53	0.41	0.95	1.41	1.93	1.72	2.45	1.80	1.62
全国計(被災3県除く)	1.17	1.09	1.11	1.26	1.50	1.52	1.58	1.58	1.58	1.51

有効求人倍率(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	0.66	0.69	0.58	1.01	0.96	0.94	1.04	0.98	1.11	0.77
宮城県	0.49	0.54	0.44	0.39	0.42	0.50	0.57	0.72	0.79	0.76
福島県	0.43	0.36	0.25	0.27	0.51	0.59	0.64	0.65	0.64	0.58
全国計(被災3県除く)	0.85	0.77	0.78	0.88	1.01	1.06	1.08	1.09	1.16	1.14

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	-2.0%	16.3%	45.8%	17.8%	82.5%	61.0%	92.0%	126.5%	90.6%	171.9%
宮城県	40.4%	27.4%	27.2%	65.8%	85.4%	102.1%	179.1%	137.8%	134.1%	121.0%
福島県	38.2%	45.6%	67.4%	249.3%	177.1%	228.8%	168.4%	274.7%	181.4%	190.2%
全国計(被災3県除く)	37.6%	42.1%	43.0%	43.5%	48.8%	43.9%	45.9%	44.6%	35.9%	32.5%



採用数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	13	5	20	11	16	6	20	20	13	6
宮城県	9	4	10	11	25	8	6	10	13	5
福島県	3	3	4	9	2	2	2	1	2	28
全国計(被災3県除く)	1,522	839	708	520	563	677	679	780	762	937

採用数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	28	17	5	14	6	8	11	8	17	14
宮城県	22	17	9	5	7	7	3	8	7	13
福島県	9	6	5	3	2	3	2	3	0	7
全国計(被災3県除く)	1,292	770	581	630	549	517	614	683	810	722

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	-53.6%	-70.6%	300.0%	-21.4%	166.7%	-25.0%	81.8%	150.0%	-23.5%	-57.1%
宮城県	-59.1%	-76.5%	11.1%	120.0%	257.1%	14.3%	100.0%	25.0%	85.7%	-61.5%
福島県	-66.7%	-50.0%	-20.0%	200.0%	0.0%	-33.3%	0.0%	-66.7%	-	300.0%
全国計(被災3県除く)	17.8%	9.0%	21.9%	-17.5%	2.6%	30.9%	10.6%	14.2%	-5.9%	29.8%

○都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県福祉人材センター一覧(平成24年2月1日現在)

北海道	北海道福祉人材センター	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1 かでる2・7 3F	011-272-6662
青森	青森県福祉人材センター	〒030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-777-0012
岩手	岩手県福祉人材センター	〒020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城	宮城県福祉人材センター	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1F	022-262-9777
秋田	秋田県福祉保健人材センター	〒010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形	山形県福祉人材センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島	福島県福祉人材センター	〒960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城	茨城県福祉人材センター	〒310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-3727
栃木	栃木県福祉人材・研修センター	〒320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬	群馬県福祉マンパワーセンター	〒371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉	埼玉県福祉研修・人材センター	〒330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1F	048-833-8033
千葉	千葉県福祉人材・研修センター	〒260-8508	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-248-1294
東京	東京都福祉人材センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2860
神奈川	かながわ福祉人材研修センター	〒221-0835	横浜市新神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-1121
新潟	新潟県福祉人材センター	〒950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5523
富山	富山県健康・福祉人材センター	〒930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2F	076-432-6156
石川	石川県福祉人材センター	〒920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2F	076-234-1151
福井	福井県福祉人材センター	〒910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨	山梨県福祉人材センター	〒400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8654
長野	長野県福祉人材研修センター	〒380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4F	026-226-7330
岐阜	岐阜県福祉人材総合対策センター	〒500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-276-2510
静岡	静岡県社会福祉人材センター	〒420-0856	静岡市駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-271-2110
愛知	愛知県福祉人材センター	〒460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-223-0408
三重	三重県福祉人材センター	〒514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館4F	059-224-1082
滋賀	滋賀県福祉人材・研修センター	〒525-0072	草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都	京都府福祉人材・研修センター	〒604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 ハートピア京都B1F	075-252-6297
大阪	大阪府福祉人材センター	〒542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫	兵庫県福祉人材センター	〒651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-271-3881
奈良	奈良県福祉人材センター	〒634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山	和歌山県福祉保健研修人材センター	〒640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6F	073-435-5211
鳥取	鳥取県福祉人材センター	〒689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根	島根県福祉人材センター	〒690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5957
岡山	岡山県福祉人材センター	〒700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ1F	086-226-3507
広島	広島県社会福祉人材育成センター	〒732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-256-4848
山口	山口県福祉人材・研修センター	〒753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島	徳島県福祉人材センター	〒770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3F	088-625-2040
香川	香川県福祉人材センター	〒760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4F	087-833-0250
愛媛	愛媛県福祉人材センター	〒790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知	高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-3511
福岡	福岡県福祉人材センター	〒816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3310
佐賀	佐賀県福祉人材・研修センター	〒840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎	長崎県福祉人材研修センター	〒852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本	熊本県福祉人材・研修センター	〒860-0842	熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077
大分	大分県福祉人材センター	〒870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎	宮崎県福祉人材センター	〒880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-32-9740
鹿児島	鹿児島県福祉人材・研修センター	〒890-8517	鹿児島市鶴池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄	沖縄県福祉人材研修センター	〒903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟3F	098-882-5703

福祉人材バンク一覧(平成24年2月1日現在)

北海道	函館市福祉人材バンク	〒040-0063	函館市若松町33-6 函館市総合福祉センター	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	〒070-0035	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1F	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	〒085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	〒080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	〒090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	〒053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市市民活動センター1F	0144-32-7111
青森	弘前福祉人材バンク	〒036-8063	弘前市宮園2-8-1	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	〒039-1166	八戸市根城8-8-155	0178-47-2940
群馬	高崎市福祉人材バンク	〒370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館1F	027-324-2761
	太田市福祉人材バンク	〒373-0853	太田市浜町2-7 太田市福祉会館1F	0276-48-9599
神奈川	川崎市福祉人材バンク	〒211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)5F	044-739-8726
福井	嶺南福祉人材バンク	〒914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133
静岡	浜松市福祉人材バンク	〒432-8035	浜松市成子町140-8 浜松市福祉交流センター	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター東部支所	〒410-0801	沼津市大手町1-1-3 東部地域交流プラザ(パレット)2F	055-952-2942
愛知	豊橋市福祉人材バンク	〒440-0055	豊橋市前畑町115 新総合福祉センターあいトピア	0532-52-1111
	小牧市福祉人材バンク	〒485-0041	小牧市小牧5-407	0568-77-0123
兵庫	姫路市福祉人材バンク	〒670-0955	姫路市安田3-1	0792-84-9988
和歌山	紀南福祉人材バンク	〒646-0031	田辺市湊1619-8 田辺市民総合センター内	0739-26-4918
島根	島根県福祉人材センター石見分室	〒697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる2F	0855-24-9340
高知	安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町2-8	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3	0880-35-5514
福岡	北九州市福祉人材バンク	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	〒830-0027	久留米市長門石町1-1-34 総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	〒820-0011	飯塚市大字柏の森956-4	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	〒824-0063	行橋市大字中津熊501 ウィズゆくはし内	0930-23-8495
長崎	佐世保福祉人材バンク	〒857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分	日田市福祉人材バンク	〒887-0003	日田市中城内町1-8 日田市総合保健福祉センター3F	0973-24-7590
沖縄	名護市福祉人材バンク	〒905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142

都道府県福祉人材センター 事業実施状況

参考資料 9

◆事業実施体制

都道府県名	福祉人材センター職員体制		相談担当職員体制					キャリア支援専門員保有資格						
	(うち非常勤)		キャリア支援専門員	事業所向けアドバイザー	その他専門	その他兼務	計	社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	介護支援専門員	キャリアカウンセラー	ハローワークOB	その他
北海道	13	1	8	7	5	9	29	3		1	1			社会福祉主事
青森県	7		3	3	2	2	10	1						社会福祉主事
岩手県	8	1	5				5	1		1				
宮城県	7		3	3			6			1				社会福祉主事
秋田県	8		1		2		3							
山形県	7		3		2	2	7	1		1	1			
福島県	8		3	3		5	11	1		1			1	社会福祉主事、ヘルパー2級
茨城県	13	9	6	1	1	6	14					1		
栃木県	8		4		2	2	8			1	1			保育士、社会福祉主事
群馬県	15	9	5		6		11	2		2				行政OB
埼玉県	20	11	6	3		4	13					1		
千葉県	16	3	5		4	4	13	1	1					ホームヘルパー2級
東京都	39	29	5		12	19	36	1		2	1			
神奈川県	15	2	6				6	1			1			
新潟県	6		2	3		4	9			2				
富山県	2		2				2	1		2	2			
石川県	8		2	5		6	8						1	労務管理士
福井県	8		4	9	2	2	17			1		1		社会福祉主事
山梨県	7	1	2			4	6							ヘルパー2級
長野県	12	1	7	1	1	1	10			1	1		1	ヘルパー2級×1人、教員・保育士×1人
岐阜県	11		3	2	1	5	11							社会福祉主事 3名
静岡県	11	2	2			6	8	1						ヘルパー2級 児童指導員
愛知県	24	14	8		2	2	12	1			1			
三重県	10		5	3	2	3	13	2		1	2	1		看護師1、保育士3
滋賀県	12	4	3				3	2		2	1			保育士
京都府	19	10	13				13			2	1	1		
大阪府	19	6	12	1	4	2	19	2		5	3	1		社労士、ホームヘルパー
兵庫県	10		4	1	1	4	10	1						
奈良県	9		4			4	8	1					1	社会保険労務士
和歌山県	9		3	4		2	9	1		2	1			
鳥取県	12		1			1	2							社会福祉主事
島根県	10		3		6	1	10					2	1	
岡山県	10		4			6	10							
広島県	7		3		2	2	7	1	1	1	1			現代マナーインストラクター
山口県	6		5	4		5	14						1	社労士4
徳島県	1		1				1							有料職業紹介
香川県	12	4	3	4	2	3	12			2	2			保育士1
愛媛県	11	5	5	3		6	14	1	1	2	2			司法書士
高知県	8	1	3			5	8			1	1			施設長経験者1
福岡県	5		3		1	1	5							児童福祉司、社会福祉主事
佐賀県	6		4				4	1						ホームヘルパー、ハローワーク相談員、保育士
長崎県	14		4		3	5	12	1		1	1			社会福祉主事
熊本県	13		4	13	3	7	27	1					1	1:社会福祉主事・ホームヘルパー2級
大分県	9	5	4	1	2	1	8				1		1	県OB、元企業支店長
宮崎県	10	1	4	9	1	2	16	1			1			
鹿児島県	2		7				7	1		1				サービス業経験者、行政経験者
沖縄県	13	2	5		3	1	9	2	1		1			社労士、MTP・WSTCインストラクター、産業カウンセラー等
計	510	121	202	78	72	144	496	33	4	36	27	8	8	
センター数														

都道府県名	事業所向けアドバイザー保有資格						来所者数 (月平均)	
	公認会計士	社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	介護支援専門員	その他	来所者数	(うち学生)
北海道		6	3				283.8	21.7
青森県	1	1		1	1		86.6	11.1
岩手県		4					282.2	3.1
宮城県	1	1		1	1		145.1	7.9
秋田県		1	4				88.2	5.7
山形県							166.3	未記入
福島県	1	1		1			59.7	4.7
茨城県		1					139.3	5.8
栃木県							218.2	1.7
群馬県							401.3	10.8
埼玉県	1	3		1			1,189.3	33.5
千葉県							195.1	18.2
東京都	経営相談室で事業所支援を実施し、公認会計士・社会保険労務士・弁護士各2名を配置						1,242.2	未記入
神奈川県							383.7	3.8
新潟県	1	1	1	1	1		127.4	1.1
富山県		1					103.9	9.9
石川県	1	1	1	1	1	経営指導事業専門員(兼務)	162.4	不明
福井県		3	2	2	2		95.7	6.3
山梨県							100.1	0.7
長野県							133.0	16.9
岐阜県	1	1			1		87.7	不明
静岡県	1	3					684.4	13.6
愛知県	1	1	1	1	1		160.2	7.0
三重県		2	1	経営品質協議会認定セルフアッサー、BCAO認定事業継続初級管理者			31.3	2.4
滋賀県							69.6	3.9
京都府							121.9	7.2
大阪府	1						438.0	-
兵庫県	1						90.5	6.0
奈良県							331.0	0.9
和歌山県	1	1	1	1			121.1	-
鳥取県							17.4	1.2
島根県							176.6	32.1
岡山県			1				70.0	3.0
広島県		1				心理カウンセラー	未記入	未記入
山口県		4					15.2	3.8
徳島県	1	6	1		1	理学療法士3	13.1	未記入
香川県	1	1		1	1		36.4	10.5
愛媛県		1			1	司法書士	102.4	6.7
高知県						コンサルタント2	未集計	未集計
福岡県						児童福祉司、社会福祉主事	301.1	8.3
佐賀県							39.5	0.7
長崎県		1					113.6	10.7
熊本県	3	3	3	4			24.1	1.25
大分県		1					262.4	1.2
宮崎県		5		3	1		100.6	0.8
鹿児島県	1	2				社会福祉士、福祉施設長、社協役員	148.3	3.0
沖縄県		1				社労士、MTP・WSTCインストラクター、産業カウンセラー等	66.6	2.5
計	18	58	19	18	12			
センター数								

◆福祉・介護人材マッチング支援事業実績

【キャリア支援専門員等の出張相談の状況】

都道府県名	ハローワーク						市町村社協						養成校、大学、高校等					
	22年度			23年度			22年度			23年度			22年度			23年度		
	カ所数	回数	相談数	カ所数	回数	相談数	カ所数	回数	相談数	カ所数	回数	相談数	カ所数	回数	相談数	カ所数	回数	相談数
北海道	9	147	371	18	170	367							6	6	68	14	16	193
青森県	7	16	49	6	12	40												
岩手県	6	124	259	2	34	85	1	9	12				2	2	28			
宮城県	9	79	591	9	34	105												
秋田県	1	1	11	4	46	166							5	5	4			
山形県	7	140	974	7	111	609										1	1	7
福島県				6	90	187												
茨城県	3	29	85	13	42	84				18	22	22				41	83	172
栃木県	11	220	550	11	170	441				8	8	29						
群馬県																2	2	44
埼玉県	6	68	454	12	91	374				2	2	83				4	7	14
千葉県	2	13	39	4	27	67										1	6	23
東京都				17	349	1099				2	26	69						
神奈川県	12	511	1667	12	411	1296							1	1	5			
新潟県	7	124	513	7	93	385												
富山県	6	144	279	6	15	140							1	1	5			
石川県	10	205	425	10	130	211												
福井県	1	18	未記入	4	129	178	2	29	未記入				8	8	246	11	11	438
山梨県	7	37	未記入	1	16	19							24	24	未記入	20	20	
長野県																		
岐阜県	9	243	697	10	210	545												
静岡県	8	153	548	6	63	293										1	1	14
愛知県	13	156	435	13	115	320	8	96	55	8	70	74						
三重県	8	72	323	9	57	275	9	9	9				13	13	13	3	5	80
滋賀県	1	1	1	1	8	33							1	1	3	5	6	33
京都府										7	45	109						
大阪府				7	8	53							18	60	未集計	19	81	1296
兵庫県	18	18	79	19	22	58							25	32	61	1	1	14
奈良県	4	78	284	3	59	246							5	14	20	10	27	156
和歌山県										17	43	89	4	4	19			
鳥取県				3	3	6										1	1	15
島根県	3	24	103	5	41	79	2	25	26	2	19	39	7	7	27	14	16	69
岡山県	3	54	115	3	60	92				2	30	37						
広島県	9	57	290	9	43	192												
山口県	8	306	671	9	159	392	3	4	4	8	16	16	11	25	25	15	47	47
徳島県	3	70	193	4	36	118				1	1	12				1	1	5
香川県	2	37	47	3	44	127	4	4	7							4	5	169
愛媛県	7	343	927	7	257	559												
高知県				6	50	101												
福岡県	12	195	412	12	134	271												
佐賀県	5	60	184	5	45	195							30	30	未記入			
長崎県	4	55	284	5	61	179							3	3	31	2	2	162
熊本県	8	96	212	8	72	154										5	5	153
大分県	6	300	413	6	260	206							2	2	11	1	1	13
宮崎県	6	53	73	6	11	24												
鹿児島県	12	384	939	12	288	603	43	43	43	62	249	274	10	15	24	32	67	67
沖縄県																2	2	34
計	253	4,631	13,497	320	4,076	10,974	72	219	156	137	531	853	176	253	590	210	414	3,218
センター数	37			42			8			12			19			23		

※平成23年度数値は平成23年4月～12月実績。

都道府県名	就職説明会、合同面接会等						その他						施設・事業所			
	22年度			23年度			22年度			23年度			22年度		23年度	
	カ所数	回数	相談数	カ所数	回数	相談数	カ所数	回数	相談数	カ所数	回数	相談数	カ所数	回数	カ所数	回数
北海道	8	8	50	12	12	88	8	8	33	2	2	14	97	97	147	148
青森県													113	113	43	43
岩手県	20	28	137	17	17	207				9	83	161	83	83	201	
宮城県	3	3	149	5	7	35	1	1	10				114	124	68	82
秋田県	5	5	6										33	33	4	4
山形県	4	4	65	4	4	17							40		45	45
福島県				9	9	65									28	28
茨城県				13	13	87	6	6	13	21	43	58	102	115		742
栃木県	12	12	58	12	12	32							35	35	49	49
群馬県										2	35	17	74	74	65	67
埼玉県				9	9	134	5	5	40	2	4	42		671	355	420
千葉県	4	4	62	3	3	57									32	32
東京都										1	3	10			20	20
神奈川県	11	11	124	20	20	216							52	61	19	29
新潟県	5	8	61	4	5	40							6	6		
富山県	1	1	1	3	3	5							9	9	12	12
石川県				17	18	132							89	92	90	92
福井県	2	6	未記入	8	8	53	2	70	未記入	3	3	29		253	226	226
山梨県													108	108	17	17
長野県	3	3	18	2	2	17	12	144	1204	12	108	973		1189		2196
岐阜県	3	3	27				2	166	220	1	101	48	163	175	132	154
静岡県	25	27	未記入	5	15	47							87	87	68	68
愛知県															27	11
三重県				17	17	102							196	196	95	95
滋賀県	3	25	85	10	13	101	18	18	84	2	22	52	49	49	70	80
京都府				21	21	257				2	222	1101			529	529
大阪府	36	36	未集計	17	26	509				9	18	115			109	109
兵庫県	5	7	48	5	5	47	1	1	4	1	9	44	24	24	48	48
奈良県	4	4	29	2	2	35				5	5	24	229	260	155	173
和歌山県	5	5	25	2	2	12	6	6	35	5	5	24	171	171	125	125
鳥取県				6	9	35							117	117	119	121
島根県	26	26	168	23	23	132	26	26	126	14	28	135	252	264	158	176
岡山県	7	10	26	4	4	43							63	126	-	-
広島県	5	10	62	9	15	75	2	2	未記入				59	59	61	87
山口県	31	36	未集計	11	14	27							386	686	602	1029
徳島県																
香川県	3	3	17	3	3	14				7	27	129	303	360	55	56
愛媛県													4	4		
高知県	3	3	10	1	1	2							240	240	148	268
福岡県				1	1	2				2	18	7				
佐賀県	4	4	未記入							3	3	36		36	12	4
長崎県	13	13	36	11	11	28	3	3	7	1	1	2	473		372	402
熊本県	4	4	16	3	3	22							98	98	24	10
大分県	4	4	81	4	4	66	3	3	91	2	2	7	313	420	320	388
宮崎県	10	23	191	12	17	71							164	164	245	245
鹿児島県	25	31	35	11	11	43	3	3	3				442	553	1948	2374
沖縄県				1	1	10				2	2	16	122	213	57	148
計	294	367	1,587	317	360	2,865	98	462	1,870	108	744	3,044	4,910	7,365	6,900	10,952
センター数	32			37			14			22			39		43	

※「就職説明会、合同面接会等」は他所(HW、他県人材センター、行政等)が主催したもの

※「その他」は県の就職支援機関(キャリアセンター等)が実施したものも含む

【キャリア支援専門員等のセミナー・講演会への派遣状況】

都道府県名	ハローワーク						市町村社協						養成校、大学、高校等					
	22年度			23年度			22年度			23年度			22年度			23年度		
	カ所数	回数	参加者数	カ所数	回数	参加者数	カ所数	回数	参加者数	カ所数	回数	参加者数	カ所数	回数	参加者数	カ所数	回数	参加者数
北海道	1	7	53	5	11	62							8	8	255	12	18	342
青森県	7	16	260	2	9	22												
岩手県																		
宮城県				1	1	9				1	1	25				1	1	15
秋田県				1	1	10												
山形県																		
福島県				7	55	598												
茨城県													28	40	823	6	6	60
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県	1	1	20				1	1	10				11	22	651	7	10	369
千葉県																5	8	76
東京都				3	5											10	10	未記入
神奈川県													2	2	60			
新潟県				1	1	40												
富山県																1	1	40
石川県				1	2	70							6	14	277	9	19	608
福井県																11	16	416
山梨県	6	6	未記入	1	10	96												
長野県																		
岐阜県	1	1	20															
静岡県													27	33	457	13	13	472
愛知県																1	1	68
三重県																4	6	120
滋賀県	1	1	10										4	4	318	5	5	184
京都府																8	9	301
大阪府				3	3	76							27	83	2085	27	90	2269
兵庫県	2	3	106	4	4								4	4	154	6	6	未記入
奈良県													5	14	361	10	27	466
和歌山県													3	3	21			
鳥取県																2	6	130
島根県							2	2	23				64	65	1322	33	46	645
岡山県																		
広島県																2	3	240
山口県																		
徳島県				1	4	16												
香川県	1	7	93										4	5	98			
愛媛県																		
高知県	6	72	638	6	54	512										4	4	89
福岡県	2	15	193	2	18	213												
佐賀県				5	5	90							1	1	104	9	9	180
長崎県													1	3	92	7	9	175
熊本県													6	6	101			
大分県													1	2	400			
宮崎県	3	5	76										1	1	25			
鹿児島県																14	17	368
沖縄県																12	21	639
計	31	134	1,469	43	183	1,814	3	3	33	1	1	25	203	310	7,604	219	361	8,272
センター数	11			13			2			1			19			23		

都道府県名	就職相談会、合同面接会等						その他					
	22年度			23年度			22年度			23年度		
	カ所数	回数	参加者数	カ所数	回数	参加者数	カ所数	回数	参加者数	カ所数	回数	参加者数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県	4	4	327	4	4	297						
福島県				5	5	174						
茨城県										2	2	39
栃木県												
群馬県	1	1	7									
埼玉県							1	1	35	2	7	171
千葉県												
東京都										2	2	
神奈川県	2	2	248	2	2	61						
新潟県							1	1	450			
富山県												
石川県	1	11	368									
福井県				1	1	15						
山梨県												
長野県	6	10	384							1	2	42
岐阜県	1	1	20									
静岡県				14	15	492				6	9	167
愛知県				6	6	42						
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府				1	1	8	5	5	265	1	1	12
兵庫県	1	2	58				1	1	12	1	1	
奈良県												
和歌山県										8	8	27
鳥取県												
島根県	3	3	171									
岡山県				1	1	150						
広島県				1	1	1				7	13	314
山口県												
徳島県	3	3	未記入				2	2	未記入	3	15	220
香川県										5	9	91
愛媛県												
高知県				2	2	23						
福岡県												
佐賀県	5	5	80	2	2	694						
長崎県							4	4	23			
熊本県				1	1	40						
大分県												
宮崎県				1	6	77	1	2	93			
鹿児島県												
沖縄県				1	1	437						
計	27	42	1,663	42	48	2,511	15	16	878	38	69	1,083
センター数	10			14			7			9		

※「就職相談会、合同面接会等」は他所(HW、他県人材センター、行政等)が主催したもの

※「その他」は県の就職支援機関(キャリアセンター等)含む

【事業所向けアドバイザー派遣】

都道府県名	経営計画策定				採用計画策定				人事制度構築				職員研修				各種規程類作成			
	22年度		23年度		22年度		23年度		22年度		23年度		22年度		23年度		22年度		23年度	
	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数
北海道	3	3	5	5					17	17	9	9								
青森県																				
岩手県									2	2							10	10	13	13
宮城県	6	6	3	3	1	1							1	1			1	1	2	2
秋田県			1	2													未記入	35	5	6
山形県	5	5																		
福島県			10	30																
茨城県											2	2							2	2
栃木県			5	5							2	2			2	2			18	18
群馬県																				
埼玉県	1	1	3	2			2	2			2	2			1	3				1
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県	1	1					1	1	9	9							1	1		
富山県																				
石川県																	1	1		
福井県	1	1															4	5	2	2
山梨県																				
長野県			1	1															3	3
岐阜県			8	8					1	1	8	8			1	1	2	2	6	6
静岡県	24	198	15	15																
愛知県			3	3					5	2	3	3	1	1	33	2817			6	6
三重県	2	2	6	7	2	2			7	7	7	11	3	3			2	2	1	1
滋賀県																	5	5		
京都府																				
大阪府			36	36																
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県									4	4										
広島県	2	2	1	40							2	2			25	79				
山口県									11	72									9	48
徳島県	6	未記入	1	2					5	未記入	9	18								
香川県	3	3	1	1					7	9	1	1							1	1
愛媛県			7	20													14	52	10	41
高知県									16	16										
福岡県																				
佐賀県			14	14			4	4			2	2			20	20			37	37
長崎県															2	2			1	1
熊本県	17	20	7	7	6	6			29	40	55	58	9	9	2	2				
大分県	2	4			2	3			4	10	5	12	2	5			10	22	4	10
宮崎県																				
鹿児島県	8	11	13	17	1	1	3	3			2	2			2	2	9	10	1	1
沖縄県									14	14			46	78	96	96				
計	81	257	140	218	12	13	10	10	131	203	109	132	62	97	184	3,024	59	146	121	199
センター数	14		19		5		4		14		14		6		10		12		18	

都道府県名	その他				合計			
	22年度		23年度		22年度		23年度	
	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数	カ所数	回数
北海道	1	1			21	21	14	14
青森県								
岩手県					12	12	13	13
宮城県	1	2	7	7	10	11	12	12
秋田県					未記入	35	6	8
山形県					5	5		
福島県			36	36			46	66
茨城県							4	4
栃木県			3	3			30	30
群馬県								
埼玉県	8	13			9	14	8	10
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県	5	9	4	4	16	20	5	5
富山県								
石川県	1	1			2	2		
福井県			1	1	5	6	3	3
山梨県								
長野県	9	9			9	9	4	4
岐阜県	2	2	1	1	5	5	24	24
静岡県	32	52			76	230	15	15
愛知県	5	5			11	6	45	2829
三重県	13	13	2	3	29	29	10	16
滋賀県					5	5		
京都府								
大阪府							36	36
兵庫県			48	48			48	48
奈良県								
和歌山県							14	14
鳥取県	3	3			3	3		
島根県								
岡山県	7	7			11	11		
広島県		38	1	112	2	40	29	233
山口県	1	3			12	75	9	48
徳島県	1		5	10	12	未記入	15	30
香川県	1	1	7	14	11	13	10	17
愛媛県			1	1	14	52	18	62
高知県					16	16		
福岡県								
佐賀県			104	104			181	181
長崎県			1	1			4	4
熊本県	3	3	7	5	64	78	72	72
大分県	1	1	2	3	21	45	11	25
宮崎県			10	16			10	16
鹿児島県					18	22	21	25
沖縄県	3	3			63	95	96	96
計	97	166	240	369	462	860	813	3,960
センター数	18		17		27		30	

※「その他」には複数の分野にわたる相談の件数を含む

就職説明会の開催					
22年度			23年度		
カ所数	回数	参加者数	カ所数	回数	参加者数
7	8	971	2	2	476
			4	5	209
			3	3	163
3	3	287	8	9	571
14	14	60	8	8	241
2	2	33			
1	1	3217			
5	5	585	2	2	109
2	2	591			
			8	8	333
11	11	1361	7	7	269
1	1	71	1	2	154
2	2	230	1	2	722
			6	8	1832
1	10	814	10	34	1716
5	5	2283	4	4	1301
4	4	136	2	2	186
6	6	683	8	8	101
			3	3	171
			4	4	745
3	4	930	2	2	118
4	4	270			
3	3	未記入			
5	5	437			
			2	2	13
2	2	70	3	3	101
3	3	97	3	3	137
5	5	519	6	6	450
2	2	37			
			4	4	99
91	102	13,682	101	131	10,217
22			23		

都道府県福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況

	一般のハローワークとの連携				福祉人材コーナーを設置しているハローワークとの連携			
	平成22年度		平成23年度		平成22年度		平成23年度	
	センター数	割合(%)	センター数	割合(%)	センター数	割合(%)	センター数	割合(%)
(1) ハローワークとの連携による共催事業の実施	36	76.6%	31	66.0%	39	83.0%	37	78.7%
(2) 福祉人材センター運営委員会へのハローワーク担当者の出席	6	12.8%	7	14.9%	32	68.1%	33	70.2%
(3) ハローワーク主催の福祉人材確保対策担当者連絡会議への出席	9	19.1%	3	6.4%	28	59.6%	27	57.4%
(4) 福祉人材センター等各種施策の周知・広報の依頼	42	89.4%	45	95.7%	44	93.6%	47	100%
(5) ハローワークの各種施策の周知・広報に対する協力	26	55.3%	34	72.3%	39	83.0%	44	93.6%
(6) ハローワークへの労働市場情報の提供	9	19.1%	11	23.4%	15	31.9%	16	34.0%
(7) ハローワークへの求職者情報の提供	8	17.0%	4	8.5%	11	23.4%	9	19.1%
(8) ハローワークへの求人情報の提供	22	46.8%	26	55.3%	33	70.2%	35	74.5%
(9) ハローワークからの労働市場情報の提供	9	19.1%	11	23.4%	17	36.2%	19	40.4%
(10) ハローワークからの求職者情報の提供	5	10.6%	2	4.3%	7	14.9%	5	10.6%
(11) ハローワークからの求人情報の提供	19	40.4%	14	29.8%	32	68.1%	34	72.3%
(12) ハローワーク主催「介護就職デイ」への参加、協力	34	72.3%	37	78.7%	37	78.7%	41	87.2%

都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

平成23年4～12月

県名	新規求 人数(a)	新規求 人件数	有効求 人数(b)	有効求 人件数	新規求 職者数 (c)	有効求 職者数 (d)	紹介・応募人数			採用人 数(e)	有効求 人 倍率	充足率 (e/a)	就職率 (e/c)
							内紹介人数	内応募人数					
01.北海道	3,599	1,853	1,092	554	1,898	904	1,007	464	543	142	1.21	3.9%	7.5%
02.青森県	499	266	155	78	899	655	247	132	115	46	0.24	9.2%	5.1%
03.岩手県	2,583	1,187	681	318	967	423	753	320	433	117	1.61	4.5%	12.1%
04.宮城県	2,019	796	549	221	654	483	886	216	670	92	1.14	4.6%	14.1%
05.秋田県	1,985	1,022	557	285	642	301	344	161	183	114	1.85	5.7%	17.8%
06.山形県	1,438	742	417	210	492	265	382	192	190	104	1.57	7.2%	21.1%
07.福島県	1,842	737	570	220	632	403	451	53	398	53	1.42	2.9%	8.4%
08.茨城県	1,932	838	584	255	710	387	530	141	389	79	1.51	4.1%	11.1%
09.栃木県	2,683	1,103	849	347	489	182	865	158	707	139	4.67	5.2%	28.4%
10.群馬県	5,068	2,406	1,642	767	2,105	928	1,867	655	1,212	384	1.77	7.6%	18.2%
11.埼玉県	6,106	2,711	1,829	808	2,761	1,490	2,811	680	2,131	230	1.23	3.8%	8.3%
12.千葉県	8,574	2,518	2,484	738	1,025	987	2,411	193	2,218	64	2.52	0.7%	6.2%
13.東京都	13,053	5,666	3,936	1,700	3,586	1,205	14,463	3,364	11,099	911	3.27	7.0%	25.4%
14.神奈川県	4,299	2,008	1,332	600	1,123	450	3,016	330	2,686	115	2.96	2.7%	10.2%
15.新潟県	971	452	242	119	244	93	147	47	100	10	2.59	1.0%	4.1%
16.富山県	2,520	1,353	744	398	892	431	512	270	242	185	1.72	7.3%	20.7%
17.石川県	2,372	1,361	717	406	1,196	743	797	426	371	184	0.96	7.8%	15.4%
18.福井県	1,992	1,068	632	332	766	536	346	221	125	126	1.18	6.3%	16.4%
19.山梨県	1,857	924	536	268	489	226	641	132	509	31	2.37	1.7%	6.3%
20.長野県	4,407	1,769	1,257	509	819	526	496	161	335	214	2.39	4.9%	26.1%
21.岐阜県	1,635	634	468	180	521	295	442	161	281	131	1.58	8.0%	25.1%
22.静岡県	5,959	3,055	1,675	841	2,469	1,587	1,633	1,008	625	632	1.06	10.6%	25.6%
23.愛知県	3,351	1,544	1,045	470	695	401	1,241	155	1,086	65	2.60	1.9%	9.4%
24.三重県	2,657	1,224	796	366	784	357	455	161	294	67	2.23	2.5%	8.5%
25.滋賀県	2,478	1,151	709	332	683	393	453	101	352	148	1.80	6.0%	21.7%
26.京都府	3,645	1,490	1,079	426	1,218	624	888	366	522	121	1.73	3.3%	9.9%
27.大阪府	6,887	3,229	2,052	949	2,498	1,548	5,733	1,362	4,371	324	1.33	4.7%	13.0%
28.兵庫県	2,518	1,081	760	323	1,127	940	1,249	251	998	73	0.81	2.9%	6.5%
29.奈良県	2,393	1,132	674	319	1,168	385	1,112	411	701	199	1.75	8.3%	17.0%
30.和歌山県	2,029	891	616	260	751	629	556	383	173	119	0.98	5.9%	15.8%
31.鳥取県	612	217	170	61	383	202	80	32	48	41	0.85	6.7%	10.7%
32.島根県	3,327	1,582	906	447	2,096	881	618	396	222	294	1.03	8.8%	14.0%
33.岡山県	4,005	1,557	1,235	473	534	354	720	172	548	56	3.49	1.4%	10.5%
34.広島県	3,200	1,240	1,005	394	383	377	413	68	345	28	2.67	0.9%	7.3%
35.山口県	726	299	217	86	719	383	256	101	155	121	0.57	16.7%	16.8%
36.徳島県	747	478	204	126	261	377	204	112	92	28	0.54	3.7%	10.7%
37.香川県	905	475	269	141	449	433	144	64	80	20	0.62	2.2%	4.5%
38.愛媛県	1,058	442	351	143	243	130	135	25	110	22	2.70	2.1%	9.1%
39.高知県	1,104	685	336	202	648	789	341	238	103	88	0.43	8.0%	13.6%
40.福岡県	2,973	1,445	917	430	1,275	1,586	1,037	332	705	104	0.58	3.5%	8.2%
41.佐賀県	539	314	177	102	284	489	125	125		68	0.36	12.6%	23.9%
42.長崎県	3,760	1,846	1,165	557	1,422	1,019	1,184	848	336	185	1.14	4.9%	13.0%
43.熊本県	884	476	248	135	515	221	219	87	132	44	1.12	5.0%	8.5%
44.大分県	2,246	1,188	660	344	1,112	588	755	457	298	221	1.12	9.8%	19.9%
45.宮崎県	1,606	899	501	279	557	394	1,032	85	947	108	1.27	6.7%	19.4%
46.鹿児島県	450	254	137	76	851	384	113	37	76	32	0.36	7.1%	3.8%
47.沖縄県	2,135	922	621	264	752	882	296	58	238	48	0.70	2.2%	6.4%
合計	133,628	60,530	39,798	17,861	46,756	28,210	54,406	15,912	38,494	6,727	1.41	5.0%	14.4%
全国平均値	2,843	1,288	847	380	995	600	1,158	339	819	143			

注) 表の合計について、四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

*有効求人数・有効求人件数・有効求職者数は、平成23年4～12月の平均。

*新規求人数・新規求人件数・新規求職者数・紹介人数・応募人数・採用人数は累計。

*紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

*応募人数は、福祉人材情報システムが発行した応募用紙の件数(求職者が自ら申し込んだ件数)。

*採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募用紙を利用して、採用が決まった人数。

○福利厚生センター関係資料

都道府県地方事務局(業務受託団体)一覧

平成24年2月1日

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2階	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県民間社会福祉事業振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YMCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8738
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2959
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0923	長野市大字若里7-1-7	026-226-4126
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館5F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-232-1359
三重県社会福祉事業職員共済会	514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館2F	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る375 ハートピア京都内	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	680-0846	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内	086-226-2827
広島県民間社会福祉事業従事者互助会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-5611
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ1F	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

福利厚生センターサービスメニュー一覧(平成23年12月現在)

健康管理

- 健康生活用品給付
- 電話健康相談
- 生活習慣病予防健診費用助成
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修

余暇活用

- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外旅行
- クラブ・サークル活動助成
- テーマパーク
- ゴルフ場
- レンタカー

情報活用

- ハンドブック
- ソウエルクラブFAXニュース
- 会員情報誌
- ホームページ

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

生活サポート

- 特別資金ローン
- 特別提携住宅ローン
- ソウエル積立保険
- ソウエル団体生命保険
- ソウエル傷害保険
- ソウエル入院保険
- ペット保険
- マイカー購入応援事業
- ショッピング
- スポーツ・カルチャー



ソウェルクラブサービスメニュー一覧

(平成23年度)

区分	サービスメニュー	サービス内容
健康支援事業	生活習慣病予防健診費用助成	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診(法定健診は除く)を受診した場合、検査項目に応じて2,830円～4,120円を助成。(乳・子宮がん検診費用を上乗せして、3,650円～4,940円を助成)
	健康生活用品給付	・健康生活に関わる34品目の中から希望する1品を全会員に給付
	電話健康相談	・24時間365日、いつでも、どこからでも無料で、専門の医師やカウンセラーに健康に関する電話相談ができる また、携帯電話やネットでの相談も実施
	スポーツクラブ	・セントラルスポーツ、コナミスポーツ、ルネサンス、NASの4社と提携し、法人会員料金で利用できる
余暇支援事業	クラブ・サークル活動支援	・スポーツや教養・文化サークル活動への助成(会員1人当たり1,000円を助成)
	指定保養所 ・KKR宿泊施設 ・休暇村 ・グリーンピア ・ダイワロイヤルホテル 会員制リゾート施設 ・セラヴィリゾート泉郷 ・ラフォーレ倶楽部 ・ライフサポート倶楽部	・準組合員料金適用に加え、 ・標準宿泊料金の10%割引に加え、 ・標準宿泊料金の5%割引に加え、 ・室料が特別優待料金に加え、 ソウェルクラブから 会員1人1泊2,500円の助成 ・会員と同行者または会員家族は利用料金が法人会員料金に ・会員と同行者または会員家族は利用料金が法人会員料金に ・会員と同行者または会員家族は利用料金が法人会員料金に
	テーマパーク	・東京ディズニーリゾート、ユニバーサルスタジオジャパン、ハウステンボスなど会員割引8～20%
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	・JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、名鉄観光など会員割引3～5%
	ホテル・旅館・ペンション	・提携宿泊施設の割引利用。会員割引5～30%または特別料金適用
	レンタカー	・ニッポンレンタカー(20%～55%割引)、日産レンタカー(17.9%～47.2%割引)、マツダレンタカー(20%割引)、オリックス自動車レンタカー(5%～40%割引)、トヨタレンタカー(5%割引)、Jネットレンタカー(15%～56%割引)
	共済事業給付金 ・会員の死亡 ・〃(就業中、通勤時の事故の場合) ・会員の配偶者の死亡 ・入院見舞金 ・災害見舞金(法人) ・〃(会員)	・60万円 ・180万円 ・10万円 ・就業中、通勤時の事故による場合。1日につき1,000円。手術を行った場合には5万円～20万円加算 ・災害救助法適用地域内で一定規模以上の損害を被った場合、1法人当たり20万円 ・〃 1会員当たり1万円
	任意加入の保険 ・ソウェル積立保険 ・ソウェル団体生命保険 ・ソウェル傷害保険 ・ソウェル入院保険 ・ソウェルがん保険 ・ペット保険	任意に加入できる割安な保険 ・死亡保障、医療保障、年金積立を一つにセットした総合保険 ・死亡保障(高度障害を含む)に限定した保険 ・あらゆるケガを補償 ・病気、ケガによる入院を補償 ・がんに限定した保険 ・保険の対象となる診療費の50%を補償
	永年勤続記念品贈呈	・勤続満5年から30年まで5年刻みで記念品を贈呈(40品目の中から選択)
	結婚お祝品贈呈	・会員が結婚した場合に贈呈(全国百貨店共通商品券またはUCギフトカード10,000円)
事業	出産お祝品贈呈	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈(全国百貨店共通商品券またはUCギフトカード10,000円)
	入学お祝品贈呈	・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈(全国百貨店共通商品券またはUCギフトカード5,000円)
	ローン ・住宅ローン(銀行提携) ・特別資金ローン(みずほ銀行)	・融資額 最高 5,000万円。一般利用者より金利が固定型で0.1%、変動型で0.2%割安 平成23年度においても、引き続き「金利優遇キャンペーン」(みずほ銀行)実施 ・融資額 最高 300万円。教育資金、結婚資金、車購入資金などが、一般利用者より金利が3.0%程度割安
	スポーツ、カルチャー ショッピングなど	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、カルチャー、スクールなど会員割引。学習サイト「学天ソウェル」は無料 ・デパート、結婚式場、引越しサービス、文具消耗品、家電商品など会員割引。ソウェルweb書店10～15%割引
	海外研修	・海外の福祉事情を学習する海外研修
	メンタルヘルス講習会	・職場におけるメンタルヘルスの取り組みを習得する講習会(受講料、教材費無料)
啓発支援事業	接遇講習会	・接遇について、その心、技術を習得する講習会(受講料、教材費無料)
	レクリエーションリーダー養成講習会	・職場で役立つレク活動を実践的に学習する講習会(受講料、教材費無料)
	広報講習会	・広報誌作りのノウハウを習得する講習会(受講料、教材費無料)
	パソコン講習会	・パソコンの主要ソフトの使い方や実践テクニックを習得する講習会
地域事業	資格取得記念品贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈(8品目の中から1品を選択)
	会員交流事業	・地方事務局が主催する割安な料金の会員同士の親睦、リフレッシュを図る事業 (観劇・コンサート、国内旅行、テーブルマナー講習会、スポーツ観戦、テーマパークなど)
その他の支援事業	地域開発メニュー	・地方事務局が地域で身近に割安な料金で利用できるメニューを開発したもの(レジャー施設、生活関連施設など)
	広報活動 ・ソウェルクラブハンドブック ・ソウェルクラブFAXニュース ・会員情報誌「ソウェルクラブ」 ・ホームページ ・オリジナルカレンダー ・オリジナル手帳	・サービスの内容や利用方法などを詳細に掲載、全会員に配布 ・各事業のタイムリーな情報を掲載、毎月各事業所にFAX送信 ・会員同士の交流・仕事や生活に役立つ記事を掲載、年4回全会員に配布 ・利用促進及び加入促進を目的とした最新情報を随時提供 ・書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布 ・サービスの概要入りの手帳(紺色、ワインレッドの2種類作成)希望する会員に配布

都道府県別加入状況（平成23年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	（ 参考 ）	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	759	36,065	864	87.8%
青森	75	3,072	506	14.8%
岩手	63	3,461	293	21.5%
宮城	42	2,877	222	18.9%
秋田	78	4,138	207	37.7%
山形	102	4,943	221	46.2%
福島	90	4,852	—	—
茨城	119	5,016	473	25.2%
栃木	88	2,858	319	27.6%
群馬	97	3,421	475	20.4%
埼玉	135	5,793	699	19.3%
千葉	70	2,616	562	12.5%
東京	279	21,145	912	30.6%
神奈川	45	2,004	718	6.3%
新潟	46	4,118	396	11.6%
富山	95	5,533	193	49.2%
石川	61	2,708	283	21.6%
福井	43	2,108	211	20.4%
山梨	33	1,064	228	14.5%
長野	64	2,525	327	19.6%
岐阜	89	4,470	282	31.6%
静岡	120	4,597	424	28.3%
愛知	89	6,138	579	15.4%
三重	138	5,766	292	47.3%
滋賀	62	2,117	238	26.1%
京都	85	3,690	423	20.1%
大阪	86	5,689	1,081	8.0%
兵庫	81	3,006	735	11.0%
奈良	43	1,965	199	21.6%
和歌山	48	1,579	200	24.0%
鳥取	23	1,323	109	21.1%
島根	18	695	251	7.2%
岡山	72	5,026	335	21.5%
広島	127	10,170	426	29.8%
山口	65	3,587	291	22.3%
徳島	79	2,968	156	50.6%
香川	79	3,536	179	44.1%
愛媛	59	3,863	206	28.6%
高知	40	1,088	155	25.8%
福岡	150	6,538	1,034	14.5%
佐賀	35	1,476	224	15.6%
長崎	85	3,704	502	16.9%
熊本	95	3,525	623	15.2%
大分	71	3,271	314	22.6%
宮崎	58	2,699	365	15.9%
鹿児島	51	2,085	563	9.1%
沖縄	107	2,774	369	29.0%
合計	4,439	217,662	18,664	—

（注）

1. 社会福祉法人数は、厚生労働省調べ（平成23年3月末現在）による法人数。
2. 社会福祉法人数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載。

平成24年度 社会福祉研修実施計画（案） （委託・国庫補助事業）

		目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間	申込締切日及び 申込書提出先
1	社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識 及び技術について、通信教育の方法に より教授し、社会福祉法に定める社会 福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、 社会福祉事業に従事している者	1 回	2,000 人	1 年 〔面接授業4日〕	①24. 6. 12(火)～6. 15(金) ④24. 8. 23(木)～8. 26(日) ②24. 6. 16(土)～6. 19(火) ⑤24. 8. 27(月)～8. 30(木) ③24. 6. 27(水)～6. 30(土) ※上記、①～⑤のうち指定された1回を受講	24. 4. 2(月) 社会福祉研修 主管部まで
2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を 満たしていない者に対して、施設長と して必要な知識及び技術について通信 教育の方法により教授し、必要な資格 を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の 者又は施設長に就任している者で あって、施設長としての具体的要 件を満たしていない者	1 回	300 人	1 年 〔面接授業5日〕	①24. 9. 9(日)～9. 13(木) ⑤24. 11. 10(土)～11. 14(水) ②24. 9. 16(日)～9. 20(木) ⑥24. 11. 20(火)～11. 24(土) ③24. 10. 20(土)～10. 24(水) ⑦24. 11. 25(日)～11. 29(木) ④24. 10. 31(水)～11. 4(日) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講	24. 4. 2(月) 社会福祉研修 主管部まで
3	社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法 人・施設運営に関する専門的知識及び 技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の 経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース (3) サービス管理コース	1 回 1 回 1 回	200 人 200 人 200 人	3 日 3 日 3 日	(1) 経営管理コース 24. 6. 20(水)～6. 22(金) (2) 人事管理コース 24. 8. 7(火)～8. 9(木) (3) サービス管理コース 24. 7. 1(日)～7. 3(火)	24. 5. 11(金) 24. 6. 29(金) 24. 5. 25(金) 中央福祉学院まで
4	児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及 び技術について、通信教育の方法によ り教授し、児童福祉法に定める児童福 祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童 相談所設置市の職員及び児童福祉 法第10条第1項に規定する業務に 携わる市町村の職員で、学校教育 法第87条による4年制大学を卒業 した者、又は平成24年3月卒業見 込みの者	1 回	200 人	1 年 〔面接授業5日〕	24. 10. 1(月)～10. 5(金)	24. 4. 2(月) 社会福祉研修 主管部まで
5	「キャリアパス対応 福祉職員生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「キャリアパ ス対応福祉職員生涯研修課程・標準研 修プログラム」に基づき各県社会福祉 研修実施機関が実施する研修会にお ける指導者を養成する。	各都道府県・指定都市社会福祉 研修実施機関が推薦する「キャリ アパス対応福祉職員生涯研修課 程」の研修指導予定者及び研修指 導経験者	1 回	50 人	3 日	24. 12. 15(土)～12. 17(月)	24. 11. 6(火) 中央福祉学院まで

※都合により変更する場合があります。

平成24年度 社会福祉研修実施計画（案）（独自事業）

	目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間 等
1	社会福祉主事資格認定 通信課程 〔民間社会福祉職員〕	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉法人等が経営する施設又は団体に現在勤務している者	2 回	3,900 人	1 年 〔面接授業5日〕 別途「開催要綱」にて通知する。
2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 〔民間社会福祉施設長〕	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1 回	700 人	1 年 〔面接授業5日〕 ①24.9.9(日)～9.13(木) ⑤24.11.10(土)～11.14(水) ②24.9.16(日)～9.20(木) ⑥24.11.20(火)～11.24(土) ③24.10.20(土)～10.24(水) ⑦24.11.25(日)～11.29(木) ④24.10.31(水)～11.4(日) ※公立施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講
3	福祉施設長専門講座	社会福祉施設の機能強化推進に必要な専門的知識及び技術を修得させ、高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等であって社会福祉事業経験が1年以上あり、次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1 回	200 人	1 年 〔面接授業4日×2回〕 ①24.6.23(土)～6.26(火) ②25.2.1(金)～2.4(月)
4	社会福祉士通信課程 〔社会福祉士一般養成施設〕	社会福祉士として必要な専門的学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 第4条第一号イのいずれかに該当する者	1 回	〔24期〕 320 人	1年7ヵ月 〔面接授業第1回4日、 第2回4日、要実習 者は実習指導第1回 3日、第2回2日〕 24期生・第1回 〔Aグループ〕24.8.19(日)～8.22(水) 〔Bグループ〕24.8.31(金)～9.3(月) ＜実習指導＞24.8.16(木)～8.18(土) ※ 第2回は平成25年度実施
5	都道府県・指定都市社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1 回	30 人	3 日 24.7.24(火)～7.26(木)
6	市区町村社会福祉協議会管理職員研修課程	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1 回	60 人	3 日 25.1.15(火)～1.17(木)
7	都道府県・指定都市社会福祉協議会中堅職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員に必要とされる業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員等	1 回	60 人	3 日 25.2.21(木)～2.23(土)
8	社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務講座 〔通信課程〕	社会福祉協議会・社会福祉施設の会計実務担当者等に必要とされる社会福祉法人「新会計基準」に関する知識及び介護報酬の請求実務等、会計実務能力の向上を図る。	社会福祉協議会・社会福祉施設の会計実務担当者等	2 回	1,000 人	6ヵ月 〔面接授業3日〕 別途「開催要綱」にて通知する。
9	都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関職員研修会	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1 回	60 人	3 日 24.4.23(月)～4.25(水)
10	職場研修担当者研修会	福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)インストラクター養成コース 『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクターとして、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者 (2)施設職員コース 社会福祉法人・施設等で「職場研修」を推進する者	1 回 1 回	各60 人	4 日 3 日 24.4.17(火)～4.20(金) 24.5.16(水)～5.18(金)
11	スーパービジョン研修会	福祉職場の指導的職員に必要とされる一般職員等への指導・助言(スーパービジョン)に関する実践能力の向上を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の指導的立場の相談職員、介護職員、保育職員等(グループリーダー、主任、係長、部課長等)	2 回	各120 人	3 日 ①24.8.10(金)～8.12(日) ②24.9.25(火)～9.27(木)

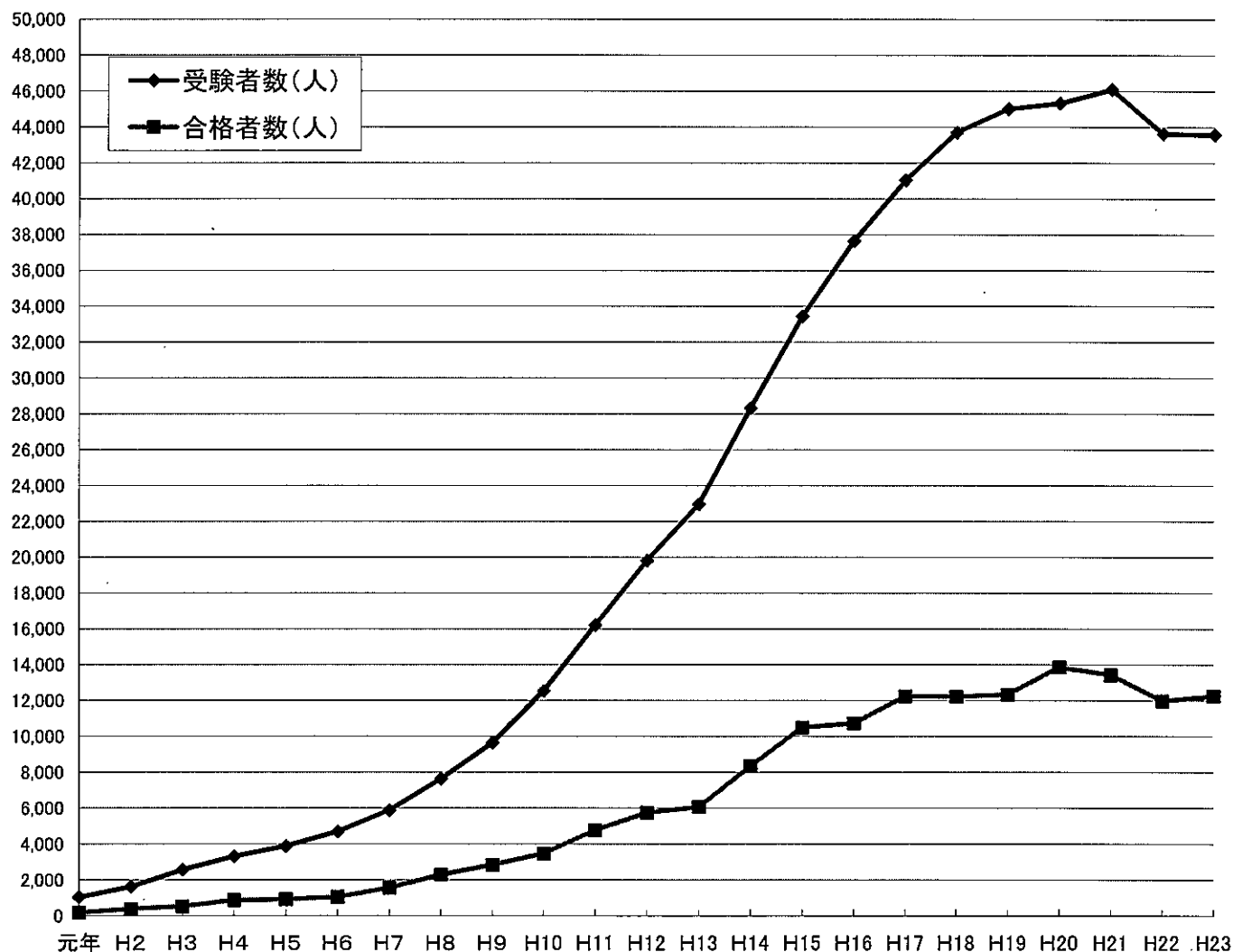
※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修（平成24年度(案)）

研 修 名	目 的	対 象 者	受講 定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	適切な指導監査を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・老人福祉施設の許可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・障害者福祉施設の許可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
福祉事務所所長研修	社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、より効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とする。	福祉事務所所長	70人	3日間
生活保護自立支援研修担当育成研修	管内における自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、職員の自立支援技術の向上や自立支援プログラムの効果的運営に向けた職場内での研修企画運営の手法を修得することを目的とする。	(1) 都道府県・指定都市において生活保護の研修・企画を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する研修・企画を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携を充実させて、より効果的な児童虐待の相談援助をすすめるために、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とする。	児童相談所の児童福祉司または児童心理司としての実務経験が3年以上5年以下の者	60人	3日間
介護保険指導監督中堅職員研修	適正な介護保険制度の実施にむけた指導監督の意義と課題を理解した上で、実地指導・監査の標準化や業務管理体制の監督業務に資する知識を修得するとともに、根拠にもとづいた適切な指導監査の具体的な手法を修得することを目的とする。	各都道府県（出先機関含む）及び指定都市・中核市において、介護保険指導監督業務に従事している指導的立場の中堅職員	120人	3日間
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員が、婦人保護事業・DV被害者支援（含む、同伴児童の保護支援）における保健・医療・福祉の多機関・多職種連携に関する知識・手法を修得することを目的とする。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員	30人	3日間
都道府県障害程度区分指導者研修	障害程度区分認定の調査内容及び市町村審査会における審査判定・および個別支援への活用についての理解を深め、適切な給付のための障害程度区分に関する専門的知識及び技術を高めることを目的とする。	都道府県が行う障害者自立支援法の障害程度区分関係研修の講師予定者等	80人	1日間
ユニットケアに関する研修				
a サービスマネジメント	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）のサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局のサービスマネジメント担当者	60人	3日間
b 施設整備	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）の施設整備を適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局の施設整備担当者	60人	3日間
【問い合わせ先】	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/			

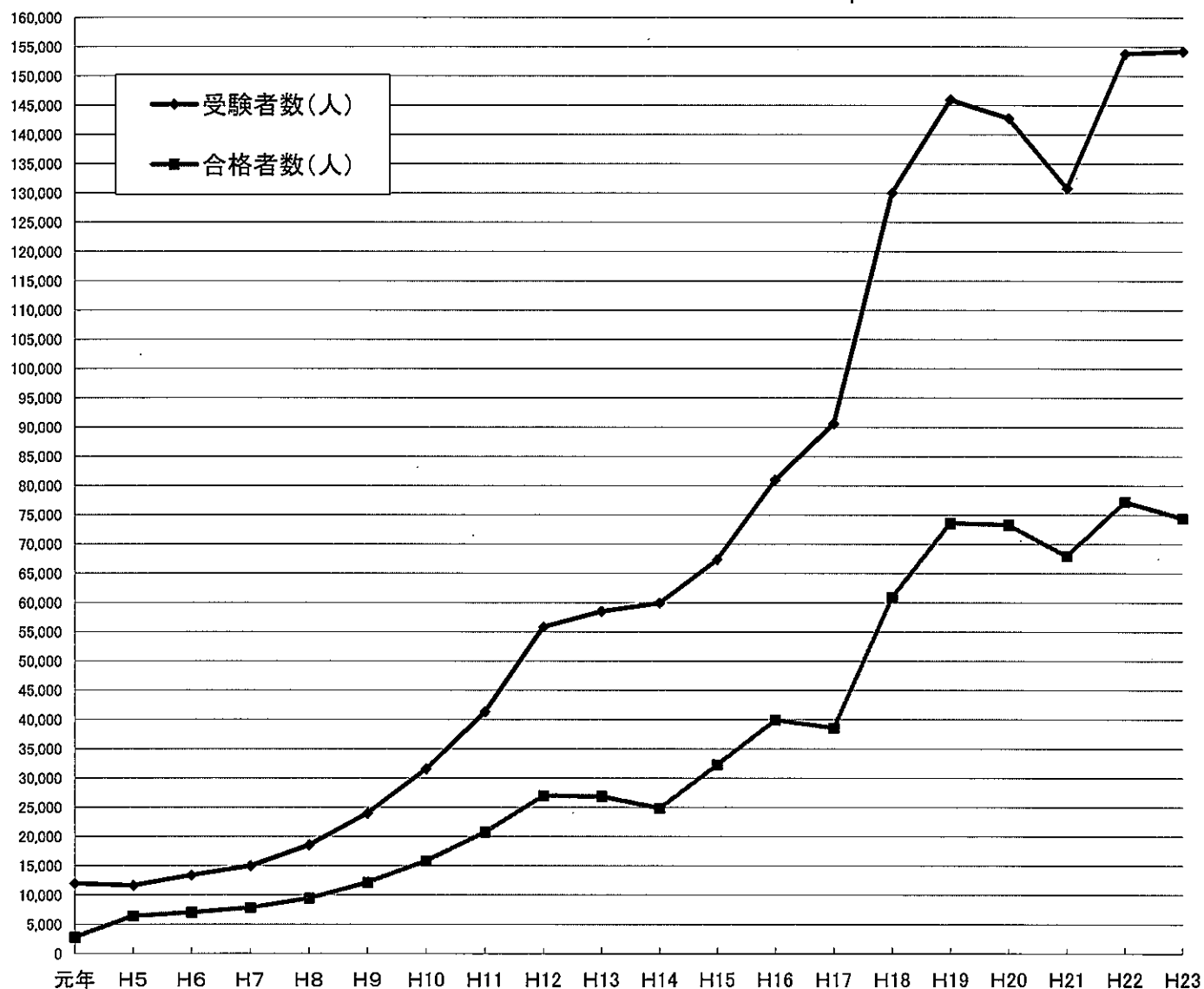
社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等

社会福祉士国家試験の受験者・合格者の推移



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	総計
受験者数(人)	1,033	1,617	2,565	3,309	3,886	4,698	5,887	7,633	9,649	12,535	16,206	19,812	22,962	28,329	33,452	37,657	41,044	43,701	45,022	45,324	46,099	43,631	43,568	519,619
合格者数(人)	180	378	528	874	924	1,049	1,560	2,291	2,632	3,460	4,774	5,749	6,074	8,343	10,501	10,733	12,241	12,222	12,345	13,865	13,436	11,989	12,255	148,603
合格率(%)	17.4	23.4	20.6	26.4	23.8	22.3	26.5	30.0	29.4	27.6	29.5	29.0	26.5	29.5	31.4	28.5	29.8	28.0	27.4	30.6%	29.1%	27.5%	28.1%	28.6%

介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	総計
受験者数(人)	11,973	9,868	9,516	9,987	11,628	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325	55,853	58,517	59,943	67,363	81,008	90,602	130,034	145,946	142,785	130,830	153,811	154,223	1,467,664
合格者数(人)	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758	26,973	26,882	24,845	32,319	39,938	38,576	60,910	73,606	73,302	67,993	77,251	74,432	712,808
合格率(%)	23.2	37.1	47.3	53.9	55.1	52.5	52.4	51.0	50.7	50.1	50.2	48.3	45.9	41.4	48.0	49.3	42.6	46.8	50.4	51.3	52.0	50.2	48.3	48.6

社会福祉士会・介護福祉士会 会員数 都道府県別一覧

(平成24年1月末現在)(単位:人)

	社会福祉士	介護福祉士
	(社)日本社会福祉士会会員数	(社)日本介護福祉士会会員数
北海道	1,647	1,035
青森	478	682
岩手	490	477
宮城	489	479
秋田	285	479
山形	438	349
福島	551	401
茨城	543	397
栃木	430	426
群馬	562	727
埼玉	1,368	523
千葉	1,245	929
東京	3,420	1,697
神奈川	2,418	1,218
新潟	1,029	1,673
富山	408	1,868
石川	443	1,198
福井	356	276
山梨	271	621
長野	866	2,871
岐阜	497	274
静岡	1,115	1,630
愛知	1,306	1,132
三重	593	614
滋賀	406	615
京都	818	874
大阪	1,887	2,340
兵庫	1,363	1,306
奈良	290	259
和歌山	229	300
鳥取	257	575
島根	335	338
岡山	584	1,452
広島	860	1,255
山口	601	1,841
徳島	242	262
香川	342	907
愛媛	453	869
高知	215	537
福岡	1,399	2,979
佐賀	172	450
長崎	481	794
熊本	645	545
大分	435	1,265
宮崎	381	1,462
鹿児島	644	999
沖縄	390	262
全国計	34,677	44,462

○都道府県別社会福祉士会等職能団体名簿

都道府県社会福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局連絡先		TEL
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4丁目1	在宅サポロSCビル2階	011-717-6886
青森	030-0822	青森県青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5階	017-723-2560
岩手	020-0134	岩手県盛岡市南青山町13-30	青山和敬荘内	019-648-1411
宮城	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19	PROP三条館内	022-233-0296
秋田	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
山形	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福島	963-8033	福島県郡山市亀田2-19-14	チャレンジビル2階	024-924-7201
茨城	310-0851	茨城県水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
栃木	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ内 とちぎソーシャルワーク共同事務所	028-600-1725
群馬	371-0854	群馬県前橋市大渡町1-10-7	群馬県公社総合ビル5階	027-212-8388
埼玉	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5	ベルメゾン小島103	048-857-1717
千葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター4階	043-238-2866
東京	162-0051	東京都新宿区西早稲田2-2-8	全国財団ビル5階	03-3200-2944
神奈川	221-0844	神奈川県横浜市中区神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
新潟	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
山梨	400-0073	山梨県甲府市湯村2-6-20	ハイツオザワ202	055-254-3531
長野	380-0836	長野県長野市南泉町685-2	長野県食糧会館6F	026-266-0294
富山	939-0341	富山県射水市三ヶ579	富山福祉短期大学内	0766-55-5572
石川	920-2144	石川県白山市大竹町口17-1	高齢者専用住宅シニアホーム香林苑内	076-273-0220
福井	918-8011	福井県福井市月見3-2-37	NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
岐阜	500-8261	岐阜県岐阜市西部大野2-219		058-277-7216
静岡	420-0024	静岡県静岡市葵区中町24-2	若杉ビル3F	054-252-9877
愛知	460-0012	愛知県名古屋市中区千代田5-21-3	サンマンション鶴舞402	052-264-0687
三重	514-0003	三重県津市桜橋2-131	三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
滋賀	520-2352	滋賀県野洲市富波乙681-55		077-518-2640
京都	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館2F	075-803-1574
大阪	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-4304-2772
兵庫	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター5階	078-265-1330
奈良	630-8213	奈良県奈良市登大路町36番地	大和ビル3階	0742-26-2757
和歌山	640-8319	和歌山県和歌山市手平2-1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	073-499-4529
鳥取	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5	鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	0857-59-6336
島根	699-1621	島根県仁多郡奥出雲町上阿井424-1	特別養護老人ホームあいサンホーム内	0854-56-0081
岡山	700-0815	岡山県岡山市北区野田屋町2-6-22	福中ビル第1-2階	086-201-5253
広島	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3019
山口	753-0072	山口県山口市大手町9-6	社会福祉会館内	083-928-6644
徳島	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地	徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041
香川	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611		0877-98-0854
愛媛	791-8012	愛媛県松山市姫原2-3-21	NPO法人家族支援フォーラム内	089-922-1937
高知	781-1103	高知県土佐市高岡町丙21-17		088-828-5922
福岡	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12	アイビーコートⅢビル601号	092-483-2944
佐賀	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3	佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
長崎	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
熊本	862-0910	熊本県熊本市健軍本町1-22	東部ハイツ105	096-285-7761
大分	875-0222	大分県臼杵市野津町大字吉田字飯屋3026		0974-24-3340
	870-0907	(4月1日より移転) 大分県大分市大津町2-1-41	大分県総合社会福祉会館内	097-576-7071
宮崎	880-0014	宮崎県宮崎市鶴島2-9-6	宮崎NPOハウス301	0985-86-6111
鹿児島	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
沖縄	900-0023	沖縄県那覇市楚辺2-24-24	ケイズコート2階	098-836-8201

都道府県介護福祉士会名簿

支部名	郵便番号	事務局担当者所在地		電 話
北海道	001-0010	札幌市北区北十条西4-1	SCビル2階	011-707-4700
青 森	030-0822	青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5階	017-731-2006
岩 手	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手	岩手県社会福祉協議会 福祉人材研修課	019-637-4527
宮 城	984-0816	仙台市若林区河原町1-5-11	川村ハイツ308号	022-398-5767
秋 田	019-1541	仙北郡美郷町土崎字上野乙102-30	皇山 朋寿 方	090-2027-0294
山 形	990-0021	山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福 島	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘79		090-7065-1740
茨 城	312-0022	ひたちなか市金上562-1	ひたちなか市社会福祉協議会内	029-354-4170
栃 木	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	とちぎソーシャルケアサービス共同事務所	028-600-1725
群 馬	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉協議会 利用支援グループ内	027-255-6226
埼 玉	330-0056	さいたま市浦和区東仲町4-16	ヘルゾーネK・M 1-D号	048-871-2504
千 葉	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター3階	043-248-1451
東 京	135-0003	江東区猿江1-3-7	パーク・ノヴァ猿江恩賜公園102号	03-5624-2821
神奈川	220-0003	横浜市西区楠町9-7	TAKビル3階	045-323-1085
新 潟	950-0994	新潟市中央区上所2-2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5531
富 山	939-8084	富山市西中野1-1-18	オフィス西中野1階	076-422-2442
石 川	920-0964	金沢市本多町3-1-10	石川県社会福祉会館内	076-234-1151
福 井	918-8238	福井市和田2-2115	コーシン I 103号	0776-63-5868
山 梨	400-0221	南アルプス市在家塚775-1	ハイツ中込1-201	055-282-7433
長 野	380-0836	長野市南県町1001-3	ロワール丸ビル4階	026-223-6670
岐 阜	501-6063	羽島郡笠松町長池396-2	奥村 昇 方	090-7695-8903
静 岡	420-0024	静岡市葵区中町24-2	若杉ビル2階	054-253-0818
愛 知	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2	桜華会館南館	052-202-8260
三 重	514-8552	津市桜橋2-131		059-264-7741
滋 賀	525-0014	草津市駒井沢町302		077-568-1758
京 都	602-8143	京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館 2階	075-801-8060
大 阪	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-6766-3633
兵 庫	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター5階	078-242-7011
奈 良	634-0063	橿原市久米町569	ヒロタウエストゲート神宮前405号	0744-35-5286
和歌山	646-0012	田辺市神島台6-1	真寿苑	0739-22-3639
鳥 取	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材センター内	0857-59-6336
島 根	690-0044	松江市浜乃木1-22-26-1	藤原 方	0852-33-7294
岡 山	700-0813	岡山市北区石関町2-1	岡山県総合福祉会館5階	086-222-3125
広 島	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3016
山 口	753-0072	山口市大手町9-6	山口県社会福祉会館内	083-924-2783
徳 島	779-3105	徳島市国府町東高輪字天満369-1	徳島健祥会福祉専門学校内	0886-42-9666
香 川	762-0044	坂出市本町3-5-26	トマトマンション203号	0877-46-0143
愛 媛	790-0805	松山市西一万町 10-2		089-987-8123
高 知	780-8567	高知市朝倉戊375-1	高知県社会福祉協議会 介護普及・相談課	088-844-9271
福 岡	812-0012	福岡市博多区博多駅中央街7-1	シック博多駅前ビル5階	092-474-7015
佐 賀	846-0002	多久市北多久町大字小侍869		0952-75-3292
長 崎	852-8104	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟4階	095-842-1237
熊 本	862-0950	熊本市水前寺6-41-5	千代田レジデンス県庁東210号	096-384-7125
大 分	870-0921	大分市萩原4-8-58	大分県整骨会館3階	097-551-6555
宮 崎	880-0014	宮崎市鶴島2-9-6	NPOハウス304号	0985-22-3710
鹿児島	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	県社会福祉センター4階	099-206-3050
沖 縄	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1	沖縄県総合福祉センター 西棟4階	098-887-3344

都道府県精神保健福祉士協会等名簿

都道府県協会	郵便番号	事務局所在地		電話番号	FAX番号	
北海道精神保健福祉士協会	001-0010	札幌市北区北10条西4-1	SCビル2階	011-887-9709	011-717-6887	
青森県精神保健福祉士協会	039-3501	青森市大字浅虫字内野27-2	浅虫温泉病院 気付	017-752-3004	017-752-3194	
岩手県精神保健福祉士会	025-0033	花巻市諏訪500	(独)国立病院機構 花巻病院医療相談室 気付	0198-24-0511	0198-24-1721	
宮城県精神保健福祉士協会	981-1231	名取市手倉田字山無番地	宮城県立精神医療センター 医療福祉相談科	022-384-2236	022-384-9162	
秋田県精神保健福祉士協会	019-2413	大仙市協和上淀川五百刈田352	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 気付	018-892-3751	018-892-3816	
山形県精神保健福祉士協会	999-3103	上山市金谷字金谷神927-5	(福)鶴翔会 こまきさの里 気付	023-673-2148	023-673-2172	
福島県精神保健福祉士会	963-0201	郡山市大槻町御前3-1	すがのクリニック 気付	024-966-3300	024-966-3800	
茨城県精神保健福祉士会	300-0213	かすみがうら市牛渡5513-1	(福)明清会 ほびき園 気付	029-898-3661	029-898-3760	
栃木県精神保健福祉士会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ内	とちぎソーシャルワーク共同事務所 気付	028-600-1725	028-600-1730
群馬県精神保健福祉士会	370-3603	北群馬郡吉岡町陣場98	田中病院 気付	0279-54-2106	0279-54-0247	
埼玉県精神保健福祉士協会	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	埼玉県立精神保健福祉センター 気付	048-723-1111	048-723-1561	
千葉県精神保健福祉士協会	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	千葉県精神保健福祉センター 気付	043-263-3891	043-265-3963	
東京都精神保健福祉士協会	180-0013	武蔵野市西久保1-6-25-302	就労支援センターMEW 気付	080-5679-8385	050-3712-8426	
神奈川県精神保健福祉士協会	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2	神奈川県精神保健福祉センター 気付	045-821-5354	045-821-5354	
新潟県精神保健福祉士協会	940-0015	長岡市寿2丁目4-1	新潟県立精神医療センター 気付	0258-24-3930	0258-24-3891	
富山県精神保健福祉士協会	930-0103	富山市北代5200	和敬会生活支援センター 気付	076-434-8100	076-434-8150	
石川県精神保健福祉士会	922-0831	加賀市幸町2-63	加賀こころの病院	地域ケアセンター 気付	0761-72-0880	0761-72-0875
福井県精神保健福祉士協会	918-8537	福井市下六条町201	(医)厚生会 福井厚生病院	ストレスケアセンター 気付	0776-41-3377	0776-41-3372
山梨県精神保健福祉士協会	400-0001	甲府市和田町2968	(財)花園病院	精神科医療総合サービスセンター 気付	055-253-2228	055-253-8257
長野県精神保健福祉士協会	390-0872	松本市北深志1-5-18	かとうメンタルクリニック 気付	0263-34-6141	0263-34-7983	
岐阜県精神保健福祉士協会	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上峰谷3555	地域生活支援センターひびき 気付	0574-25-1294	0574-25-1296	
静岡県精神保健福祉士協会	410-8575	沼津市中瀬町24-1	沼津中央病院 医療相談課 気付	055-931-4100	055-934-1698	
愛知県精神保健福祉士協会	444-0104	額田郡幸田町大字坂崎字石ノ塔8	京ヶ峰岡田病院 気付	0564-62-1421	0564-62-9338	
三重県精神保健福祉士協会	510-8575	四日市市日永5039	総合心療センターひなが管理棟1F	障害者相談支援センターソシオ 気付	059-345-9016	059-346-4643
滋賀県精神保健福祉士会	526-0045	長浜市寺田町257	長浜青樹会病院 セフィートヘルスケア	医療社会事業科 気付	0749-62-1652	0749-65-0870
京都府精神保健福祉士協会	611-0011	宇治市五ヶ庄三番割32-1	(医)栄仁会 宇治おうぶく病院 気付	0774-32-8399	0774-32-8399	
大阪府精神保健福祉士協会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-6764-7839	06-6764-7839	
兵庫県精神保健福祉士協会	652-0041	神戸市兵庫区湊川町3-13-20	湊川病院 医療福祉科 気付	078-521-1367	078-531-7066	
奈良県精神保健福祉士協会	633-0062	桜井市栗殿1000	桜井総合庁舎内	奈良県精神保健福祉センター 気付	0744-43-3131	0744-42-1603
和歌山県精神保健福祉士協会	641-0054	和歌山市塩屋3-6-2	(医)宮本病院	地域活動支援センター櫻 気付	073-444-2468	073-446-6607
鳥取県精神保健福祉士会	683-0015	米子市日原319-1	(医)勤誠会 米子病院	医療福祉相談室内 気付	0859-26-1611	0859-26-0801
島根県精神保健福祉士会	693-0011	出雲市大津町3656-1	(医)同仁会 海星病院	医療相談課 気付	0853-21-3521	0853-21-3545
岡山県精神保健福祉士協会	702-8508	岡山市南区浦安本町100-2	(財)慈圭会	慈圭病院 生活福祉支援室 気付	086-262-1191	086-262-4448
広島県精神保健福祉士協会	720-0542	福山市金江町葉江590-1	医療法人永和会 下永病院 気付	084-935-8811	084-935-8973	
山口県精神保健福祉士協会	753-8502	山口県桜島3-2-1	山口県立大学 社会福祉学部 気付	083-928-4752	083-928-3547	
徳島県精神保健福祉士協会	771-1342	板野郡上板町佐藤塚字東288	(医)あいざと会 監里病院 相談室 気付	088-694-5151	088-694-5321	
香川県精神保健福祉士協会	763-0073	丸亀市柞原町116番地	(医社)三愛会 花園荘 気付	0877-21-5717	0877-21-5712	
愛媛県精神保健福祉士会	790-8571	松山市二番町4丁目7-2	松山市保健福祉部生活福祉課 気付	089-948-6395	089-934-2632	
高知県精神保健福祉士協会	780-8535	高知市西町100	細木ユニティ病院 在宅部 気付	070-5686-4260	088-825-0915	
福岡県精神保健福祉士協会	811-2413	粕屋郡篠栗町大字尾仲94	篠栗病院内 相談室 気付	092-947-1042	092-947-1625	
佐賀県精神保健福祉士協会	843-0301	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919	(医財)友朋会 嬉野温泉病院 気付	0954-43-0157	0954-43-3440	
長崎県精神保健福祉士協会	851-3423	西海市西彼町八木原郷3453-1	(医)栄寿会 真珠園療養所	医療福祉相談室 気付	0959-28-0038	0959-28-1031
熊本県精神保健福祉士協会	865-0048	玉名市小野尻5番	地域活動支援センター ふれあい 気付	0968-73-1022	0968-73-1023	
大分県精神保健福祉士協会	870-1153	大分市大字小野鶴1350	生活訓練施設フライハイム 気付	097-588-8616	097-588-8661	
宮崎県精神保健福祉士会	880-0916	宮崎市大字恒久5567番地	(財)弘潤会 野崎病院	医療福祉相談室 気付	0985-51-3111	0985-59-3271
鹿児島県精神保健福祉士協会	891-0304	鹿児島県指宿市東方7531	(医)全隆会 指宿竹元病院 気付	0993-23-2311	0993-24-5860	
沖縄県精神保健福祉士協会	904-0012	沖縄市安慶田4-10-3	(医)卯の会 新垣病院 気付	098-933-2756	098-932-9677	

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ(概要)

1. 目的

- ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの。(労働力不足への対応が目的ではない)
- ・日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。

2. 受入れ国

- ・インドネシア共和国、フィリピン共和国

3. 人数枠

平成24年度 300人(インドネシア、フィリピンともに同じ人数)

※日本の労働市場に悪影響を及ぼさないようにする観点から上限を設定

- ・平成20年度実績: インドネシア人候補者104人
- ・平成21年度実績: インドネシア人候補者189人、フィリピン人候補者217人
- ・平成22年度実績: インドネシア人候補者77人、フィリピン人候補者82人
- ・平成23年度実績: インドネシア人候補者58人、フィリピン人候補者61人

4. 在留期間

- ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。
- ・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。
- ・滞在中の在留資格は「特定活動」。

5. 要件

- ・候補者 …… 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士資格認定者
- ・受入施設 …… ①定員30名以上の介護施設であること
②介護職員数(候補者を除く)が法令に基づく配置基準を満たすこと
③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること
④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと
⑤適切な研修体制を確保すること 等
(候補者・受入施設ともに就労コースの場合の要件)

6. その他

- ・受入れの実務は、協定に基づく唯一の受入れ調整機関である(社)国際厚生事業団が行う。

介護福祉士資格取得に向けたEPA候補者の学習（全体像）



厚生労働省による候補者、受入施設に対する支援

受入支援 （国際厚生事業団）

・巡回訪問指導 ・相談窓口の設置 ・日本語統一試験 ・漢字統一試験 ・受入施設担当者向けの説明会 等

学習費用の補助 （都道府県）

・候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用を補助【候補者1人当たり23.5万円以内】
（日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等の費用）

学習支援 （実施団体：公募）

・日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
・介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）
・介護福祉士の資格を取得できずに帰国する候補者に対する再チャレンジ支援（模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置）

（参考）23年度実績

20年度入国候補者：集合研修5回

通信添削指導7回

新規

EPA候補者の介護福祉士国家試験の受験について

1 第24回介護福祉士国家試験の実施について

- 本年度の介護福祉士国家試験より、EPA候補者が初めて受験

(参考1) EPA候補者受験者数 計95名

- ・ EPA介護福祉士候補者（インドネシア20年度入国者）94名
（うち実技免除者（筆記試験のみ）80名、実技試験必要者14名）
- ・ EPA介護福祉士候補者（フィリピン21年度入国者）1名（実技試験必要者）

※1 インドネシア入国者数104名（10名は雇用契約終了）。雇用契約中の者は、全員受験

※2 フィリピンの1名はEPAによる来日前に国内の就業期間があり、3年間の実務経験を満たしている者

(参考2) 本年度介護福祉士国家試験受験者数 137,961名（対前年▲10.5%）

- ・ 過去の受験者数 154,223名（平成22年度試験） 153,811名（平成21年度試験）

2 合格発表までのスケジュール

- 筆記試験 1月29日（日）28都道府県で実施
- 実技試験受験案内 2月17日（金）発送
- 実技試験 3月4日（日）12都道府県で実施
- 合格発表 3月28日（水）13時（一般受験者と同様、実技試験免除者を含め合否発表）

3 EPA候補者への配慮

- 試験問題における難解な用語等に配慮（昨年度より実施）
※ 難しい漢字へのふりがなの付記や、疾病名への英語併記等
- 試験地を各都道府県1会場において、一般の受験者と別室にて受験
（試験の事前説明の丁寧な対応のため）

介護福祉士国家試験問題における難しい用語の取扱い

介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて、候補者などに対して配慮するため、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現にした。今回の試験では、全120問中、127カ所について改善を実施。

※EPA候補者の最初の受験（平成24年1月）の前年度より実施

見直しの概要

- ① 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。

例) 石^{けん} 嶮^{かつとう} 葛^{おい} 藤^{ぼう} 甥^{せう}

- ② 易しい用語に置き換えても現場が混乱しないと思われるものについては、置き換え、複合語の分解、平易に表現する等の方法で見直しを行う。

- ③ 介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語は、原則として置き換えないが、難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなどの改善を図る。

- 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。

例) 咀^{そしゃく} 嚼^{えんげ} 嚥^{せいしき} 下^{まひ} 清^{ぎゃくだい} 拭^き 麻^ま 痺^び 虐^{ぎゃく} 待^{たい}

- 英語の正式名称及び一般的に使用されている日本語訳を併記する。

例) ADL→ADL (Activities of Daily Living;日常生活動作)

ICF →ICF (International Classification of Functioning,Disability and Health;国際生活機能分類)

- 疾病名への英語併記

例) 認知症 (dementia) 脳梗塞 (cerebral infarction) 糖尿病 (diabetes mellitus)

- 外国人名への原語併記

例) マズロー (Maslow,A.H.) キューブラー・ロス (Kübler-Ross,E.)

外国人介護福祉士候補者に対する学習支援策の概要等

意欲と能力のある候補者が一人でも多く介護福祉士の資格を取得できるよう、平成24年度予算案において、以下の事業を実施するために必要な経費を盛り込んだところ。

各自治体におかれては、管内の受入施設に対して、積極的な周知を行うとともに、事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に財政負担を求めるものではない。

1. 受入施設が行う候補者の学習に対する支援（外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業）

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習に対する支援を継続して行う。

※ 対象となる学習経費の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等

補助率：定額（10／10）

候補者1人当たり年間23.5万円以内

2. 日本語及び介護分野の専門知識等の学習に関する支援（外国人介護福祉士候補者学習支援事業）

受入施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を継続して実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を開始する。

※ EPAに関する様々な情報については、「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を実施しているところ。今後とも、適時情報提供を行っていくが、御不明な点等があれば、当局にお知らせ願いたい。

・ EPA介護福祉士候補者に係る職員等の配置の基準の取扱いについて(案)

- 現在、EPA介護福祉士候補者については、「受入指針告示」により、受入施設の要件の1つとして「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされており、この結果、職員等の配置の基準の算定対象とされていない。
- この「受入指針告示」を改正し、候補者を職員等の配置の基準上の算定対象に一部含めることにしたい。

1. 配置基準への算定の可否(※)

- (1) 夜勤に係る加算及び昼間のユニット単位での配置基準等については、算入できることにする。
- (2) 候補者を除いて職員の基本の配置基準(例：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員：利用者＝1：3の基準・夜勤の基本の配置基準)を満たすことは、引き続き受入施設の要件とする。

2. 対象者

- 以下の①又は②を満たす候補者を、上記1(1)の算定対象とする。

- ① 受入施設での就労開始日から雇用契約が1年に達した者
- ② 日本語能力試験N2以上を保有している者

(※) 考え方：研修施設としての質の確保の観点から、候補者以外で施設の人員最低基準を満たすことが必要。

一方で、候補者が施設との雇用関係に基づき勤務していることを評価し、夜勤加算基準等へ算入できることにする。

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関（別紙参照）が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

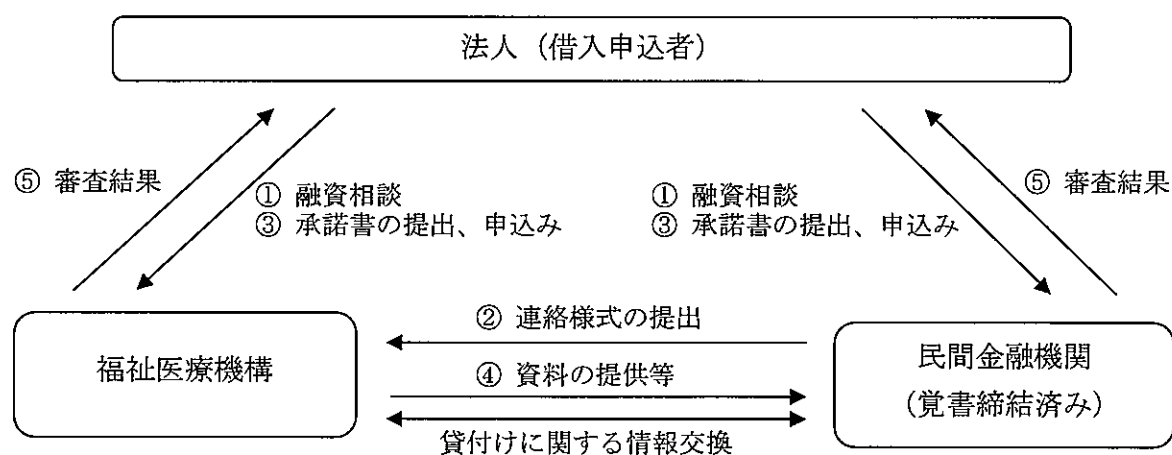
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

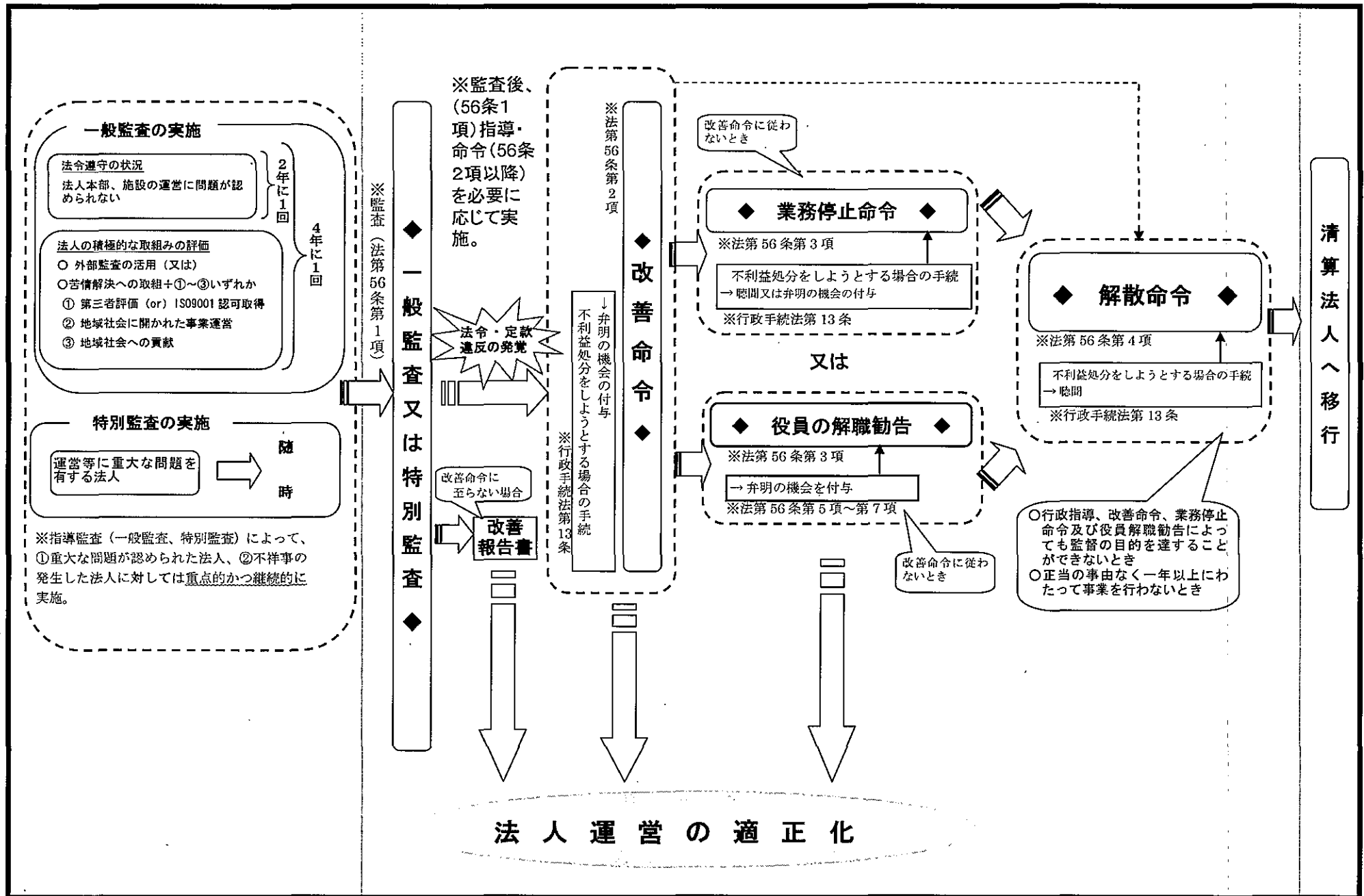
※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成24年1月31日現在)

都道府県	金融機関名				
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫
青 森	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫	北門信用金庫
	みちのく銀行	青森銀行			
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合
宮 城	花巻信用金庫	一関信用金庫	盛岡信用金庫		
秋 田	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫
	秋田銀行	北都銀行			
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫
	米沢信用金庫				
福 島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫	会津信用金庫	
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫
	筑波銀行				
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫
	大田原信用金庫				
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫		
埼 玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	東京東信用金庫
	川口信用金庫				
千 葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合
	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	館山信用金庫		
東 京	東京都市銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	三菱東京UFJ信託銀行	東京スター銀行
	多摩信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	さわやか信用金庫	
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合
	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫	神奈川県医師信用組合	
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合
	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫		
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫				
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合
	都留信用組合				
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	松本信用金庫	長野県信用組合			
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
	岐阜銀行	関信用金庫			
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫
	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会			
愛 知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫
	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	いちい信用金庫
	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫
	瀬戸信用金庫				
三 重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	桑名信用金庫
	北伊勢上野信用金庫				
滋 賀	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	
京 都	京都銀行	京都信用金庫	京都北部信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会
大 阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	池田泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫
	摂津水都信用金庫	関西アーバン銀行	大阪商工信用金庫	大阪東信用金庫	
兵 庫	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合
	但馬信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫		
奈 良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫			
鳥 取	鳥取銀行	米子信用金庫			
島 根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行	
	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
岡 山	おかやま信用金庫	備前信用金庫	備北信用金庫		
広 島	広島銀行	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫
山 口	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫		
徳 島	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫		
香 川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	
愛 媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
高 知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫		
福 岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫
	北九州銀行				
佐 賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫		
長 崎	十八銀行	親和銀行			
熊 本	肥後銀行	熊本ファミリー銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫
大 分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	
宮 崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行			
鹿 児 島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫
	鹿児島信用金庫				
沖 縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行		
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫			
合 計			291機関		

法人指導監査後の流れ



都道府県・指定都市・中核市別 社会福祉法人数 (国所管分含む)

(1) 都道府県

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課調べ

22年度末現在 (平成23年3月31日現在)

番号	都道府県名	総数 (計①～④)	①社会福祉 協議会	②社会福祉 事業団	③共同募金会	④その他の 一般法人	厚生労働大臣 所管法人 (再掲) <A>	地方厚生局長 所管法人 (再掲)
1	北海道	604	177	3	1	423	0	1
2	青森県	423	40	0	1	382	0	4
3	岩手県	247	34	2	1	210	0	1
4	宮城県	153	35	0	1	117	1	0
5	秋田県	154	25	2	1	126	0	3
6	山形県	223	36	2	1	184	0	2
7	福島県	206	58	1	1	146	0	4
8	茨城県	478	45	4	1	428	0	4
9	栃木県	246	27	1	1	217	0	4
10	群馬県	415	35	1	1	378	0	0
11	埼玉県	617	63	6	1	547	0	16
12	千葉県	445	52	3	1	389	0	11
13	東京都	1,008	63	16	2	927	33	63
14	神奈川県	340	30	3	1	306	1	12
15	新潟県	271	30	0	1	240	0	4
16	富山県	134	15	0	1	118	0	0
17	石川県	169	19	1	1	148	0	0
18	福井県	211	18	2	1	190	0	2
19	山梨県	229	28	3	1	197	0	1
20	長野県	278	75	1	1	201	0	7
21	岐阜県	249	42	4	1	202	0	2
22	静岡県	275	34	0	1	240	1	5
23	愛知県	335	51	4	1	279	2	12
24	三重県	294	30	2	1	261	0	2
25	滋賀県	193	19	1	1	172	0	1
26	京都府	209	26	1	1	181	1	6
27	大阪府	631	40	2	1	588	3	27
28	兵庫県	442	38	3	1	400	1	13
29	奈良県	164	39	2	1	122	0	8
30	和歌山県	146	30	3	1	112	0	7
31	鳥取県	113	20	0	1	92	0	4
32	島根県	251	22	0	1	228	0	1
33	岡山県	190	26	4	1	159	0	8
34	広島県	244	22	1	1	220	0	7
35	山口県	237	19	5	1	212	0	1
36	徳島県	161	25	1	1	134	0	5
37	香川県	128	17	3	1	107	0	2
38	愛媛県	154	20	1	1	132	0	1
39	高知県	110	33	1	1	75	0	6
40	福岡県	612	58	1	1	552	0	8
41	佐賀県	229	21	0	1	207	0	5
42	長崎県	403	21	0	1	381	0	4
43	熊本県	478	45	6	1	426	0	3
44	大分県	248	18	1	1	228	0	4
45	宮崎県	266	26	2	1	237	0	4
46	鹿児島県	458	41	2	1	414	0	1
47	沖縄県	370	42	1	1	326	0	1
全47県合計		14,441	1,730	102	48	12,561	43	287
国所管法人 (A+B)							330	

(2) 指定都市

※指定都市は、22年度末時点の該当自治体。

22年度末現在（平成23年3月31日現在）

番号	都道府県名	総数 (計①～④)	①社会福祉 協議会	②社会福祉 事業団	③共同募金会	④その他の 一般法人	厚生労働大臣 所管法人 (再掲)＜A＞	地方厚生局長 所管法人 (再掲)＜B＞
48	札幌市	179	11	1	0	167		
49	仙台市	69	2	0	0	67		
50	さいたま市	73	1	1	0	71		
51	千葉市	69	1	1	0	67		
52	横浜市	243	19	0	0	224		
53	川崎市	57	8	1	0	48		
54	新潟市	125	1	0	0	124		
55	静岡市	74	1	1	0	72		
56	浜松市	75	1	1	0	73		
57	名古屋市	176	17	1	0	158		
58	京都市	221	12	0	0	209		
59	大阪市	246	25	0	0	221		
60	堺市	101	1	1	0	99		
61	神戸市	150	10	0	0	140		
62	岡山市	79	1	0	0	78		
63	広島市	92	9	1	0	82		
64	北九州市	158	8	1	0	149		
65	福岡市	205	8	1	0	196		
全18市合計		2,392	136	11	0	2,245	0	0

(3) 中核市

※中核市は、22年度末時点の該当自治体。

22年度末現在（平成23年3月31日現在）

番号	都道府県名	総数 (計①～④)	①社会福祉 協議会	②社会福祉 事業団	③共同募金会	④その他の 一般法人	厚生労働大臣 所管法人 (再掲)＜A＞	地方厚生局長 所管法人 (再掲)＜B＞
66	旭川市	50	1	0	0	49		
67	函館市	32	1	0	0	31		
68	青森市	87	1	0	0	86		
69	盛岡市	47	1	1	0	45		
70	秋田市	56	1	0	0	55		
71	郡山市	22	1	1	0	20		
72	いわき市	41	1	0	0	40		
73	宇都宮市	77	1	0	0	76		
74	前橋市	61	1	0	0	60		
75	川越市	25	1	0	0	24		
76	船橋市	34	1	0	0	33		
77	柏市	24	1	0	0	23		
78	横須賀市	34	1	1	0	32		
79	相模原市	57	1	1	0	55		
80	富山市	59	1	1	0	57		
81	金沢市	114	1	0	0	113		
82	長野市	56	1	0	0	55		
83	岐阜市	35	1	1	0	33		
84	豊橋市	33	1	0	0	32		
85	豊田市	17	1	1	0	15		
86	岡崎市	33	1	1	0	31		
87	大津市	46	1	1	0	44		
88	高槻市	35	1	1	0	33		
89	東大阪市	68	1	1	0	66		
90	姫路市	76	1	1	0	74		
91	西宮市	34	1	2	0	31		
92	尼崎市	47	1	0	0	46		
93	奈良市	35	1	0	0	34		
94	和歌山市	61	1	0	0	60		
95	倉敷市	74	1	1	0	72		
96	福山市	97	1	0	0	96		
97	下関市	54	1	1	0	52		
98	高松市	53	1	0	0	52		
99	松山市	53	1	1	0	51		
100	高知市	51	1	0	0	50		
101	久留米市	67	1	0	0	66		
102	長崎市	103	1	1	0	101		
103	熊本市	148	1	1	0	146		
104	大分市	69	1	0	0	68		
105	宮崎市	103	1	1	0	101		
106	鹿児島市	105	1	0	0	104		
全41市合計		2,373	41	20	0	2,312		

全106県市計（ア）	19,206	1,907	133	48	17,118	43	287
自治体所管法人（ウ＝ア－イ）							330
				国所管法人（イ＝A＋B）			

社会福祉施設等の耐震化状況

都道府県・市名		全棟数 A	S57以降 建築の棟数 B	改修の必要が ない棟数 C	改修済、 改修中数 D	耐震済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
全国計		146,221	107,293	6,947	4,605	118,845	81.3%
1	北海道	5,408	3,784	125	57	3,966	73.3%
2	青森県	2,204	1,638	43	26	1,707	77.5%
3	岩手県	1,731	1,241	48	26	1,315	76.0%
4	宮城県	1,545	1,158	132	57	1,347	87.2%
5	秋田県	1,447	1,175	22	9	1,206	83.3%
6	山形県	1,993	1,542	53	8	1,603	80.4%
7	福島県	1,824	1,324	93	25	1,442	79.1%
8	茨城県	2,803	2,113	70	63	2,246	80.1%
9	栃木県	2,075	1,644	22	15	1,681	81.0%
10	群馬県	2,422	1,905	35	41	1,981	81.8%
11	埼玉県	4,858	3,739	125	139	4,003	82.4%
12	千葉県	3,842	2,931	285	98	3,314	86.3%
13	東京都	9,423	6,193	1,145	936	8,274	87.8%
14	神奈川県	1,834	1,284	152	127	1,563	85.2%
15	新潟県	2,424	1,771	72	64	1,907	78.7%
16	富山県	1,111	814	60	24	898	80.8%
17	石川県	1,318	901	40	43	984	74.7%
18	福井県	1,554	1,074	146	62	1,282	82.5%
19	山梨県	1,648	1,194	114	58	1,366	82.9%
20	長野県	2,985	2,200	88	74	2,362	79.1%
21	岐阜県	2,181	1,622	200	84	1,906	87.4%
22	静岡県	2,569	2,047	118	130	2,295	89.3%
23	愛知県	3,641	2,478	407	295	3,180	87.3%
24	三重県	2,512	1,902	214	98	2,214	88.1%
25	滋賀県	1,261	953	72	32	1,057	83.8%
26	京都府	1,589	1,108	74	55	1,237	77.8%
27	大阪府	3,878	2,550	180	222	2,952	76.1%
28	兵庫県	3,369	2,472	128	117	2,717	80.6%
29	奈良県	1,350	996	32	33	1,061	78.6%
30	和歌山県	1,296	824	95	71	990	76.4%
31	鳥取県	1,236	883	71	19	973	78.7%
32	島根県	1,607	1,226	24	13	1,263	78.6%
33	岡山県	1,498	1,129	27	11	1,167	77.9%
34	広島県	2,194	1,604	64	36	1,704	77.7%
35	山口県	1,749	1,233	51	21	1,305	74.6%
36	徳島県	1,560	1,203	61	20	1,284	82.3%
37	香川県	1,166	828	39	49	916	78.6%
38	愛媛県	1,806	1,349	32	27	1,408	78.0%
39	高知県	1,064	768	30	20	818	76.9%
40	福岡県	3,245	2,450	52	39	2,541	78.3%
41	佐賀県	1,668	1,252	37	21	1,310	78.5%
42	長崎県	1,960	1,531	52	7	1,590	81.1%
43	熊本県	1,805	1,403	18	12	1,433	79.4%
44	大分県	1,551	1,155	37	34	1,226	79.0%
45	宮崎県	1,352	1,029	57	24	1,110	82.1%
46	鹿児島県	2,463	1,831	47	23	1,901	77.2%
47	沖縄県	1,722	1,277	7	16	1,300	75.5%
都道府県計		107,741	78,728	5,096	3,481	87,305	81.0%

都道府県・市名	全棟数	S57以降 建築の棟数	改修の必要が ない棟数	改修済、 改修中数	耐震済の棟数	耐震化率
48 札幌市	1,464	1,188	14	13	1,215	83.0%
49 仙台市	890	726	47	39	812	91.2%
50 さいたま市	1,004	792	30	28	850	84.7%
51 千葉市	552	418	70	14	502	90.9%
52 横浜市	2,114	1,753	126	100	1,979	93.6%
53 川崎市	1,068	782	135	37	954	89.3%
54 相模原市	513	436	33	12	481	93.8%
55 新潟市	848	670	43	5	718	84.7%
56 静岡市	696	519	31	85	635	91.2%
57 浜松市	808	635	67	38	740	91.6%
58 名古屋市	1,671	1,187	145	119	1,451	86.8%
59 京都市	1,267	839	77	24	940	74.2%
60 大阪市	1,998	1,271	143	131	1,545	77.3%
61 堺市	585	443	15	11	469	80.2%
62 神戸市	1,379	1,025	95	50	1,170	84.8%
63 岡山市	940	715	16	11	742	78.9%
64 広島市	919	644	11	5	660	71.8%
65 北九州市	1,140	805	11	10	826	72.5%
66 福岡市	1,015	698	76	23	797	78.5%
政令市計	20,871	15,546	1,185	755	17,486	83.8%
67 旭川市	538	390	0	4	394	73.2%
68 函館市	360	269	8	3	280	77.8%
69 青森市	351	284	2	3	289	82.3%
70 盛岡市	409	311	12	1	324	79.2%
71 秋田市	394	335	6	4	345	87.6%
72 郡山市	370	256	10	13	279	75.4%
73 いわき市	352	258	6	1	265	75.3%
74 宇都宮市	434	366	0	5	371	85.5%
75 前橋市	379	314	11	9	334	88.1%
76 川越市	203	154	3	0	157	77.3%
77 船橋市	337	211	33	7	251	74.5%
78 柏市	111	81	23	0	104	93.7%
79 横須賀市	343	243	10	14	267	77.8%
80 富山市	730	554	48	6	608	83.3%
81 金沢市	645	383	47	71	501	77.7%
82 長野市	623	467	12	10	489	78.5%
83 岐阜市	434	314	26	8	348	80.2%
84 豊田市	307	242	26	26	294	95.8%
85 豊橋市	304	201	42	38	281	92.4%
86 岡崎市	264	169	41	22	232	87.9%
87 大津市	357	265	7	6	278	77.9%
88 高槻市	288	214	15	1	230	79.9%
89 東大阪市	282	199	10	7	216	76.6%
90 姫路市	550	410	24	7	441	80.2%
91 西宮市	399	309	7	6	322	80.7%
92 尼崎市	310	181	15	5	201	64.8%
93 奈良市	314	242	12	4	258	82.2%
94 和歌山市	519	414	20	5	439	84.6%
95 倉敷市	494	339	26	3	368	74.5%
96 福山市	650	421	7	2	430	66.2%

都道府県・市名	全棟数	S57以降 建築の棟数	改修の必要が ない棟数	改修済、 改修中数	耐震済の棟数	耐震化率
97 下関市	430	281	7	7	295	68.6%
98 高松市	613	506	25	8	539	87.9%
99 松山市	436	328	17	14	359	82.3%
100 高知市	536	359	9	9	377	70.3%
101 久留米市	375	290	3	5	298	79.5%
102 長崎市	628	458	14	10	482	76.8%
103 熊本市	658	499	8	10	517	78.6%
104 大分市	785	618	23	7	648	82.5%
105 宮崎市	471	369	33	4	406	86.2%
106 鹿児島市	626	515	18	4	537	85.8%
中核市計	17,609	13,019	666	369	14,054	79.8%

(注1)平成22年4月1日現在

(注2)全棟数は、棟数からH22以降廃止予定を差し引いたもの

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況について

(単位:千円)

都道府県名	執行可能額			執行済額		22年度下半期 終了時における 残高	執行見込み額		23年度末 執行見込み額		不用見込額	備 考
	A	交付決定額	運用収入額									
				B	C(A-B)	D	E	F(G-D)				
1 北海道	7,210,510	7,170,640	39,870	1,354,735	18.8%	5,855,775	5,855,775	81.2%	7,210,510	100.0%	0	
2 青森県	2,533,618	2,522,345	11,273	856,345	33.8%	1,677,273	1,677,273	66.2%	2,533,618	100.0%	0	
3 岩手県	1,596,318	1,594,049	2,269	189,032	11.8%	1,407,286	1,407,286	88.2%	1,596,318	100.0%	0	
4 宮城県	1,058,145	1,054,250	3,895	292,824	27.7%	765,321	559,000	52.8%	851,824	80.5%	206,321	現時点における 執行見込み額
5 秋田県	2,316,074	2,312,223	3,851	962,857	41.6%	1,353,217	1,353,217	58.4%	2,316,074	100.0%	0	
6 山形県	733,423	732,819	604	317,066	43.2%	416,357	416,357	56.8%	733,423	100.0%	0	
7 福島県	1,963,784	1,960,706	3,078	486,241	24.8%	1,477,543	1,477,543	75.2%	1,963,784	100.0%	0	
8 茨城県	2,161,978	2,154,970	7,008	878,728	40.6%	1,283,250	1,283,250	59.4%	2,161,978	100.0%	0	
9 栃木県	4,013,859	3,993,550	20,309	560,245	14.0%	3,453,614	3,453,614	86.0%	4,013,859	100.0%	0	
10 群馬県	2,905,084	2,902,648	2,436	422,282	14.5%	2,482,802	2,482,802	85.5%	2,905,084	100.0%	0	
11 埼玉県	2,342,494	2,329,965	12,529	990,824	42.3%	1,351,670	1,351,670	57.7%	2,342,494	100.0%	0	
12 千葉県	1,852,382	1,850,000	2,382	83,069	4.5%	1,769,293	1,769,293	95.5%	1,852,382	100.0%	0	
13 東京都	6,713,705	6,713,705	0	264,777	3.9%	6,448,928	1,027,000	15.3%	1,291,777	19.2%	5,421,928	現時点における 執行見込み額
14 神奈川県	1,757,133	1,752,065	5,068	68,883	3.9%	1,688,250	1,688,250	96.1%	1,757,133	100.0%	0	
15 新潟県	2,001,881	2,000,000	1,881	75,660	3.8%	1,926,221	157,000	7.8%	232,660	11.6%	1,789,221	現時点における 執行見込み額
16 富山県	1,159,408	1,158,302	1,106	103,606	8.9%	1,055,802	175,000	15.1%	278,606	24.0%	880,802	現時点における 執行見込み額
17 石川県	1,128,699	1,124,505	4,194	350,885	31.1%	777,814	247,423	21.9%	598,307	53.0%	530,392	現時点における 執行見込み額
18 福井県	785,525	781,407	4,118	15,480	2.0%	770,045	770,045	98.0%	785,525	100.0%	0	
19 山梨県	1,036,486	1,035,027	1,459	761,793	73.5%	274,693	22,000	2.1%	783,793	75.6%	252,693	現時点における 執行見込み額
20 長野県	2,006,433	2,003,000	3,433	818,520	40.8%	1,187,913	1,187,913	59.2%	2,006,433	100.0%	0	
21 岐阜県	556,397	552,848	3,549	64,222	11.5%	492,175	492,175	88.5%	556,397	100.0%	0	
22 静岡県	4,314,018	4,301,133	12,885	1,350,440	31.3%	2,963,578	2,963,578	68.7%	4,314,018	100.0%	0	
23 愛知県	1,693,065	1,681,505	11,560	71,822	4.2%	1,621,243	1,621,243	95.8%	1,693,065	100.0%	0	
24 三重県	1,675,348	1,669,032	6,316	537,454	32.1%	1,137,894	1,137,894	67.9%	1,675,348	100.0%	0	
25 滋賀県	473,285	471,150	2,135	254,993	53.9%	218,292	218,292	46.1%	473,285	100.0%	0	
26 京都府	2,142,593	2,136,000	6,593	122,080	5.7%	2,020,513	2,020,513	94.3%	2,142,593	100.0%	0	
27 大阪府	5,028,134	5,016,626	11,508	1,031,845	20.5%	3,996,289	3,996,289	79.5%	5,028,134	100.0%	0	
28 兵庫県	3,580,181	3,576,648	3,533	1,131,238	31.6%	2,448,943	2,448,943	68.4%	3,580,181	100.0%	0	
29 奈良県	1,288,944	1,284,309	4,635	960,285	74.5%	328,659	328,659	25.5%	1,288,944	100.0%	0	
30 和歌山県	716,377	711,218	5,159	629,703	87.9%	86,674	86,674	12.1%	716,377	100.0%	0	
31 鳥取県	2,278,158	2,267,641	10,517	37,567	1.6%	2,240,591	2,240,591	98.4%	2,278,158	100.0%	0	
32 島根県	3,178,131	3,172,946	5,185	210,783	6.6%	2,967,348	2,967,348	93.4%	3,178,131	100.0%	0	
33 岡山県	2,390,253	2,383,703	6,550	1,000,792	41.9%	1,389,461	387	0.0%	1,001,179	41.9%	1,389,074	23年度事業分 のみ記載
34 広島県	1,802,509	1,795,000	7,509	433,478	24.0%	1,369,031	1,369,031	76.0%	1,802,509	100.0%	0	
35 山口県	1,214,115	1,213,378	737	366,799	30.2%	847,316	847,316	69.8%	1,214,115	100.0%	0	
36 徳島県	664,748	663,354	1,394	107,856	16.2%	556,892	556,892	83.8%	664,748	100.0%	0	
37 香川県	511,226	510,000	1,226	58,317	11.4%	452,910	452,910	88.6%	511,226	100.0%	0	
38 愛媛県	2,074,507	2,066,961	7,546	384,608	18.5%	1,689,899	1,689,899	81.5%	2,074,507	100.0%	0	
39 高知県	2,177,661	2,162,619	15,042	641,735	29.5%	1,535,926	1,535,926	70.5%	2,177,661	100.0%	0	
40 福岡県	5,565,788	5,540,759	25,029	2,235,258	40.2%	3,330,530	3,330,530	59.8%	5,565,788	100.0%	0	
41 佐賀県	1,254,150	1,251,581	2,569	654,998	52.2%	599,152	371,768	29.6%	1,026,766	81.9%	227,384	現時点における 執行見込み額
42 長崎県	2,546,857	2,540,116	6,741	177,188	7.0%	2,369,669	2,369,669	93.0%	2,546,857	100.0%	0	
43 熊本県	2,410,778	2,400,274	10,504	481,008	20.0%	1,929,770	1,929,770	80.0%	2,410,778	100.0%	0	
44 大分県	2,333,275	2,325,000	8,275	1,096,532	47.0%	1,236,743	1,236,743	53.0%	2,333,275	100.0%	0	
45 宮崎県	1,252,075	1,246,482	5,593	180,911	14.4%	1,071,164	1,071,164	85.6%	1,252,075	100.0%	0	
46 鹿児島県	4,752,133	4,721,500	30,633	1,629,782	34.3%	3,122,351	3,122,351	65.7%	4,752,133	100.0%	0	
47 沖縄県	1,429,001	1,429,001	0	220,390	15.4%	1,208,611	1,208,611	84.6%	1,429,001	100.0%	0	
合 計	106,580,646	106,236,960	343,686	25,925,955	24.3%	80,654,691	69,976,877	65.7%	95,902,832	90.0%	10,677,814	

(注)平成23年10月末現在

全国社会福祉協議会調べ

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	都道府県別 6年間実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	60
2	青森県	5	19	34	12	19	26	115
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	116
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	13
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	10
6	山形県	0	2	2	1	4	2	11
7	福島県	0	0	3	8	9	6	26
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	14
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	42
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	58
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	127
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	208
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	10,289
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	686
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	52
16	富山県	9	18	7	4	2	6	46
17	石川県	0	42	38	32	21	13	146
18	福井県	0	3	2	4	4	5	18
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	31
20	長野県	2	15	9	29	16	15	86
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	60
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	223
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	291
24	三重県	19	7	13	13	13	8	73
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	13
26	京都府	80	115	254	185	192	207	1,033
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	301
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	224
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	7
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	18
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	103
32	島根県	0	1	4	1	2	1	9
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	3
34	広島県	0	0	0	1	16	21	38
35	山口県	41	39	25	14	10	14	143
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	12
37	香川県	0	0	8	2	5	5	20
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	36
39	高知県	0	2	1	3	1	0	7
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	36
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	10
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	35
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	115
44	大分県	11	14	18	14	6	7	70
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	3
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	25
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	11
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	15,073

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。

社会福祉法人の新会計基準について

平成 23 年 7 月 27 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

1. 新基準を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(以下、「新基準」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20. 4～H23. 3 全25回)

委員:公認会計士、オブザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2. 新基準の基本的な考え方

- ◆ 社会福祉法人が行う全ての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用対象とする。
- ◆ 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資するものとする。
- ◆ 新基準の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準（平成20年4月）、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準の構成

- (1) 基準と注解：会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2) 運用指針：会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したもの。
- (3) 移行時の取扱い：従来の会計ルールから新会計基準へ移行するにあたっての取扱いを示したもの。

4. 新基準における主な改正点

(1) 適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

◆ 現行基準

	事業	原則	運用実態
社会福祉事業	障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる)
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による (指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい)
	特養等介護保険施設		指導指針が望ましい (会計基準によることができる)
	就労支援事業		就労支援会計処理基準による
	授産施設		授産施設会計基準による
	重症心身障害児施設		病院会計準則による
	訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による
	病院・診療所		病院会計準則による
公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可	
収益事業		一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用	

◆ 新基準

	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	<u>全ての社会福祉法人に新基準を適用する</u>
公益事業		
収益事業		

(2) 計算書類の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成。
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ①資金収支計算書
- ②事業活動収支計算書
- ③貸借対照表
- ④財産目録

+

- ⑤その他の明細書等

(注)適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準

【財務諸表】

- ①資金収支計算書
- ②事業活動計算書
- ③貸借対照表

+

④附属明細書(※)

- ⑤財産目録

(※)附属明細書

- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。

(3) 区分方法の変更 ～拠点区分の考え方の導入～

- 法人全体の計算書類を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

①事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

②拠点区分

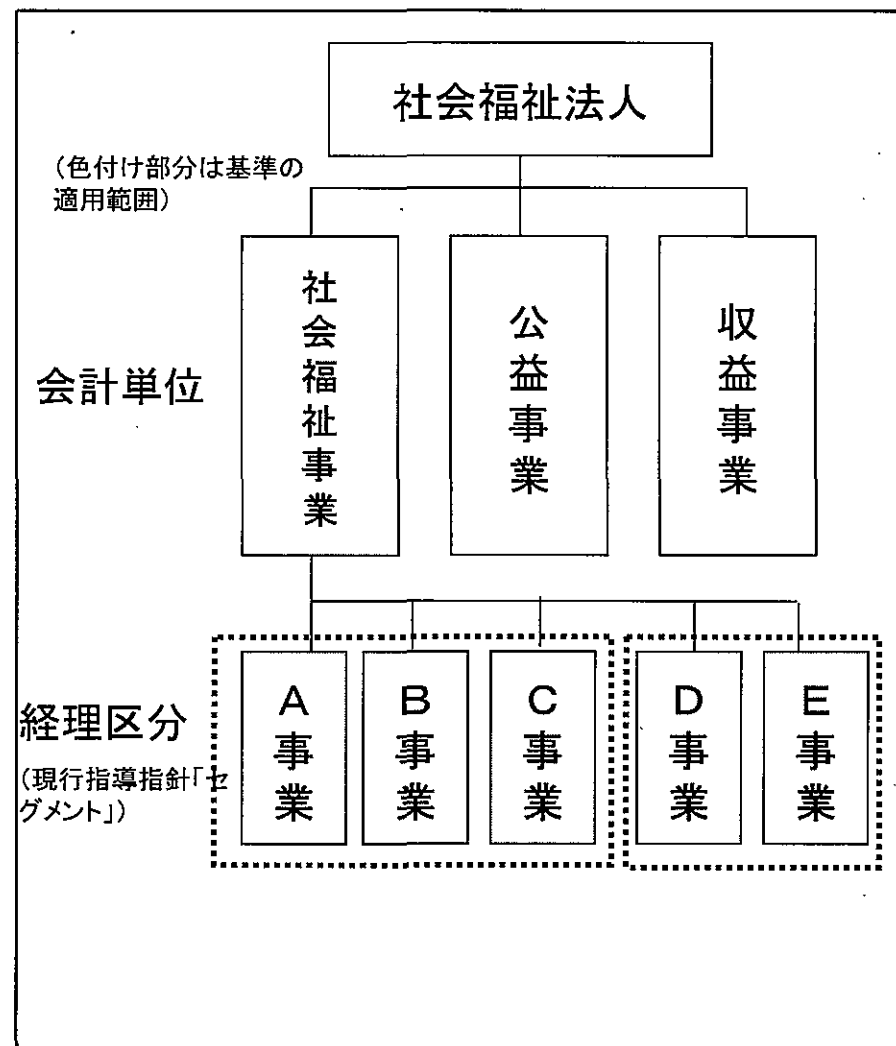
- ・事業区分を拠点（一体として運営される施設、事業所及び事務所）別に区分
（注）ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、
現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする。

③サービス区分

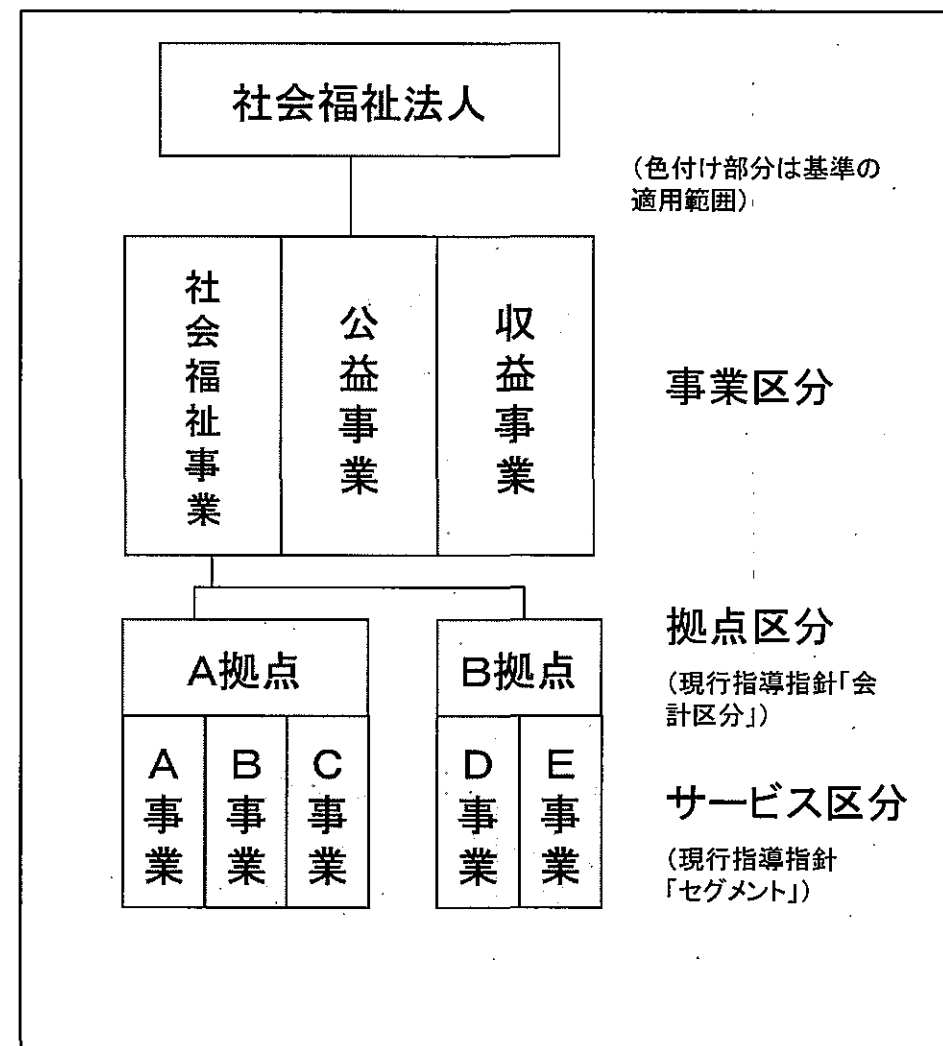
- ・その拠点で実施する事業別（例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護等）に区分
（注）現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いとする。
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書については、
その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを省略できる。
（注1）拠点区分事業活動明細書は経常増減差額までの表示で可。
（注2）介護老人福祉施設、障害福祉サービス事業所等では拠点区分事業活動明細書のみを作成し、
保育所、措置施設は拠点区分資金収支明細書のみを作成する。

(「区分方法の変更」イメージ)

◆ 現行基準



◆ 新基準



(4) 財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表 の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
集計 法人全体 (事業区分別)	〇〇第1号の2様式	〇〇第2号の2様式	〇〇第3号の2様式		左記様式では 事業区分間の 内部取引消去を 行う
集計 事業区分 (拠点区分別)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では 拠点区分間の 内部取引消去を 行う
集計 拠点区分 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は 記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計を サービス別に区分表 示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3では サービス区分間 の内部取引消 去を行う

(注1) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合には財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. 〇印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

(5)その他の主な変更点

① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

- **基本金**は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定。
- **国庫補助金等特別積立金**は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。

② 引当金の範囲

- ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

- **財務情報の透明性を向上させるため**、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、**1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。**

④ 退職共済制度の取扱いの明確化

- 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の**会計処理方法を明確化**。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。

⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- **会計処理方法を明確化**。

5. 移行期間について

＜移行期間に関する方針＞

- ・ 事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。
- ・ 平成27年度(予算)には全ての法人において移行する。



＜理由＞

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 一定の法人が先行的に移行することで、その他の法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した法人の実務者が実例を講義・周知することにより、その他の法人においても、より円滑な移行が期待できる。

参考1

附属明細書の考え方

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等

◆ 新基準

(1) 全事業に係る附属明細書

- ・基本財産及びその他の固定資産の明細書
- ・引当金の明細書
- ・拠点区分資金収支明細書
- ・拠点区分事業活動明細書
- ・借入金明細書
- ・寄附金収益明細書
- ・補助金事業等収益明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)明細書
- ・基本金明細書
- ・国庫補助金等特別積立金明細書
- ・積立金・積立資産明細書
- ・サービス区分間繰入金明細書
- ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書

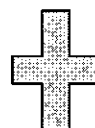
(2) 就労支援事業に係る附属明細書

- ・就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業製造原価明細書
- ・就労支援事業販管費明細書
- ・就労支援事業明細書 等

- 現行基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、8項目を追加し、15項目に拡充。
また、法人全体その他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。
(下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象
- ⑦その他必要な事項



◆ 新基準で新たに加えた注記事項

- ☆①継続事業の前提に関する注記
- ②法人で採用する退職給付制度
- ③拠点区分・サービス区分等
- ④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ⑥満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ☆⑦関連当事者との取引内容
- ☆⑧重要な偶発債務

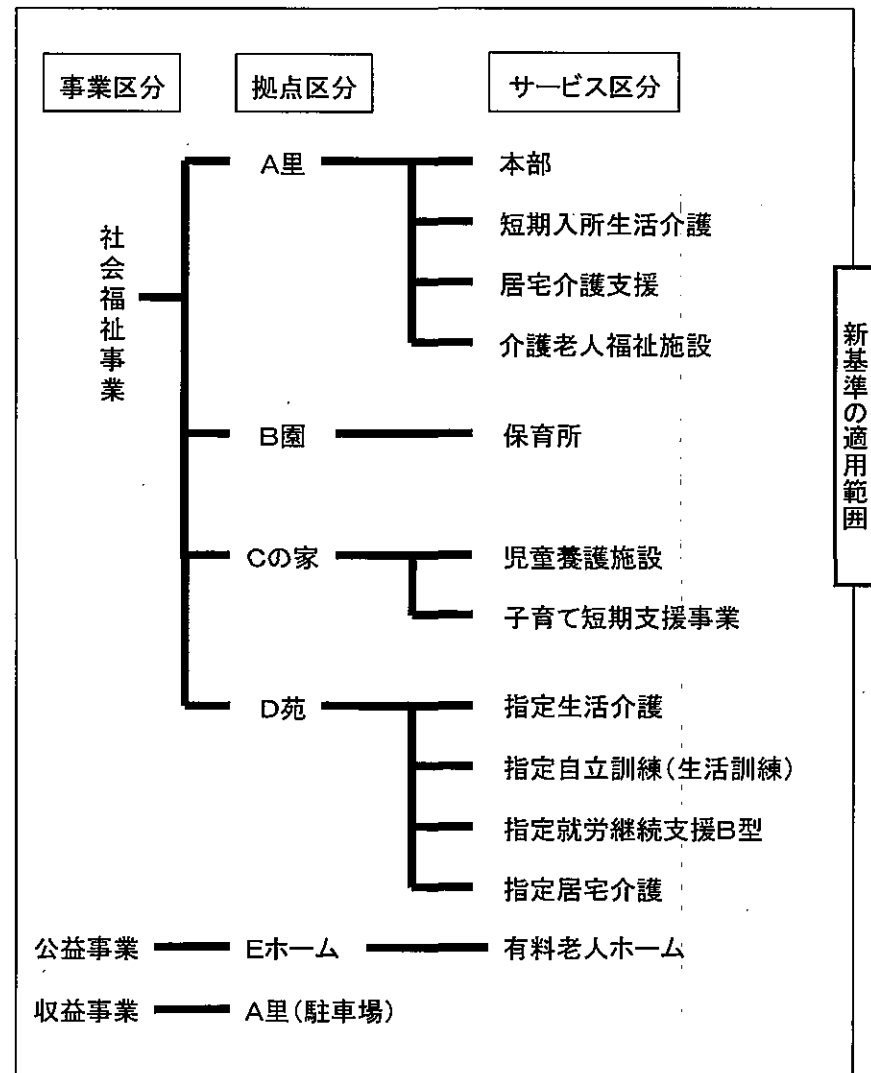
参考3-①

(「区分方法の変更」の事例による説明①)

現行基準



新基準



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

参考3-②

(「区分方法の変更」の事例による説明②)

拠点	各拠点で運営している事業
A里	介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。 また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。 さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。
B園	「保育所」(「地域子育て支援拠点事業」若しくは「一時預かり事業」を実施している場合は、保育所と同一のサービス区分とすることができる。)
Cの家	「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。
D苑	障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。 また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。
Eホーム	「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。

参考4－① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→ 現行基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。

そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

→ 基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→ 現行基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するものとする。

参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他の引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他の引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他の引当金



◆ 新基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4-③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

○ 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、例えば以下の会計手法を導入する。

(ア)1年基準(ワン・イヤー・ルール)

→ 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準

(イ)金融商品の時価会計

→ 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法

(ウ)リース会計

→ 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法

(エ)退職給付会計

→ 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法

(オ)減損会計

→ 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法

(カ)税効果会計

→ 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4－④ 退職共済制度の取扱いの明確化

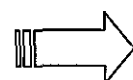
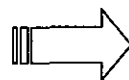
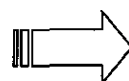
- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、約定の金額を退職給付引当金に計上する方法のほか、簡便な処理方法を明示する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理。

②都道府県等の実施する制度
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。

③採用している退職手当制度
従来、注記なし。



◆ 新基準

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理(変更なし)。

②都道府県等の実施する制度
ア 約定の金額を退職給付引当金に計上する。
イ 期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、同額を退職給付引当資産とする。
ウ 法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金とする方法。

③採用している退職給付制度
財務諸表の注記に明示。

参考4－⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
- 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。

(注) 共同募金配分金等については、現行基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

◆ 指導指針

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：寄附金として処理
- ②特別配分金：明記なし
- ③受配者指定寄附金：寄附金として処理

◆ 新基準

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ②特別配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ③受配者指定寄附金：寄附金として処理

(1) 移行期間終了をもって廃止する主な通知

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援施第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援施第8号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 4 「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
(昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について
(平成12年12月19日付け社援施第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 6 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援発第555号 社会・援護局長通知)
- 7 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」
(平成13年3月29日付け社援保発第23号・障障発第12号・障精発第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 8 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」 等・
(平成12年2月17日付け社援施第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2) 社会福祉法人以外の事業者に適用されるものとして存続(一部改正)する主な通知

- 1 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 2 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 3 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 4 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」
(平成18年10月2日付け社援発第1002001号 社会・援護局長通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」 等
(平成19年7月31日付け障障発第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)